

令和7年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

# 地域における在宅歯科医療と 多職種連携推進のための事例集

～ 地域包括ケアシステムの深化に向けて ～



歯科における認知症を含む高齢者への在宅医療・介護連携体制の調査検討事業

一般社団法人日本老年歯科医学会



要介護となっても住み慣れた地域で、最期まで口から食べ、自分らしく生きる。この普遍的な願いを支える基盤として、医療と介護が一体となった地域包括ケアシステムの深化が不可欠です。特に認知症の人を含む高齢者では、口腔管理の困難さや口腔機能低下に伴う食事制限、低栄養の問題、および誤嚥性肺炎のリスクが高まることなどから、在宅歯科医療の重要性はかつてないほど高まっています。

一方で、在宅歯科医療連携室をはじめとする「地域における在宅歯科診療の窓口」が、全国でどのような活動を行い、どのような課題に直面しているのか、その実態については十分な把握がなされていませんでした。また、各市区町村では、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業が展開されていますが、地域の在宅医療・介護連携推進事業の拠点と、在宅歯科医療との連携はまだまだ限定的で、拠点と拠点、事業と事業が結びつかず、地域の中で歯科が孤立しがちな現状があります。

本事業「歯科における認知症を含む高齢者への在宅医療・介護連携体制の調査検討事業」は、こうした現状を踏まえ、在宅歯科医療提供体制および医療・介護連携における実態を把握し、課題を整理するとともに、口腔管理・食支援体制の構築推進を目的として実施しました。具体的には、都道府県、市町村、歯科医師会が運営する在宅歯科医療連携室等の活動を調査し、連携プロセスを可視化するとともに、地域の実情に即した好事例を収集・分析しました。

在宅歯科医療を取り巻く環境は、都市部から中山間地域まで大きく異なります。それぞれの地域で異なる「困りごと」に対し、限られた資源の中で、関係者が知恵を絞り、ときには失敗を繰り返しながら紡ぎ出してきた、唯一無二の「連携のカタチ」を事例紹介します。本書が、各地域の特性に応じた連携体制整備の検討を促し、歯科を含む多職種連携の深化につながる一助となることを願っております。

最後に、本調査にご協力いただき、貴重な知見を共有してくださった全国の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

一般社団法人 日本老年歯科医学会

「歯科における認知症の人を含む高齢者の在宅医療・介護連携体制の調査検討事業」

検討委員会一同

## 第1部 事業の解説と事例の概要

- 2 **事業の解説**  
地域における多職種で連携した在宅歯科医療の連携体制とは
- 6 **事例の概要**  
地域の実情に合わせた在宅歯科医療連携の多様な構築モデル
- 8 **全体調査より**  
在宅歯科医療連携室の概況（取り組み、体制構築、今後の展望）
- 10 **【column①】** 在宅医療・介護連携の歯科医療参画促進における自治体歯科専門職の役割

## 第2(a)部 市区町村・郡市区歯科医師会の取組

- 12 **1.1 豊島区 I 在宅医療・介護連携推進事業の活用**  
豊島区歯科医師会と東京都豊島区の取り組み
- 15 **【column②】** 南砺市における在宅医療介護連携と歯科の役割
- 16 **1.2 名古屋市 I 在宅医療・介護連携推進事業の活用**  
名古屋市歯科医師会と名古屋市の取り組み
- 19 **【column③】** 「包括が要介護高齢者の口腔のトラブルの相談を受ける場合」の調整の実際と連携の工夫やコツについて
- 20 **1.3 山梨県 峡南地域（5町） I 在宅医療・介護連携推進事業の活用**  
峡南在宅医療支援センターと峡南地区歯科医師会の取り組み
- 22 **2 福岡市 II 病院との連携強化**  
福岡市歯科医師会による口腔管理推進室・地域連携室での取り組み
- 24 **3 札幌市 III 市独自の事業との連携**  
札幌市歯科医師会と札幌市の取り組み
- 26 **4 群馬県 4 地域 IV 基金事業の活用**
  - 1 富岡甘楽歯科医師会とかぶら在宅療養ネットワークセンターの取り組み
  - 2 藤岡多野歯科医師会と医療介護連携センターふじおかの取り組み
  - 3 館林邑楽歯科医師会と在宅医療介護連携相談センターたておうの取り組み
  - 4 太田新田歯科医師会と太田市在宅医療介護連携センターの取り組み
- 34 **【column④】** 地域医療の最前線に『基金』を流し込む

## 第2**b**部 都道府県・都道府県歯科医師会の取組

- |    |   |
|----|---|
| 36 | 5 鳥取県 I 在宅医療・介護連携推進事業との連携<br>鳥取県歯科医師会と行政・二次医療圏域ごとの取組    |
| 40 | 6 福岡県 II 各種事業の連携活用<br>福岡県歯科医師会の口腔管理推進室と関連事業の取り組み        |
| 44 | 7.1 愛知県 III 病院・施設との連携強化<br>愛知県歯科医師会と愛知県の取組              |
| 48 | 7.2 埼玉県 III 病院・施設との連携強化<br>埼玉県歯科医師会と埼玉県の取組              |
| 52 | 8.1 新潟県 IV 地域実情に合わせた取組<br>新潟県歯科医師会と行政・郡歯ごとの取り組み         |
| 56 | 8.2 神奈川県 IV 地域実情に合わせた取組<br>神奈川県歯科医師会の取り組み               |
| 60 | 8.3 大阪府 IV 地域実情に合わせた取組<br>大阪府歯科医師会における在宅歯科医療と多職種連携推進の取組 |

## 第3部 まとめ

- |    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 64 | まとめ<br>対象者のステージに応じた在宅歯科医療の多角的アプローチ |
| 65 | 掲載事例 自治体基礎データ                      |



# 第1部

## 事業の解説と 事例の概要

## 地域における多職種で連携した 在宅歯科医療の連携体制とは

札幌市保健福祉局 秋野 憲一  
日本歯科総合研究機構 増田絵美奈

地域で在宅歯科医療を希望する方や必要な方々に、十分な歯科医療を提供するためには、多職種で連携し提供していくことが重要です。在宅歯科医療を希望する方や必要な方々は自宅のみでなく、病院、高齢者施設、障害者施設等に入所されている可能性があります。そのため、その施設の職員や地域の連携の拠点となる場所等と連携し、対応することが必要です。また、その患者像によっては、病院

歯科等とも連携しつつ実施していくことが求められます。今後の高齢化等の社会変化に伴い、在宅歯科医療の需要は増加する可能性があり、介護と医療の両方を必要とする高齢者も増加することが想定されています。よって、地域の多職種で連携し、切れ目ない在宅歯科医療の提供体制の構築はこれまで以上に重要になると考えられます。

在宅歯科医療提供体制の構築（イメージ図）



## 厚生労働省や自治体の事業を活用した 在宅歯科医療の連携体制の構築について

地域における在宅歯科医療の連携体制の構築のために、いくつかの厚生労働省が設定する事業を活用する方法があります。

### 1つは 在宅医療・介護連携推進事業の活用 です。

在宅医療・介護連携推進事業は、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するための事業です。地域の医療・介護の専門職からの相談窓口の設置等を実施する事業として、厚生労働省が市町村を通じて交付する地域支援事業交付金等の活用が検討できます。

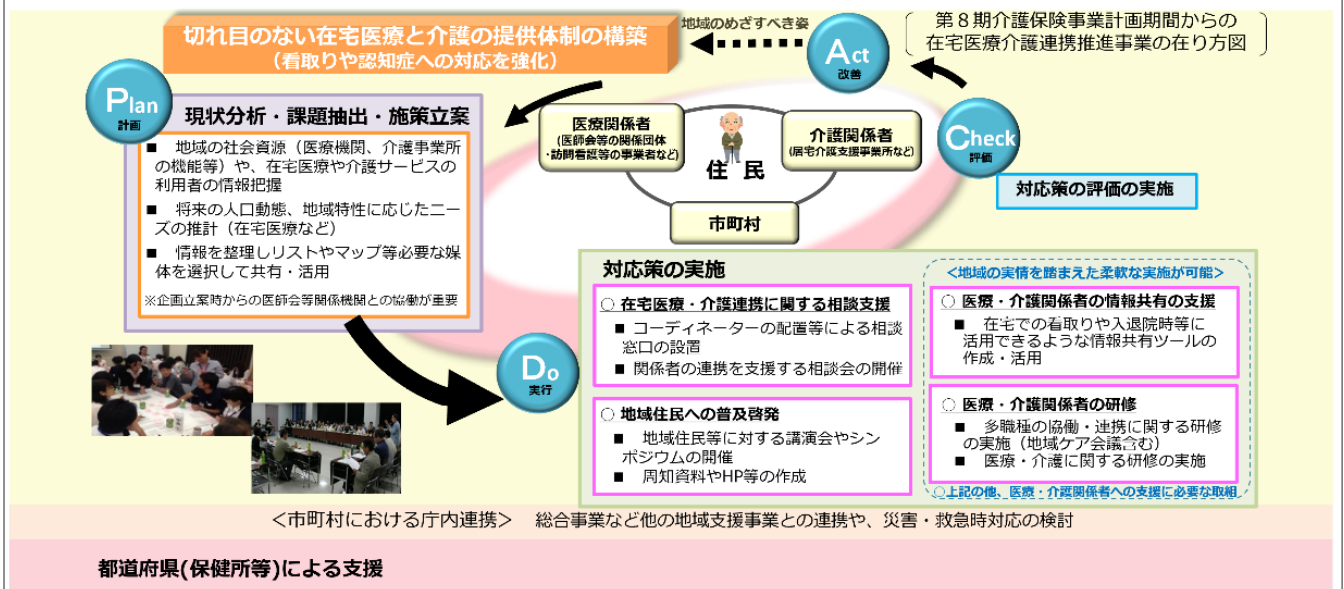
### 次に、在宅歯科医療連携室の活用 です。

在宅歯科医療連携室における地域住民や医療・介護の専門職からの相談対応等の実施により、在宅歯科医療を希望される方や必要な方を適切な歯科医療機関に繋ぐことが1つの対応案です。これは厚生労働省が都道府県を通じて交付する地域医療介護総合確保基金等の活用が検討できます。これ以外にも地域包括支援センターや在宅医療に必要な連携を担う拠点等の地域資源を有効的に活用しながら、地域における在宅歯科医療の連携体制の構築を検討頂ければと思います。

以降に在宅医療・介護連携推進事業及び在宅歯科医療連携室等について詳細を記載します。

## 在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



## 市町村・郡市区歯科医師会による 連携体制の構築

### ～在宅医療・介護連携推進事業の活用～

在宅医療・介護連携推進事業とは、厚生労働省が市町村に交付している介護保険関係の事業メニューであり、全国すべての市町村はこの事業をすることとなっています。事業内容は、3ページ下図に示しますが、在宅医療介護連携のコーディネーター配置等による相談窓口の設置、医療介護関係者に対する研修の実施、地域住民への在宅医療に関する普及啓発等が示されています。

在宅医療・介護連携推進事業は、在宅医療と介護の多職種連携を進めることを目的とした事業ですが、事業メニューとして歯科医療が具体的に明記されていないため、全国的に、郡市区歯科医師会等に事業委託されているケースはほとんどない状況となっています。しかし、在宅歯科医療は、在宅医療の重要な取組であり、医科歯科連携、歯科介護連携の推進のための各種事業に、在宅医療・介護連携推進事業の事業費を活用することは、当然、可能となっています。

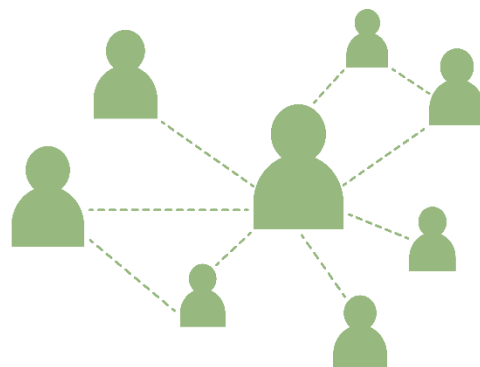
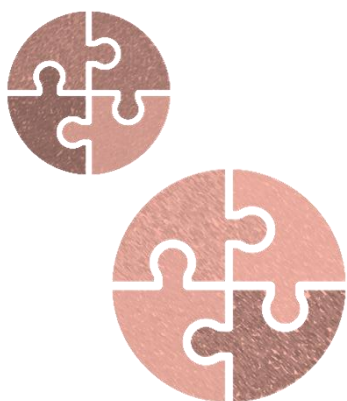
実際、東京都豊島区や名古屋市では、地元歯科医師会に事業委託を行い、歯科衛生士等の担当職員を配置し、患者や介護関係者からの在宅歯科医療に関する相談や歯科医療機関の照会等、地域の在宅歯科医療の多職種連携推進のための各種事業を実施しています。

在宅歯科医療の連携推進を主たる目的とした事業展開が難しい市町村においても、在宅医療・介護連携推進事業における多職種連携の取り組みを進める上で、多職種連携研修のテーマで定期的に在宅歯科医療を取り上げたり、在宅歯科医療の重要性について住民や医療介護関係者に情報発信する等、地域の在宅歯科医療の連携体制の構築に取り組むことが求められます。

#### 取組事例（第2㉔部）

- ・東京都豊島区（12ページ）  
「豊島区歯科医師会と東京都豊島区の取り組み」
- ・名古屋市（16ページ）  
「名古屋市歯科医師会と名古屋市の取り組み」

など





## 都道府県・都道府県歯科医師会による 連携体制の構築

### ～在宅歯科医療連携室等の活用～

在宅歯科医療連携室は、厚生労働省が都道府県に交付している「地域医療介護総合確保基金」の事業メニューとなっています。在宅歯科医療連携室では、患者や介護関係者からの訪問歯科診療に対応する歯科診療所の照会や在宅歯科医療に関する相談等に対応することとされています。多くの都道府県では、都道府県歯科医師会に事業委託を行い、相談員として歯科衛生士等を配置した在宅歯科医療連携室を設置しています。

在宅歯科医療連携室の整備数については、患者や介護関係者から身近な地域の相談を受けることから、厚生労働省は、都道府県の役割として、きめ細かな相談体制となるよう郡市区歯科医師会単位での設置に努めることが示されています。（令和6年3月28日付厚生労働省医政局長通知「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」）

都道府県及び都道府県歯科医師会においては、在宅歯科医療連携室等を活用しながら、①在宅医療に関わる様々な医療介護関係職種との連携体制の構築、②在宅歯科医療に従事する歯科医師や歯科衛生士の人材育成、③在宅歯科医療に関わる情報発信や普及啓発等に取り組む必要があります。

地域医療介護総合確保基金による在宅歯科医療連携室の整備の他、厚生労働省や都道府県では、在宅歯科医療の連携体制の整備に活用できる補助事業等がありますので、都道府県と都道府県歯科医師会は、自らの都道府県全体の在宅歯科医療の状況を把握・分析し、より効果的な事業展開を図ることが期待されます。

#### 取組事例（第2(b)部）

##### ・鳥取県（36 ページ）

「鳥取県歯科医師会と行政・二次医療圏域ごとの取組」

##### ・福岡県（40 ページ）

「福岡県歯科医師会の口腔管理推進室と関連事業の取り組み」

など

本事例集では様々な事業等を有効活用しつつ、地域における在宅歯科医療の連携体制の構築している事例をお示ししています。

本事例集を地域における在宅歯科医療の連携体制の構築の参考資料としていただければと思います。

## 地域の実情に合わせた 在宅歯科医療連携の多様な構築モデル

東京都健康長寿医療センター研究所 枝広あや子

地域在宅歯科医療連携に全国一律の正解はありません。その拠点を支える財源、活用できる既存施設、あるいは地域に根付いた多職種の関係性は、都市部から中山間地まで千差万別です。

本章では、行政事業継続性、歯科医師会の組織力、窓口現場の実務という三者の視点から、各地域が直面する課題に対し限られた資源の中で構築した「構造の多様性」を4つの切り口で概説します。

### 1 制度的枠組みと財源の基盤

連携室は単なる電話窓口ではありません。歯科医師会という職能団体を母体とし、歯科衛生士等の専門職が実務を担い、行政事業として位置づけられた“公的なハブ機能”を持つ組織です。主な財源として、以下の二つの枠組みが活用されています。

- ✓ **地域医療介護総合確保基金**：都道府県が主体となり、歯科医師会への委託や補助金を通じて、広域的な視点で活用されています。（多くの広域自治体）
- ✓ **在宅医療・介護連携推進事業**：市町村が主体となり、郡市区歯科医師会に委託して、地域の医療介護連携と密接に関わり、より生活圏域に近い相談窓口の設置や多職種連携推進のための会議や研修に活用されています。（豊島区、名古屋市）
- ✓ **他の事業との連携活用**：上記の財源で設置されたうえで、他の公的事業との実務的な連携が行われて住民支援に寄与しているケースが多くあります。（札幌市、福岡県など）

### 2 地域性と設置背景による機能の分化

地域の地理的・社会的特性によって、求められる拠点の姿は異なります。

- ✓ **都市部（ハブ機能重視）**：複雑化した医療資源の分断を解消するため、歯科医師会館や保健センターを拠点とした交通整理役、地盤固めとしての機能が重視されています。（例：豊島区、名古屋市、札幌市、福岡市、大阪府など）
- ✓ **中山間地・過疎地（アクセス重視）**：専門職不足や移動の困難さという課題に対し、病院内や商工会議所など、地域で人が集まる場所に拠点を付加。病院への依存度が高い地域では、医科歯科連携の核としての役割も期待されます。（例：峡南地域、藤岡多野地域など）
- ✓ **生活圏域重視**：県単位の一律な枠組みではなく、あえて郡市区・二次医療圏単位の既存拠点に機能をアドオンし、実情に合わせた窓口機能を整備する戦略もとられています。（例：富岡甘楽・藤岡多野・館林邑楽・太田新田地域など）

#### 財源に関する大きな制度的枠組み

##### 地域医療介護総合確保基金

都道府県が主体となり、歯科医師会への委託や補助金を通じて、広域的な視点で活用されています。

##### 在宅医療・介護連携推進事業

市町村が主体となり、郡市区歯科医師会に委託して、地域の医療介護連携と密接に関わり、より生活圏域に近い相談窓口設置や多職種連携推進のための会議や研修に活用されています。

### 3 既存リソースを活かした成り立ち

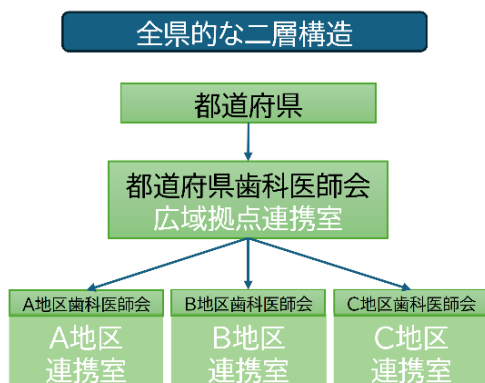
地域に既にある資源を土台とした柔軟な設置形態が見られます。

- ✓ **既存施設へのアドオン**：休日急患診療所や障害者歯科診療所に“相談・調整機能”を付加する形態。（例：豊島区、名古屋市、富岡甘楽地域、館林邑楽地域など）
- ✓ **公共施設へのアドオン**：公的病院や保健センター、在宅医療・介護連携センターなど多職種連携拠点と同一建物内に置くことで、多職種連携の緊密化に寄与します。（例：峡南地域、新潟県、埼玉県）
- ✓ **既存の取り組みからの発展**：既存の任意団体、多職種勉強会や“顔の見える関係”をベースに、後に公的な連携室へと移行した、ボトムアップ型の形態。（例：新潟県、鳥取県など）

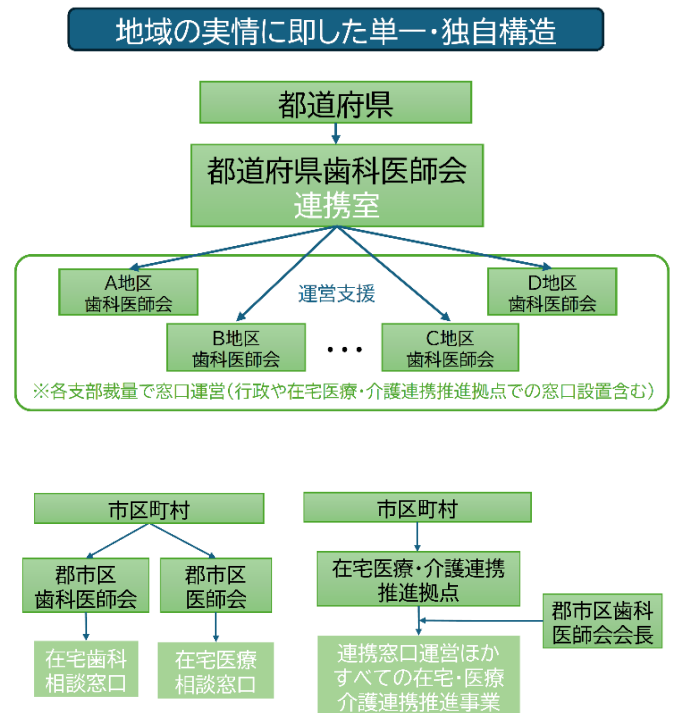
### 4 連携窓口の重層的な構造

自治体の規模や医療資源に合わせ、いくつかの代表的な運営パターンが存在します。

- ✓ **全県的な二層構造**：都道府県レベルの『広域拠点』が全体統括、検討会議や人材育成などの後方支援を担い、二次医療圏や郡市区単位の『実務拠点』が現場の調整を担う、役割分担型のモデル。（例：鳥取県、福岡県、新潟県、埼玉県、神奈川県、大阪府）



- ✓ **地域の実情に即した単一・独自構造**：人口規模や専門職の数に合わせ、県に1つの窓口、あるいは郡市区歯科医師会の裁量で独自窓口が設置されるモデル。（例：札幌市、峡南地域、群馬県、愛知県）



地域の実情に合わせた様々なケースがあります。行政担当者にとっては「持続可能な事業スキーム」の検討材料として、歯科医師会にとっては「組織の強みを活かした拠点づくり」の指針として、そして連携室職員にとっては「自組織が地域で果たすべき役割」を再認識するためのヒントとして、役立てていただければ幸いです。

# 全国調査 より

今回、在宅歯科医療連携室の概況等、地域の在宅歯科医療について、都道府県、市町村、都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会に実態調査を行いました。代表的な結果をいくつか抜粋してご紹介いたします。

## 1 在宅歯科提供体制の取り組み

### 調査結果のポイント

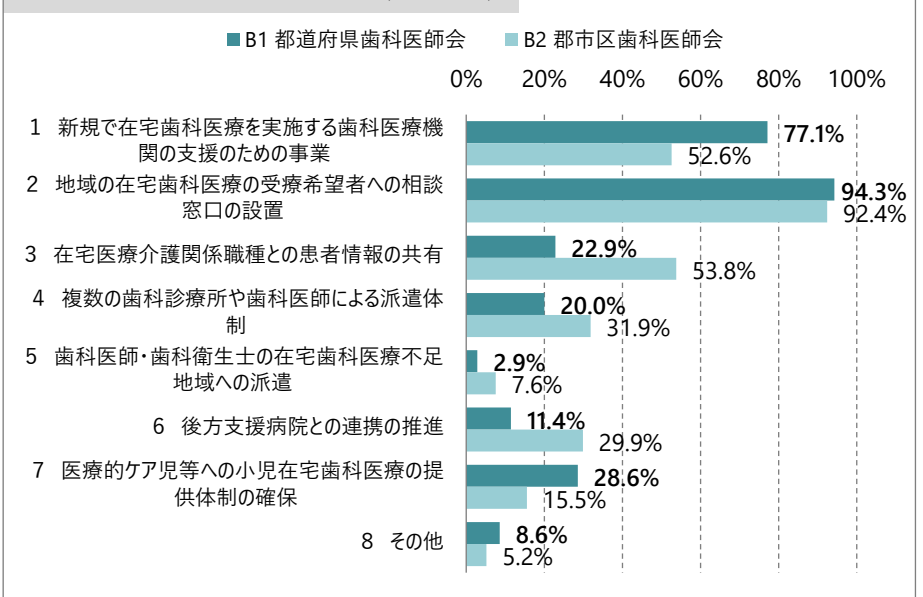
◎在宅歯科医療連携室等による相談窓口の設置は取り組まれているが、小児在宅歯科医療の提供体制確保や在宅歯科医療不足地域への対応等まで取り組んでいる地域は少なかった。

都道府県歯科医師会および郡市区歯科医師会への調査の結果、在宅歯科提供体制の取り組みとして「地域の在宅医療の受療希望者への相談窓口の設置」を大多数が実施していました。一方で、後方支援病院との連携や医療的ケア児等への小児在宅歯科医療の提供体制の確保、在宅歯科医療不足地域への歯科医療従事者の派遣などの取り組みを実施しているところは少ない状況でした。

在宅医療を必要とする小児患者の数は近年増加しており、障害児者への在宅医療提供体制の整備は今後重要な地域課題です。また、2040年に向けては85歳以上の人口の増加により、医療と介護の両方を必要とする高齢者の割合が増加するといわれています。そのため、重篤な全身疾患をもつ在宅療養患者への対応を見据えては、病院等との連携も非常に重要です。加えて在宅歯科医療の提供

は地域により差があるため、在宅歯科医療不足地域では、歯科医療従事者の派遣等の取り組みの推進も必要です。よって、地域の課題を都度丁寧に分析し在宅歯科医療の提供体制の確保のための対応案を検討・実施いただくために本資料を参考にいただければと思います。

在宅歯科医療提供体制の取組内容（複数回答）



は地域により差があるため、在宅歯科医療不足地域では、歯科医療従事者の派遣等の取り組みの推進も必要です。よって、地域の課題を都度丁寧に分析し在宅歯科医療の提供体制の確保のための対応案を検討・実施いただくために本資料を参考にいただければと思います。

## 2 在宅歯科提供体制と構築について（在宅歯科医療連携室等の設置単位）

### 調査結果のポイント

◎国は郡市区歯科医師会単位での在宅歯科医療連携室の設置を推奨しているが、半数以上の都道府県では、在宅歯科医療連携室は都道府県に1つしか設置されていなかった。

在宅歯科提供体制の取り組みにおいて「地域の在宅医療の受療希望者への相談窓口の設置」と回答した都道府県歯科医師会のうち、「在宅歯科医療連携室を設置して

いる」としたところは 97.0%でした。また、同様に「地域の在宅医療の受療希望者への相談窓口の設置」と回答した郡市区歯科医師会のうち、「在宅歯科医療連携室を設置し

している」としたところは56.9%でした。在宅歯科医療連携室を設置していると回答した都道府県歯科医師会においては、郡市区歯科医師会ごとの設置は少なく、県内に1箇所という回答が半数以上でした。広域で連携を実施するためには、都道府県内に中心的な連携の役割を持つ在宅歯科医療連携室等の組織があることは非常に有用です。

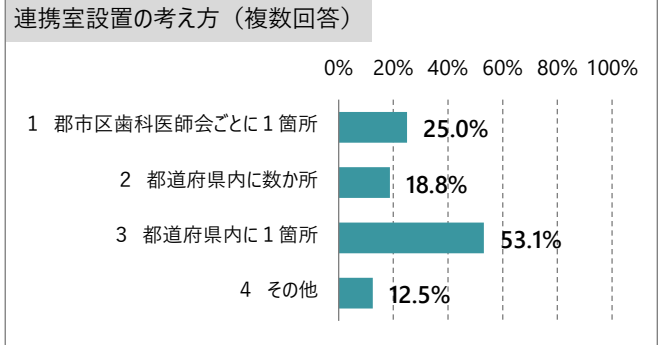
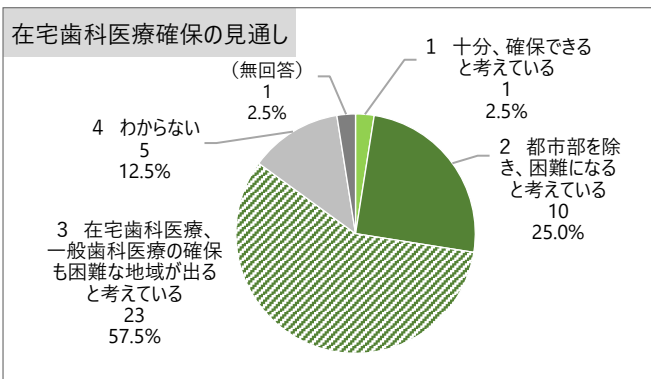
特に障害児者の対応では、都道府県単位での対応が必要となる場合もある一方で、在宅歯科医療を保険診療で提供するためには、基本的には患者から16km以内の歯科医療機関の対応が必要であり、近隣の歯科医療機関等との調整を要することが多くあります。そのため、市町村に1つ以上ないし、二次医療圏に1つ以上在宅歯科医療連携室等の窓口があることは、在宅歯科医療提供体制の構築に非常に重要です。

### 3 歯科医療提供体制の今後の展望

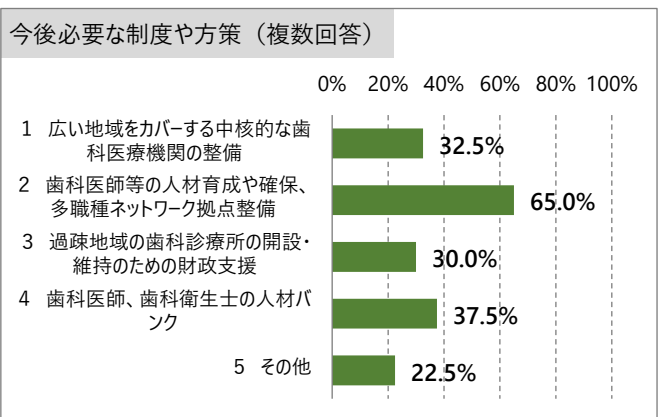
#### 調査結果のポイント

- ◎多くの都道府県では、今後、都市部を除き在宅歯科医療の確保は困難と考えている他、半数以上の都道府県では、一般歯科医療の確保も困難になると考えている。
- ◎6割以上の都道府県が、今後の在宅歯科医療の確保に向けては、歯科医師の人材育成や多職種との連携体制構築といった機能を併せ持つ在宅歯科医療の拠点の整備が必要であると考えている。

地域の歯科医療提供体制について都道府県の担当者に調査したところ、「在宅歯科医療、一般歯科医療の確保も困難な地域が出て考えている」とした回答が半数以上になりました。今後必要な制度や方策としては「歯科医師等の人材育成や確保、多職種ネットワーク拠点の整備」を選んだ割合が65.0%となりました。住民の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするためには、多職種で協働して地域密着型の包括的サポート体制の構築が必要です。



よって、厚生労働省が自治体に求めているように、少なくとも郡市区歯科医師会ごとの在宅歯科医療連携室等の設置が望まれます。例えば、都道府県内に1つの中心的な役割を持つ広域連携を中心とした在宅歯科医療連携室等と、狭い範囲を対象としたきめ細やかな対応を実施する在宅歯科医療連携室等とが連携し、取り組むことも有効です。



今後の高齢化社会がより進行する社会においては、医療や介護を必要とする高齢者の割合が増加する一方で、労働人口は減少していきとされています。限られた人材で効率的な歯科医療提供体制を構築していくためにも、自治体や地域の歯科医師会、その他の医療介護の関係者が効果的・効率的に協働する地域体制を整備することが必要です。

# Column①

## 在宅医療・介護連携の歯科医療参画促進 における自治体歯科専門職の役割

仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課  
主査 田所大典



在宅医療・介護連携推進事業が全国展開されるなか、地域の歯科医療機関の参画は制度上位置づけられているものの、現場レベルでの「どう関わるべきか」の考えには温度差があることも少なくない。ここで重要な役割を担うのが自治体歯科専門職である。自治体歯科専門職には、行政の立場から地域包括ケアシステムにおいて歯科医療機関が果たしている役割を見える・魅せる化する「演出家」及び歯科医療機関の想いを引き出し反応させ盛り上げる「触媒」としての役割が期待される。

### 基金事業を多職種連携の触媒に

例えば、地域医療介護総合確保基金を活用した在宅歯科医療体制整備事業は、訪問歯科診療に必要な人材育成等を支援する事業として活用されることもあるが、事業を歯科単独で完結させてしまうと地域全体の連携推進には寄与しにくい。基金事業の成果を歯科医師会の役員会議に留めず、多職種でのグループワーク形式の研修会等で共有し、顔の見える関係づくりの触媒とすることが有効だろう。

同じ地域に住む専門職同士であっても、きっかけに恵まれず実際には繋がっていないケースは往々にしてあり、その架け橋として基金事業は多職種連携の起点にもできる。

### 同じ目線に立った「役割分担」

また、歯科医師会との連携には、「依頼」ではなく「役割提案」という関わり方も有効である。依頼する立場とされる立場という向かい合った関係性ではなく、共通の目的に向かって同じ目線で共に前を見ることが重要である。医療現場と行政という異なる立場だとしても、歯科専門職同士、同じ目的や未来を共有することで、そのために必要な役割をそれぞれの立場で担うことができれば事業を円滑に進めることができるからだ。

例えば、口腔健康管理が機能することによる誤嚥性肺炎予防といった歯科の成果を、在宅医療連携の課題解決にどう活かせるかを具体的に示し、歯科医師会が担う意義を明確にすれば歯科医師会のモチベーションも維持できるだろう。また、既に取り組んでいることだとしても見せ方や伝え方を変えることで新たな切り口での活躍を演出できるだろう。

### 臨床家の実践を地域包括ケアシステムの文脈で魅せる

自治体歯科専門職は、制度を活用し事業と歯科専門職を繋ぐだけではなく、現場実践を対外的に分かりやすく魅せる化し、地域包括ケアシステムの文脈に位置づけることを通じて歯科医療機関同士の温度差を小さく、心地よいものにしていくことで、歯科医療の在宅医療・介護連携参画を推進する要になり得るだろう。



第2①部

市区町村・  
郡市区歯科医師会の取組

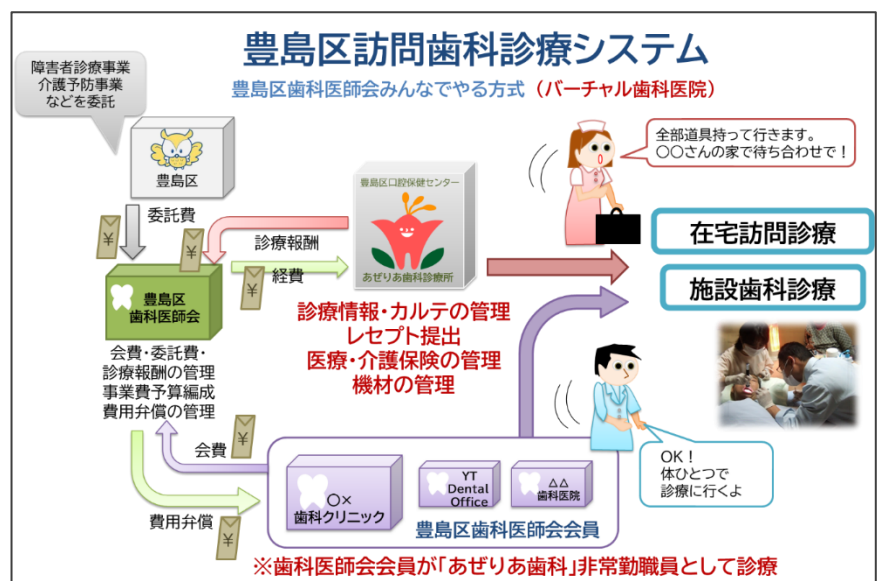
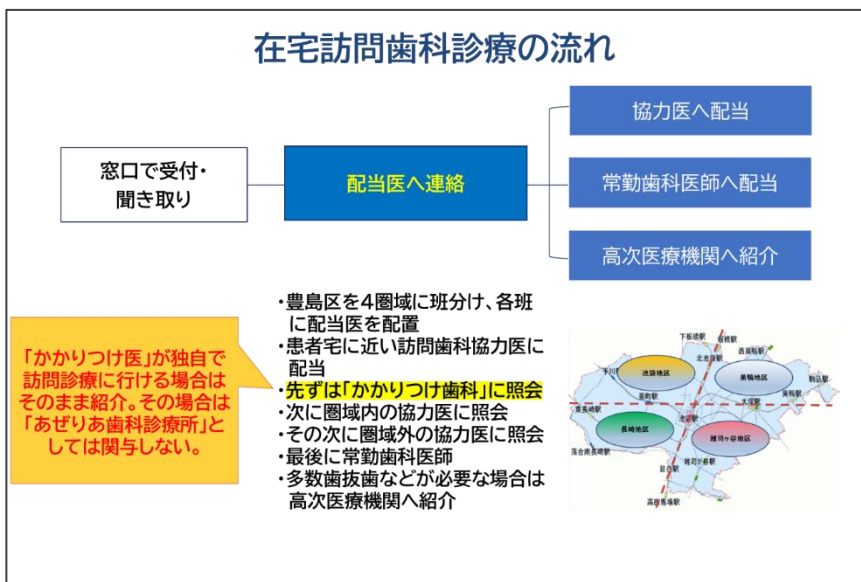


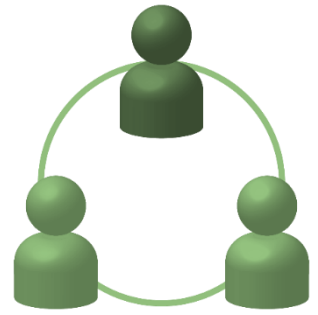
## 4 相談応需と診療への流れ

相談窓口は、在宅歯科診療を希望する区民・家族に加え、介護支援専門員、病院連携室、訪問看護等からも広く相談を受け付けている。窓口は診療依頼のほか、区民からの自費診療に関する質問など、多様な内容に対応している。平成24年から区医師会に設置されている**豊島区在宅医療相談窓口**とも連携しており、多職種連携の文脈の中でコーディネートが行われる。特にがん患者の周術期ケアなど、病院と地域の橋渡しとしても機能している。

相談方法は電話が中心だが、来所相談ケースもある。本人・家族の意向や状態像を把握するための診療受付票は、主訴、既往歴、服薬内容や介護保険利用状況・障害者

手帳、口腔の状態の他、主治医、支援担当専門職、生活機能、家族構成を網羅している。緊急性や訪問歯科の適応を判断し治療の必要性だけでなく、歯科治療コースや摂食嚥下診療コースを判別したうえで、かかりつけ歯科医が対応困難であれば、訪問歯科協力医リストから疾患特性や居住地に合致した担当医を選定・紹介する。必要があれば担当の介護支援専門員にも連絡・調整し、担当医との日程交渉、初回受療のコーディネートまでを窓口で行う。担当医が自院から訪問するケースの他、担当医と「あぜりあ歯科診療所」歯科衛生士が患家で合流して訪問するケースがある点、器材や材料はすべて「あぜりあ歯科診療所」が負担する点など担当医の負担軽減となる特徴的な取り組みである（図）。





## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

区全体で導入を進めている医療用SNS「メディカルケアステーション（MCS）」を歯科医師会員も積極的に登録し、個別事例の医療・介護連携の他、会議連絡等でも活用している。病院だけでなく障害者施設や地域密着型施設からの口腔衛生指導依頼や診療依頼のほか、介護予防センターや高齢者福祉課など行政からの依頼を受けている。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

豊島区での在宅医療・介護連携推進のための会議体として「在宅医療連携推進会議」が設置されており、さらに下部組織として「口腔・嚥下障害部会」「在宅服薬支援部会」「訪問看護ステーション部会」「リハビリテーション部会」「ICT部会」「感染症対策部会」「臨床倫理部会」の7つの専門部会が設置されており、より現場に即した課題解決が行なわれる。平成22年から設置されている「口腔・嚥下障害部会」では、歯科医師・連携室歯科衛生士、耳鼻科医師、言語聴覚士、管理栄養士、高齢者施設担当者等が参画し、誤嚥性肺炎予防や栄養管理等の多面的な視点から協議を行っている。これらは区の「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に位置づけられ、歯科医師会が計画策定から参画している。災害時誤嚥性肺炎予防や新型コロナウイルス感染拡大期の歯科医師によるワクチン接種、周術期口腔管理などを、区の連携スキームを活用して課題解決する体制が整えられている。

その他、栄養と口腔をテーマにした認知症カフェの運営や、総合事業B型サロン運営も手掛けている。

## 7 評価と可視化データ

相談内容や診療コーディネート、摂食嚥下診療などの診療に関わる件数のほか、口腔機能向上・予防事業・出前型口腔講座などのアウトリーチに関する実施内容が詳細にまとめられ、区に月次報告されている。

## 8 研修・人材育成

区の在宅医療体制を強化するための「在宅医療コーディネーター研修」では、介護支援専門員や看護師に対する“服薬支援のための摂食嚥下障害の研修”を歯科で担当するなど、多職種の多職種による多職種のための研修が行われ、職種の垣根を超えた共通言語形成と顔の見える連携に寄与している。また歯科医療従事者に対しては訪問歯科診療の新規参入会員への段階的な研修計画を整え、人材育成機能を強化している。

## 9 周知・広報・地域浸透

専門職向けには、区内の全事業所や病院連携室へ、相談フローを明記したパンフレットを配布、住民向けには、区の公式サイト、区報を通じて無料相談の案内を継続的に発信している。また、区のふくし健康まつりや区民公開講座等の行政イベントに積極的に医師会・薬剤師会・看護師会と四師会合同で取り組むなど地域浸透を図っている。

# Column②

## 南砺市における在宅医療・介護連携と 歯科の役割

南砺市 地域包括ケア課  
南砺市地域包括支援センター  
センター長 竹内 嘉伸

### 1. はじめに

#### 南砺市が直面する現状と連携の重要性

南砺市は全国平均を上回るスピードで高齢化が進み、  
独居・老老世帯の増加が顕著です。住み慣れた地域で最  
期まで暮らすためには、単なる「治療」に留まらず、生活を支  
える「ケア」へのパラダイムシフトが求められています。その中核  
となるのが、医師会・歯科医師会・薬剤師会、そして介護  
職が一体となった在宅医療・介護連携です。

### 2. 南砺市の特徴

#### 顔の見える多職種連携

本市の強みは、南砺市民病院と市が設置した「南砺市  
介護福祉支援センター」が物理的・機能的に近接し、訪問  
看護師・リハビリ職・介護支援専門員・訪問介護員が日常  
的に協議を行う体制が整っている点にあります。歯科領域に  
おいても、平成22年から歯科保健推進協議会、平成23年  
から市民病院に歯科口腔外科を設置し、歯科医師会と病  
院、行政（保健センター・保育所・地域包括支援センター  
等）、小中学校との密接な協力関係が築かれて、子どもか  
ら高齢者までの歯科健診の実施、高齢期における介護予  
防事業の実施について検討しています。

### 3. 歯科医療関係者に期待される役割

#### 口腔から支える QOL

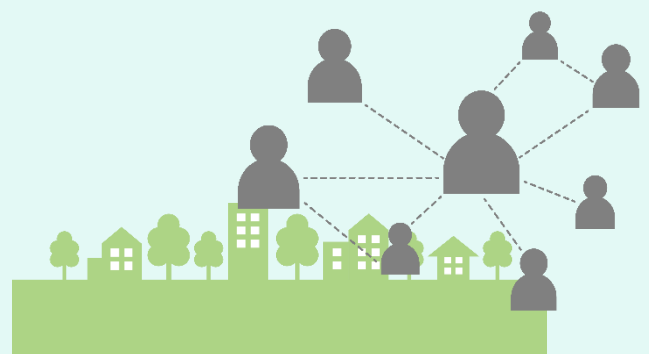
在宅生活の継続において、誤嚥性肺炎の予防や経口  
摂取の維持は最重要課題の一つです。南砺市では、地域  
包括支援センターで介護予防教室「口腔作戦」などの出前  
講座により、市民への啓発を進めています。歯科医療関係  
者には、訪問歯科診療による直接的な介入だけでなく、通  
所型サービスBや高齢者サロンへ講師として出向き、身近な  
相談者としての役割や歯科医療へつなぐ仲介者としての役  
割のほか、地域包括支援センターと要介護状態へ移行しな  
いための情報の共有や、多職種カンファレンスへの参画を通  
じた「食の支援」が期待されています。

### 4. 結び

#### 持続可能な地域共生社会に向けて

「最期まで口から食べる」という願いを叶えるには、歯科専  
門職の力が不可欠です。南砺市では市歯科保健推進協  
議会での協議の場や、研修会の実施を通して多職種と「顔  
の見える」関係が築かれています。

現在は、個々の事業所間での信頼関係で住民支援が  
展開されていますが、今後は、ICT 活用や通いの場からの多  
職種連携の仕組みの展開から、在宅医療・介護・予防に  
おける歯科のプレゼンスをさらに高めていきたいと考えています。



## 1 背景

名古屋市歯科医師会は、昭和50年に「障害者歯科医療センター（現在の名古屋北歯科保健医療センター）」、平成元年に「名古屋南歯科医療センター（現在の名古屋南歯科保健医療センター）」を設置し、障害者歯科診療や休日急病歯科診療を担ってきた。在宅歯科診療相談窓口・調整機能の課題に対し、平成27年に「名古屋歯科保健医療センター」という改称を契機として、平成28年名古屋南歯科保健医療センターを移転開設した際に同所に「名古屋市在宅歯科医療・介護連携室」を設置した。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

名古屋市の地域支援事業に位置づけられ、厚生労働省の在宅医療・介護連携推進事業を活用し、「**名古屋市在宅歯科医療・介護連携推進事業**」として名古屋市から名古屋市歯科医師会へ委託されている。令和7年度予算額は、17,827千円であり、責任者(室長)1名と相談員(担当者)2名の計3名が雇用されている。

実施内容は「**事業**」1.「在宅歯科医療・介護連携推進会議」の設置、「**事業**」2.「在宅歯科医療・介護連携室」の運営、「**事業**」3.在宅歯科医療・介護連携システムの運用である。

推進会議（「**事業**」1）は、名古屋市歯科医師会が事務局となっており、16区の担当者、名古屋市の地域包括支援センター、健康福祉局高齢福祉課、健康福祉局健康増進課などで構成された会議体を、年2回程度行い、連携実績や情報整理などで市内各区の取り組み状況の把握を行う。

連携室運営（「**事業**」2）には、(ア)地域の在宅歯科医療の資源の把握、(イ)在宅歯科医療・介護提供体制の

### 【インタビュー対象】

名古屋市歯科医師会

名古屋歯科保健医療センター所長 伊藤暖果 歯科医師

名古屋南歯科保健医療センター長 片浦貴俊 歯科医師

名古屋市在宅歯科医療・介護連携室 大島敏宏 室長

阪上聡子 歯科衛生士

岡地芳枝 歯科衛生士

構築、(ウ)歯科医療と介護関係者の情報共有の支援、(エ)在宅歯科医療・介護連携に関する相談支援、(オ)地域住民への普及啓発、(カ)その他、在宅歯科医療・介護連携推進にすることが位置づけられている。「**事業**」2-(ウ)や「**事業**」3に、名古屋市が名古屋市医師会に委託して普及を図っている地域医療情報共有システム「**はち丸ネットワーク**」との連携機能の確保が明記されている。また名古屋市が作成した「名古屋市における在宅医療・介護連携ガイドライン」に入退院時や急変時対応ルールを整理し掲載することが位置づけられている。

平成25年に公布された「名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例」が法的根拠になったほか、名古屋市歯科医師会と名古屋市の緊密な情報交換によって、口腔保健の重要性に関する共通認識を形成できたことが、連携室事業の基盤となっている。

## 3 設置状況・人材体制

連携室は名古屋南歯科保健医療センター内に拠点を置く。体制は、名古屋市歯科医師会副会長を所長とし、実務責任者の室長（事務長）1名、および専従の歯科衛生士2名で構成される。さらに、市内16行政区の支部に「在宅訪問診療連絡担当者(歯科医師)」が配置されている。



## 4 相談応需と診療への流れ

相談は電話やファクス、電子システム等を通じて受け付けており、はち丸ネットワークとの連携確保のため申込書には「はち丸患者ID」の記載欄がある。連携室の歯科衛生士は、対象者の疾患名、ADL、主訴、かかりつけ歯科医の有無などを詳細に確認し、該当する行政区の在宅訪問診療連絡担当者へ情報を伝達する。在宅訪問診療連絡担当者が担当歯科医師を選定したのち、選定された担当歯科医師がケアマネジャー等と直接連絡を取り、訪問日を確定する。特殊な専門性が求められる場合には、連携室が他区の専門性を持った歯科医を選定したり、歯科保健医療センターの医療班が担当するなど重層的なバックアップ体制が機能している。

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

構築した電子システムにおいて、連携室が受けた相談内容や介入の結果はデジタル化され、医療・介護の担当者との円滑な連携を支援することが可能である（「事業」3）。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

名古屋市の特徴は名古屋市の在宅医療・介護連携推進事業の枠に在宅歯科医療・介護連携推進事業を位置づけた点である。在宅歯科医療・介護連携推進会議（「事業」1）では情報共有のための講演や各地域の歯科医療職と地域包括支援センター職員などで市民の現状や課題についてグループワーク等を行い、政策提言だけでなく地域の顔の見える関係の構築に寄与している。また連携室は社会福祉協議会が実施する認知症予防教室や家族サロンでの出前講座に協力するなど関係機関との連携体制の構築を進めている。また、市独自の「在宅ねたきり者訪問歯科診査」事業においては、連携室が受付・調整窓口として機能しており、訪問歯科診療への導入を行なっている。16区中3区の認知症ケアパスに、連携室の情報が掲載されている。

歯科訪問診療申込書		依頼日 年 月 日																			
はち丸患者ID:																					
申込者	氏名 TEL: -	患者との関係	連絡先 <input type="checkbox"/> 患者様へ <input type="checkbox"/> 申込者様へ																		
患者氏名	フリガナ	男・女	大正 昭和 平成 令和 生年月日 年 月 日 (歳)																		
住所	<input type="checkbox"/> 自宅 ( <input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 家族と同居) <input type="checkbox"/> 施設 (名称: ) 〒 - TEL: - 区																				
駐車スペース	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																				
介護認定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 要支援 (1 2) <input type="checkbox"/> 要介護 (1 2 3 4 5) <input type="checkbox"/> 申請中																				
当てはまる項目にイ印を付けてください	福祉給付金資格有無 (マル福) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 障害者医療証 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他:																				
主訴	<input type="checkbox"/> 痛み (歯・歯肉・舌) <input type="checkbox"/> 歯肉の腫れ <input type="checkbox"/> 歯が取れた・折れた <input type="checkbox"/> 入れ歯が合わない・壊れた <input type="checkbox"/> 入れ歯を作りたい <input type="checkbox"/> よく噛めない <input type="checkbox"/> 飲み込みにくい <input type="checkbox"/> 口乾かア <input type="checkbox"/> 名古屋市無料健診を受けたい (在宅ねたきり者訪問歯科診査) <input type="checkbox"/> その他:																				
かかりつけ医療機関名	医師名	TEL	特記事項																		
		-	往診・通院																		
かかりつけ歯科医療機関名	歯科医師名	TEL	最近の受診																		
		-																			
ケアマネジャー事業所名	担当者名	TEL	FAX																		
		-	-																		
全身疾患	<input type="checkbox"/> 脳血管疾患 <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 外傷・骨折 <input type="checkbox"/> パーキンソン病 <input type="checkbox"/> 高血圧症 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患 <input type="checkbox"/> 肝臓疾患 <input type="checkbox"/> 関節疾患 <input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> 感染症: <input type="checkbox"/> アレルギー: <input type="checkbox"/> その他:																				
希望日時	<input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> 希望あり ご希望の日曜日に○を記入してください																				
備考:	<table border="1"> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			午前	午後	月	火	水	木	金	土	日									
午前	午後	月	火	水	木	金	土	日													
どこで連携室を知りましたか? パンフレット・チラシ・広報なごや・ホームページ・医療機関 ケアマネジャー・いきいき支援センター・区役所・保健センター・その他																					
名古屋市在宅歯科医療・介護連携室 TEL 619-4188 FAX 619-4189																					

## 7 評価と可視化データ

連携室が月別・区別の在宅ねたきり者訪問歯科診査件数、訪問歯科診療へのコーディネート件数、診療内容、初診後の継続診療、対象者の要介護度等の実績報告をまとめて報告している。区ごとに依頼元、住居形態別に集計され、相談内容のナラティブ情報も共有されるなど、具体的なニーズの情報共有を行っている。介護支援専門員研修の際には口腔アセスメントや連携の課題などのアンケートを行い、課題への対応策の検討を行っている。

## 8 研修・人材育成

歯科医療従事者向けの「歯科医療技術者養成事業」が、市の委託事業として実施されている。大学等の外部講師等を招いて行う全4回の「訪問診療実践コース」では、南歯科保健医療センターで在宅訪問歯科診療の講習と実

習を行っている。さらに、北歯科保健医療センターで開講している「摂食嚥下診断コース」では内視鏡による嚥下機能評価検査実習を実施するなど、質の高い地域歯科医療体制の維持・向上に寄与している。

## 9 周知・広報・地域浸透

連携室では、パンフレットの作成・配布、広報などへの掲載に加え、区民祭りへの出展、地域包括支援センター（いきいき支援センター）等での地域住民向け説明会を定期的に開催している。「在宅ねたきり者訪問歯科診査」のチラシに連携室案内を掲載するなどの直接的なアプローチを通じて、地域住民および関係専門職への窓口認知度を高めている。

歯科診療所に対しても、施設基準届出時などに連携室活用を働きかけるなど、様々な広報戦略を展開している。



名古屋市  
一般社団法人 名古屋市歯科医師会  
**在宅歯科医療・介護連携室**

おいしく  
しっかり  
食事を  
したい

入れ歯が  
おわない

足が痛くて  
通院が  
できない

**在宅歯科での「困ったこと」におこたえします。**

まずはお気軽に  
ご相談ください

歯科衛生士がうけたまわります

名古屋市在宅歯科医療・介護連携室  
TEL 052-619-4188

● 受付時間 ●

	日	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00			○	○	○	○	○
午後 1:00~ 5:00			○	○	○	○	○

※祝日・お盆・年末年始はお休みです。

「名古屋市在宅歯科医療・介護連携室」では、在宅での歯科治療・口腔ケアを通して高齢者の方が住み慣れた地域で生活することができるように「地域包括ケアシステム」を支えています。



名古屋市  
全区対応

**歯科訪問診療申し込みの流れ**

- 1 申し込み** 下記のいずれかの方法からお選びください  
申し込み方法：お電話で聞き取り 052-619-4188  
申込書をFAX 052-619-4188  
Googleフォーム入力  
(QRコードまたはHPより)
- 2 訪問日のご連絡**  
訪問する歯科医院から、訪問日調整のお電話をいたします。
- 3 訪問当日**  
歯科医師・歯科衛生士が訪問いたします。

【申込先】名古屋市在宅歯科医療・介護連携室  
〒457-0821 名古屋市南区弥次工町5丁目12-1

TEL 052-619-4188 FAX 052-619-4189 ホームページ

## Column③

### 「包括が要介護高齢者の口腔のトラブルの相談を受ける場合」の調整の実際と、連携の工夫やコツについて

南砺市 地域包括ケア課  
南砺市地域包括支援センター  
センター長 竹内 嘉伸

地域包括支援センター（以下、包括）が要介護高齢者の口腔トラブルの相談を受ける際の、医療と介護の「ハブ」として機能するための調整の実際と、連携を進めるコツをまとめます。

#### 1. 調整の実際：相談から解決への流れ

包括は、「受療前支援（適切な医療へつなぐこと）」を主目的として相談を受けます。

#### 2. 課題の把握とアセスメント

本人・家族からの相談（痛み、噛めない等）を受けて、本人の咀嚼能力や口腔衛生状態を確認します。

相談者のほとんどは、身体障害や認知症があり、歯科へ受診が難しいとの訴えがあります。包括の保健師や、包括が委託する歯科衛生士や言語聴覚士などの専門職が、家庭を訪問し口腔の状態を把握します。

#### 3. 歯科医療機関へ依頼する際の利用者情報の事前整理

本人のADL（座位保持が可能か等）や認知症の症状、現在服用中のお薬情報（お薬手帳）を把握して伝えることで、歯科医療機関が準備する機材や人員を最適化できます。

#### 4. 受診勧奨とマッチング

主治医（内科等）や「かかりつけ歯科医」がいるか確認し、いない場合は県在宅歯科医療連携室などを活用して訪問診療可能な歯科医療機関を紹介します。

また、歯科医療機関によっては、歯科衛生士が最初に訪問して「指導」で済むのか、抜歯や義歯調整などの「歯科治療」が必要なかを判断していただくことも可能となっています。この場合、包括は、必要な情報を伝えることで、マッチングが可能となり大変助かっています。

#### 5. 連携をとるための工夫・コツ

医療（歯科）と介護の現場では、用語や優先順位の認識に差があるため、以下の工夫が有効です。

##### 1) 「顔の見える」ネットワーク構築：

地域の歯科医師会や歯科衛生士会などと連絡協議会を設け、相談しやすい関係を築いておきます。すぐに連絡協議会を立ち上げることは難しいため、利用者の歯科受診の際に同行訪問することなどで、歯科医師とコミュニケーションをとることから始めるとよいでしょう。また、支援者自身の歯科治療の際に歯科医師に相談してみることも一考です。

##### 2) 具体的かつ客観的な情報共有：

「お口が汚い」といった主観的な表現ではなく、「義歯の不適合による痛みがある」「食事中にむせが見られる」など、具体的な症状を歯科医師に伝えます。

包括の調整のもと歯科専門職を招き一緒に訪問し視点を学ぶことや、ADL（生活動作）や認知症の状況を共有することで、無理のない治療計画（通院か訪問か等）を擦り合わせます。

##### 3) 役割分担の明確化：

歯科医師は「治療と指示」、歯科衛生士は「専門的ケア」、包括や介護支援専門員および訪問介護員は「日々の口腔清掃と観察」という役割を整理し、責任の所在をはっきりさせます。

##### 4) 本人・家族の同意と意向確認：

歯科治療は身体的・経済的負担を伴うため、事前に同意を得るプロセスを徹底します。

以上、工夫や連携のコツについて述べましたが、まずは、身近に相談できる歯科医師や歯科衛生士の方を見つけていくことから始めていただきたいと思います。

## 1 背景

### 地域の実情

山梨県峡南地域（市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町）は、高齢化率が50%を超える町を抱えるなど、極めて高齢化が進んだ中山間地域である。二次医療圏として5町が広域で連携しているが、一部の地域では急峻な地形ゆえに大雨等で道路が寸断されるリスクを常に抱えており、平時の交通確保や災害時の避難体制が在宅医療・介護連携の大きな課題となっている。地域内に病院歯科を有する施設はなく、高度医療には地域外の大学病院等への長距離移動が必要である。

平成23年、地域医療再生基金を活用して飯富病院内に「**峡南在宅医療支援センター**」が設立された。平成24年から「峡南在宅ドクターネット（協力医師・歯科医師のリスト）」で相談調整をしており現在も継続している。平成27年度の「在宅医療・介護連携推進事業」の開始に伴い、単町での実施が困難な5町が同センターに事業委託する形で広域連携体制を構築した。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

峡南在宅医療支援センターは当初過疎地域のモデル事業であったが、現在は5町と協働し「**在宅医療・介護連携推進事業**」として運営している。歯科相談に関して単独の予算措置はなく、在宅医療・介護連携推進事業全体の「多職種連携」の枠組みの中に位置づけられ相談対応している。

### [インタビュー対象]

市川三郷町介護課（地域包括支援センター）

係長 芦沢隆子 保健師

岸本綾 保健師

飯富病院峡南在宅医療支援センター

川村浩祥 社会福祉士

峡南地区歯科医師会会長

安居尚美 歯科医師

## 3 設置状況・人材体制

山梨県歯科医師会（甲府市）に在宅歯科医療連携室があり、峡南地区からの相談があれば峡南地区歯科医師会会長（以下、会長）に連絡がある。県歯科医師会峡南支部では連携室や専任職員はおらず、会長の診療所で地域内の歯科相談窓口機能を代行しており、会長の裁量で後述の相談応需の流れとなった。峡南在宅医療支援センターには医師と社会福祉士が配置されている。

## 4 相談応需と診療への流れ

住民や専門職からの歯科相談は峡南在宅医療支援センターが受理し、主訴やかかりつけ歯科の有無、介護保険の利用状況、移動手段等を確認して歯科診療が必要な場合は地域の在宅訪問可能な歯科診療所または会長へ連絡する。会長が地域内の歯科医師の稼働状況を見極め、住所地や症状に応じて担当歯科医師を采配する。また5町の地域包括支援センターは町の直営で把握範囲が広いため歯科相談の窓口にもなっている。

## 峡南5町には高いハードル：地域支援事業実施要綱

在宅医療・介護連携推進事業	認知症初期集中支援推進事業
<b>実施項目</b> 1 地域の医療・介護の資源の把握 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 4 医療・介護関係者の情報共有の支援 5 在宅医療・介護連携に関する相談支援 6 医療・介護関係者の研修 7 地域住民への普及啓発 8 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	<b>認知症初期集中支援チームの設置</b> 【チームの編成】 チームは、次の専門職3名以上で編成する。 ①一定の条件を満たす認知症の専門医1名 ②保健師等の医療系職員1名以上 ③介護福祉士等の介護系職員1名以上
↓ ポリウムのある新規事業だが人員増は容易でない	↓ 医療や介護の専門職の確保は容易でない
↓ 峡南地区5町の連携・共同事業として「一部事務組合立飯富病院」へ業務委託	

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

地域内の施設や病院の一部には常勤・非常勤の歯科衛生士が在籍している。歯科のない病院の入院患者に対し会長が訪問診療を行う。特に摂食嚥下リハビリテーションについては、地域内にSTが不在という課題があり、適宜、甲府市の山梨県口腔保健センター（摂食嚥下専門外来）への受診や、経験豊富な歯科衛生士による居宅療養管理指導、PT/OTの活用など、限られた資源を柔軟に組み合わせ対応している。また、ICTツール（バイタルリンク）の導入・普及啓発を通じて、情報共有の効率化を図っている。

## 6 自治体事業との連携

峡南5町地域包括支援センター主任介護支援専門員、峡南保健福祉事務所福祉課長寿介護担当、峡南在宅医療支援センターが「実務者会議」を2ヶ月に一度開催し、事業展開を協議するほか、保健所主催の「峡南地域在宅医療広域連携会議」など複数の会議で同じ顔ぶれが出会うため自然に連携できる。また平成29年から5町の認知症初期集中支援推進事業が飯富病院に委託され峡南在宅医療支援センターで認知症初期集中支援チームを運営しているため、認知症専門医を交えた会議に会長が関与することもある。5町共同で詳細な「峡南地域在宅療養ガイド」「峡南地域医療・介護マップ」を作成し、また峡南地域の医

療・介護関係者に向けた「峡南地域医療・介護情報」を作成し資源の見える化を継続している。

## 7 評価と可視化データ

10年間で歯科相談は11件と件数は少ないが、顔の見える関係構築により、センターを介さない直接依頼が増加するという定性的な成果を上げている。

## 8 研修・人材育成

地域内3箇所（北部・中部・南部）で定期的に行われる多職種が集まる顔の見える交流会が連携の核となっている。同会に歯科医師が積極的に参加することで、介護支援専門員や医師との信頼関係が構築され、直接の依頼も多い。近年では口腔ケアをテーマとした勉強会のニーズが高く、多職種が集まる顔の見える交流会の企画委員（地域の各職種の代表）と峡南地区歯科医師会とが共同で勉強会を継続的に実施している。

## 9 周知・広報・地域浸透

峡南在宅医療支援センターのホームページに各事業の説明や作成物を掲載している。

## 1 背景

福岡市歯科医師会では訪問歯科診療ニーズの高まりを受け、かねてより歯科医療と医療・介護の連携体制構築に取り組み、訪問歯科診療の相談窓口や関係機関との調整機能を担う「地域連携室」を設置し役割の強化を図ってきた。令和2年度からは、福岡県歯科医師会の「口腔管理推進室整備事業」が開始され、福岡市歯科医師会においても令和5年度より本事業を実施することとなった。これにより、従来の地域連携室の機能に加え、医科と歯科の連携による入院期から在宅・退院後まで切れ目のない口腔健康管理体制の構築が可能となり、両事業の特性を生かした運営を行っている。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

本事業の主な財源は、福岡県の地域医療介護総合確保基金であり、福岡県歯科医師会が実施主体となる「**口腔管理推進室整備事業**」として位置づけられている。本事業は、在宅高齢者のみならず、がんや糖尿病等の生活習慣病の重症化予防をも目的とし、周術期や入院中からの適切な口腔健康管理のため地域歯科医師会内に口腔管理推進室を設置し、専任の歯科衛生士による相談対応、医療機関入院患者への口腔アセスメントや口腔機能管理、退院後の継続的な口腔管理体制の構築を行うものである。これにより、合併症予防、治療期間や在院日数短縮、再入院率低下など医療の質の向上を目指している。

## 3 設置状況・人材体制

福岡市歯科医師会の推進室は、福岡県歯科医師会館内に設置されており、「口腔管理推進室・地域連携室（以下、推進室）」の名称で運営されている。推進室の管

[インタビュー対象]

福岡市歯科医師会

桐原浩輔 歯科医師

理責任者は推進室長（歯科医師・兼任）が担い、歯科衛生士5名（非常勤）、看護師1名（常勤）が配置されている。また、開業歯科医、病院歯科医、大学病院歯科医から構成される会議体を2か月に1度開催し、事業の進捗確認や課題の共有、連携体制の強化について協議している。さらに、6か月に1度、福岡市歯科医師会の市内7支部の担当者の会議を開催し、支部間の情報共有や活動内容の均てん化を図っている。各支部が地域ケア会議や行政との協議、出前講座、多職種連携会議等を主体的に実施し、推進室が広域的な調整や患者紹介の窓口機能、歯科衛生士派遣、データ集約を担う役割分担としている。

## 4 相談応需と診療への流れ

地域に対しては、口腔健康管理に関する相談対応や訪問歯科診療の依頼調整を実施しており、在宅や病院・施設からの口腔アセスメント依頼にも対応している。後述の病院との連携を通じ、病院から在宅へ、あるいは地域から歯科医療へと円滑につながるケースが増加した。病院介入初年度は病院での口腔アセスメント件数89件（2病院）であったが、3年目には511件（4病院）に増加し、訪問診療件数も1件から84件へと大きく伸長し現在は5病院へ介入している。



## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

市内5病院（福西会病院、福岡大学西新病院、市民病院、千早病院、百年橋リハビリテーション病院）に対し、月2～4回、推進室歯科衛生士が単独派遣され、各病院で選定された入院患者を対象に口腔アセスメントを実施し、必要に応じスタッフや患者本人へ口腔ケアの助言や指導を行う。歯科治療が必要と判断された場合には、患者の状況や希望を踏まえ、かかりつけ歯科医または登録されている協力医療機関へ円滑につなぐ体制を整えている。事業開始時には、歯科専門職が不在の病院を中心に推進室歯科医師が訪問し、事業趣旨や内容説明を行い医科歯科連携の重要性に理解を求め連携病院を拡大した。現在も未連携病院に対して継続的に事業説明の機会を設け、連携病院の拡大を図っている。

## 6 評価と可視化データ

評価指標として、訪問歯科診療依頼対応件数、電話相談件数、連携病院での口腔アセスメント件数、訪問診療件数等を定期的に集計し、事業効果の可視化と今後の改善点の検討を行っている。

医科と歯科が連携してお口の状態を管理していくことで、治療をより成功へと導いていきます。

**手術前**  
手術の決定 → お口の健康管理  
処置や手術を行う 診療科 → 歯科

**入院中**  
術前のお口の健康管理 → 手術 → 術後のお口の健康管理  
歯科 → 歯科

※提携先の病院では、歯科衛生士を派遣して無料でお口の状態チェックを実施しています。

**退院後**  
歯科受診もしくは歯科訪問診療による継続的なお口の健康管理

～歯科訪問診療のご案内～  
お口に関するお悩みやトラブルでお困りではありませんか？

福岡市歯科医師会では、入院中の患者様のお口のトラブルに対応するため、歯科訪問診療を行っています。入れ歯の調子が悪くて食事がしづらいい。むし歯や歯周病が気になる。ブラグラしている歯があるなどのお悩みがある場合はご相談ください。福岡市歯科医師会の先生をご紹介します。

**入院中の費用**  
診療料 + 口腔管理指導料 + 治療費  
※保険診療優先になります。

**主な歯科訪問診療**

- むし歯・歯周病の治療
- 拔牙
- 入れ歯の調整・修理・作製
- 口腔ケア
- 歯石除去
- ブラッシング指導

歯科訪問診療のお申し込みはこちらへ

相談無料  
福岡市歯科医師会  
口腔管理推進室・地域連携室  
092-781-6801 / 090-9579-5949

## 7 研修・人材育成

福岡県歯科医師会からの委託業務として、福岡市歯科医師会が請け負っている「訪問歯科診療推進整備事業」では、実践的な研修（研修を修了し登録された指導歯科医師に同行・見学）を実施しており、推進室が保有する医療機関情報を提供し、研修希望者と指導歯科医師のマッチングの一助を担っている。

## 8 周知・広報・地域浸透

リーフレットの配布や「デンタルフェア」等の啓発イベントへの参加、推進室紹介動画の作成・公開などを行っている。これらを通じて、医療・介護関係者のみならず市民に対しても、口腔管理の重要性と推進室の役割について理解促進を図っている。



**がん等の治療や手術前、入院中は  
お口の健康管理が  
大切です**

お口の健康は全身の健康と深く関連しています。  
入院中のトラブルをなくすためには、お口の健康を保つことがとても大切です。

一般社団法人 福岡市歯科医師会  
口腔管理推進室・地域連携室

## 札幌市歯科医師会と札幌市の取り組み

### 1 背景

北海道の三次医療圏毎に、十勝圏域（十勝歯科医師会）、根室・釧路圏域（釧路歯科医師会）、道南圏域（函館歯科医師会）、道北圏域（旭川・留萌・稚内歯科医師会）、オホーツク圏域（北見歯科医師会）、道央圏域（空知、小樽市、室蘭、岩見沢、後志、美唄、日高、苫小牧、千歳、札幌歯科医師会）の在宅歯科医療連携室が設置されている。北海道は全体のほぼ半分を占める山地と広大な平野が広がる中、都市間距離が全国の2～3倍で、人口・専門職偏在という地域性があり、それぞれの地域の実情に合わせ調整を図り展開されている。

道央圏域の核である札幌市は、道内最大の人口と歯科診療所数を有するが、10行政区毎に多職種連携への取り組みがされており、加えて活動に温度差があることなどから、その具体的な形や成果が見えにくいという構造的な課題を抱えている。本事例は、札幌歯科医師会の活動として、道央連携室業務と市の事業の連携の様子を紹介する。

### 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

連携室事業は、平成24年度より国庫補助金を利用し「在宅歯科医療連携室整備事業」として北海道歯科医師会が道から委託事業として受け実施された（平成26年度からは地域医療介護総合確保基金）。平成30年度からは北海道歯科医師会の主体事業となり、道からの100%の補助金事業「在宅歯科医療連携室整備事業」として継続されている。平成29年度に設置された道央圏域在宅歯科医療連携室は10郡市区歯科医師会で構成され、そのうち札幌歯科医師会の管轄域（札幌市を含む5市町村）に対し札幌歯科医師会が事業運営を担っている（図）。

連携室の役割は、1.連携室運営の核となる相談業務や地域の歯科医師と多職種との連携の推進及び充実を図る、2.地域包括ケアシステムに係る事業として医療と介

#### [インタビュー対象]

札幌歯科医師会 理事 針谷宜宗 歯科医師  
同総務課地域医療係 道央圏域在宅歯科医療連携室  
木本恵美子 歯科衛生士  
梁川佳奈 歯科衛生士

護の連携の中に歯科が参入できるように推進する、3.在宅歯科医療に関わる医師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等との多職種連携を推進する、4.市町村を核とした地域支援事業参画への誘導、5.安心・安全で良質な在宅歯科医療を推進する、6.歯科職種と多職種、地域住民等との調整役を担う、7.施設等への口腔アセスメントや研修会等への依頼への調整、である。事業として地域の実情の調査や、事前調査、周知説明、多職種連携推進、研修会実施、在宅歯科医療連携推進連絡協議会が位置づけられている。

道央圏域郡歯別対応市町村名

歯科医師会名	市町村名				
札幌	札幌市	江別市	石狩市	当別町	新篠津村
空知	芦別町 奈井江町 深川市	赤平市 上砂川町 妹背牛町	滝川市 浦臼町 秩父別町	砂川市 新十津川町 北竜町	歌志内市 雨竜町 沼田町
小樽市	小樽市				
室蘭	室蘭市 洞爺湖町	登別市	伊達市	豊浦町	社管町
岩見沢	岩見沢市 長沼町	夕張市 栗山町	三笠市 月形町	南幌町	由仁町
後志	島牧村 真狩村 共和町 古平町	寿都町 留寿都村 岩内町 仁木町	黒松内町 喜茂別町 泊村 余市町	蘭越町 京極町 神恵内村 赤井川村	ニセコ町 倶知安町 積丹町
美唄	美唄市				
日高	日高町 えりも町	平取町 新ひだか町	新冠町	浦河町	様似町
苫小牧	苫小牧市	白老町	厚真町	安平町	むかわ町
千歳	千歳市	恵庭市	北広島市		

### 3 設置状況・人材体制

道央圏域在宅歯科医療連携室には、専従の歯科衛生士2名が配置されている。札幌歯科医師会では連携室事業開始前から多職種連携の推進、地域ケア会議への歯科職種の参入を促進するため、歯科衛生士を雇用してきた。

札幌市では訪問歯科医師の育成・歯科衛生士の復職支援の研修会事業や、オーラルフレイルに対するポピュレーションアプローチ・ハイリスクアプローチ、後期高齢者訪問歯科健診などを市の事業として実施しており、連携室業務と同時並行的に推進するため、連携室歯科衛生士は札幌市の事業と連携室業務を兼務し、全業務の10%以内の範囲で市の事業に従事している。

## 4 相談応需と診療への流れ

相談窓口には、介護支援専門員、家族、病院等から相談依頼があり、連携室歯科衛生士が患者の全身状態やADL、口腔内の課題、居住地域を情報収集し、約300名の協力医から担当医を選定する。迅速に対応するため当日中に担当医に診療可否を確認・決定し、初回訪問の日程調整まで代行する。転帰を把握するため、診療開始後の約2週間から1ヵ月を目安に担当医に連絡し治療の進捗や転帰を聞き取る。札幌歯科医師会の全会員にアンケート調査を実施し、訪問診療の可否・範囲、時間等を調査し、その結果をHPに掲載することで市民が検索できるようにしている。

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

多職種が集まる連絡協議会などが少ないため、連携室歯科衛生士が地域包括支援センターや区役所、市医師会の在宅医療・介護・認知症サポートセンターを遍く施設巡回し、事業周知や実情把握を地道に行う“足で稼ぐ”活動をしている。退院後早期の歯科介入を目指し病院の地域連携室への巡回も行う。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

連携室歯科衛生士が行政区ごとの地域ケア連絡会などの情報交換・研修会に積極的に参加し連携の地盤固めを

行っている。また、札幌歯科医師会独自の試みとして、行政区単位で地域包括ケアシステムへの歯科職種の参入を目指すモデルエリア事業を実施、その中で連携室歯科衛生士が積極的に支援・サポートを行うなど、連携室と市の事業の同時並行的な推進が強固に行われている。

## 7 評価と可視化データ

事業の評価として、相談件数や市町村等主催事業会議出席記録、施設巡回記録、研修会活動記録を毎月、地域ごとに集計し報告している。

## 8 研修・人材育成

歯科専門職向けの訪問診療技術や多職種連携等の研修を定期開催するなど、人材育成を行っている。

## 9 周知・広報・地域浸透

パンフレットの他、一般向け口腔体操リーフレット、介護支援専門員向け詳細な口腔アセスメントのガイド、道央圏域在宅歯科医療連携室だよりなどで周知している（図）。

令和7年8月発行 第4号  
一般社団法人札幌歯科医師会・道央圏域在宅歯科医療連携室

### 在宅歯科医療連携室だより

#### 災害時にもお口の健康忘れずに

【お口は感染症の入り口】  
お口の中が汚れていると、虫歯や歯周病だけでなく感染症肺炎の可能性もあります。特に災害時は、水不足などで歯磨きが難しくなったり、お口の中が乾燥したり、むし歯や口のトラブルをまじまじと見ることがあります。

熊本県では、肺炎をともなう呼吸器や消化器の病気が、災害関連死呼吸器や消化器の病気にかかる原因の一つとして考えられるのは、ウイルスや細菌は、唾液から入ります。手洗いを徹底し、お口の清潔を保つことが重要です。

熊本県：災害関連死の主な死因 (2017.12現在、197人の死因) 呼吸器の病気・肺炎 28.4%

死因	割合
呼吸器の病気・肺炎	28.4%
その他	9.6%
交通事故	7.1%
自殺	8.1%
内臓性の急死、突然死等	14.2%
循環器系の病気	27.9%

非常用持ち出し袋に入れましょう

※入れ歯だと転倒しているときにすぐにご利用いただけます

※洗面口簡易トイレ  
※入れ歯用ウェットシート  
※歯磨き粉  
※歯ブラシ  
※歯磨きシート

札幌市後期高齢者訪問歯科健診

札幌市と札幌歯科医師会では、後期高齢者訪問歯科健診の事業を行っています。この健診は、自宅にお住まいの要介護2以上の方が対象で、同一人につき半年に一度受診可能です。

費用は無料です。お申し込みは、お住まいの地域ケア連絡会へお申し込みください。お口の健康のためにも是非ご利用下さい。

（一社）札幌歯科医師会道央圏域在宅歯科医療連携室  
訪問診療相談ダイヤル ☎011-561-3001

### どんなときでも健口生活

体の健康はお口から！ いざというときも健口を保てるように日頃からお口の体操に取り組みましょう

#### 舌や口の周りの力をつけるトレーニング

ばたから体操 一つ一つの舌を力強く伸ばしましょう

ばた 舌をしっかりと閉じて、はじけるように！ばっ！！  
た 舌を上おこに強く押し付けて・・・たっ！！  
ば 舌先をくると丸めてしっかり上げて、かっ！！  
た どの舌に力を入れて力強く・・・らっ！！

札幌市後期高齢者訪問歯科健診

札幌市と札幌歯科医師会では、後期高齢者訪問歯科健診の事業を行っています。この健診は、自宅にお住まいの要介護2以上の方が対象で、同一人につき半年に一度受診可能です。

費用は無料です。お申し込みは、お住まいの地域ケア連絡会へお申し込みください。お口の健康のためにも是非ご利用下さい。

（一社）札幌歯科医師会道央圏域在宅歯科医療連携室  
訪問診療相談ダイヤル ☎011-561-3001

## 1 背景

群馬県では地域医療の実情に合わせた取り組みの基本的考えにあわせ、実情の異なる郡市区で個別に地域医療介護総合確保基金補助金事業計画を実施することとなった。

### 地域の実情

富岡甘楽歯科医師会の管轄地域は富岡市と甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)の4市町村であり、高齢化率34.6～65.2%の中山間地域である。平成4年より独自に歯科保健医療事業を展開しており、平成22年には群馬県が富岡甘楽歯科医師会に委託した形で群馬県内初の「在宅歯科医療連携室」が設置された。平成27度からは県補助金事業として運営している。同一管轄地域の富岡市甘楽郡医師会が運営する「かぶら在宅療養ネットワークセンター(かぶらネット)(平成29年度～)」や介護支援専門員協議会・管内市町村の包括支援センターとの連携が強固である。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

群馬県地域医療介護総合確保基金事業(3/4補助)として「在宅歯科医療連携室整備事業」を実施している(以下「事業」)。事業内容は、1.医療・介護との連携・調整に関する業務：①公立富岡総合病院および公立七日市病院との連携、②他職種との利用者情報の共有、2.歯科診療等の紹介業務：①紹介業務の流れの充実と会

### [インタビュー対象]

富岡甘楽歯科医師会

茂木忠泰 歯科医師

入山久美子 歯科衛生士

員への周知徹底、②電話・窓口対応の検討、③事前訪問、3.診療機器貸し出し：①訪問用ユニットの一般歯科医院への貸出、②診療機器の整備及び管理、③訪問診療機器の使用方法的説明、4.広報に関する業務：①ホームページ紹介、②県内・管内の各行事でパンフレット配布、を実施している。

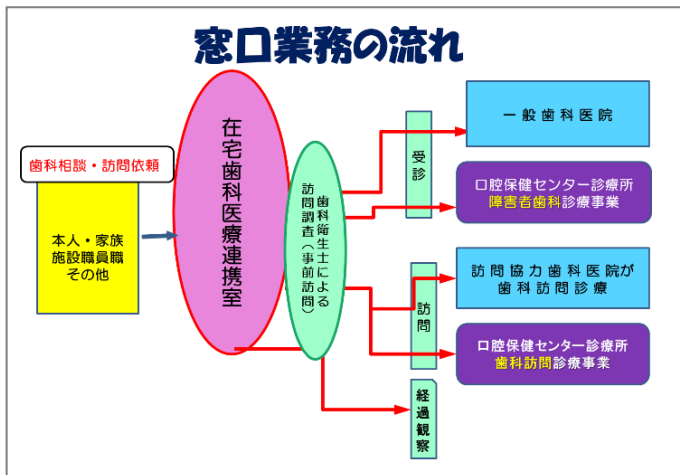
## 3 設置状況・人材体制

富岡甘楽歯科医師会に、障害者診療(平成6年開始)・訪問診療(平成5年開始)を行う「口腔保健センター診療所」を開設している(会員が協力医)。連携室には歯科医衛生士専従1名パート2名配置され、機器貸し出し(ポータブルユニット2台、レントゲン)の管理、歯科医師会員への使用説明会等細やかに支援している(「事業3」)。

## 4 相談応需と診療への流れ

在宅医療的ケア児を含む住民・専門職等からの相談受付(「事業2②」)では「在宅歯科医療連携室相談依頼書」を作成活用し、詳細な日程調整、病歴、主訴や連絡先等漏れのない情報把握をする。ロスタイムなく患者宅から近距離の歯科診療所を紹介するため「歯科訪問診療協力

歯科医院名簿」を活用している。最大の特徴は、連携室の歯科衛生士による「事前訪問」（「事業」2③）の徹底である。初診前に患家の状況や患者の状態を正確に把握し、担当医へ報告することで、診療器材の準備や歯科医師の負担軽減に大きく寄与している。



## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

口腔外科がある富岡総合病院、歯科のない七日市病院の入院患者の歯科診療ニーズには、連携室歯科衛生士が全身状態等の情報収集を収集し（「事業」1①）、かかりつけ歯科医師や口腔保健センター診療所が診療を行うための繋ぎの役割を担うなど、医科歯科・病診連携の双方向のハブになっている。

場合により協力歯科医師を雇い上げ口腔保健センター診療所における診療を行う。また別事業で、介護施設の口腔衛生管理体制（基本サービス）、経口維持加算への協力のため会員診療所の歯科衛生士が実動している。

公益社団法人 富岡甘楽歯科医師会			
在宅歯科医療連携室相談依頼書(診療連携関係人記録用紙)			
*相談者(ご希望の診療内容)をお知らせください。TEL:0276-7100 FAX:0276-7101			
NO	依頼日時(受付)	年 月 日	受付番
患者	氏名	生年月日	M・T・D 年 月 日
	住所		TEL
介護者	氏名	その他	TEL
			FAX
依頼者(協働先)	氏名		
	施設名		
依頼内容			
依頼の理由			
主 訴			
事前訪問情報	訪問日	訪問場所	担当医
事後処理	訪問	歯科医師名	担当医
	受診	歯科医師名	
	その他		

## 6

## 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

かぶらネット・介護支援専門員協議会・管内市町村の包括支援センター等に連携室歯科衛生士が参加し（「事業」1②）、車椅子対応歯科医院や休診日等のリスト提供を行い連携起点になっている。会が県介護支援専門員協会に賛助会員として入会し、さらに介護支援専門員資格を持つ連携室歯科衛生士が介護支援専門員協会富岡支部会員であることで情報共有しやすい体制である。連携室歯科衛生士が管内市町村の個別地域ケア会議に参加、一体的実施の取組（住民サロン）に協力、甘楽町介護予防C型（訪問型）の契約、自治体の広報や口腔関連記事の相談対応等行う。また、後期高齢者医療広域連合からの委託（別事業）で訪問歯科検診の実施（歯科医師、連携室歯科衛生士の訪問）がある。

## 7

## 評価と可視化データ

相談人数、事前訪問調査実施件数、症例別連携ケース数、依頼者別・主訴別集計等

## 8

## 研修・人材育成

歯科衛生士の同行研修、医療介護従事者の養成校講義、復職支援、歯科衛生士会を人材プールとして活用するなど在宅歯科医療の環境整備を行っている。

## 9

## 周知・広報・地域浸透

市町村事業、専門職研修会、歯と口の健康祭り、健康子育てわくわくフェスタに参加しパンフレット配布、広報用風船配布等（「事業」4）、また学会発表でも積極的に紹介している。

## 1 背景

群馬県では地域医療の実情に合わせた取り組みの基本的考えにあわせ、実情の異なる郡市区で個別に地域医療介護総合確保基金補助金事業計画を実施することとなった。

### 地域の実情

藤岡多野歯科医師会の管轄地域は群馬県藤岡市と多野郡である。中山間部が多くを占め歯科衛生士など専門職人口が少なく、乳幼児健康診査等も他地域から派遣される専門職の活用が行われている地域である。県歯科技官から藤岡多野歯科医師会にモデル的に補助金事業実施の打診があり連携室事業を開始した。平成29～30年頃立ち上げに際し群馬県介護支援専門員協会藤岡多野支部と**医療介護連携センターふじおか**（藤岡多野医師会に開設）との協議を重ね、現在の体制となっている。公立藤岡総合病院との糖尿病等合併症や摂食嚥下関連の医科歯科連携勉強会、同病院栄養勉強会等の継続参加の経緯から多職種との連携関係が築かれた。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

群馬県と同補助金事業（3/4補助）として「**ふじおかも在宅歯科医療連携室整備事業**」等3事業を展開している。同連携室整備事業においては（1）多職種及び関係機関と歯科との連携・調整、（2）『いつでも相談』-いつでも在宅歯科診療の相談ができる窓口開設・運用、（3）在宅歯科診療の紹介業務、（4）歯科医師会会員診療機能情報の発信、（5）他団体の医療・介護連携相談窓口事業との連携、（6）ふじおかも在宅歯科医療連携室運営委員会の開催を実施している。

[インタビュー対象]

藤岡多野歯科医師会

村川正紀 歯科医師

そのほか人材育成として「**ふじおかも在宅歯科医療等多職種連携研修事業Ⅰ**」「**ふじおかも在宅歯科医療等多職種連携研修事業Ⅱ**」（後述）の事業を実施している。

## 3 設置状況・人材体制

藤岡多野歯科医師会は藤岡商工会議所内に設置されており、歯科衛生士の配置はなく、事務職員（行政職経験者）1名、パート1名の構成である。会を通じて県歯科技官、市役所等との連携体制を構築している。

## 4 相談応需と診療への流れ

歯科衛生士不在の相談応需であるため、事務職員の初期対応で「痛い」「入れ歯」「飲み込めない」レベルの課題の区別と保険証情報のみ聴取し、即座に歯科医師会理事に伝達し近隣地域の歯科医師の派遣に結びつける体制にし、さらに診療実態を会に報告する仕組みにしている。**医療介護連携センターふじおか**に口腔または摂食嚥下等の相談が来た際には住所地を目安に直接登録歯科医院に連絡が来る形式とした。ポータブルユニット、レントゲンの機器貸し出しは定期的な借用ニーズがある。

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

公立藤岡総合病院のNSTが行うミールラウンドに藤岡多野歯科医師会理事が委員として出席し（上記**連携室整備事業の（1）**に位置づけ）、退院時カンファレンス出席要請もある。診療以外の病診連携、医師会や自治体と



## 1 背景

群馬県では地域医療の実情に合わせた取り組みの基本的考えにあわせ、実情の異なる郡市区で個別に地域医療介護総合確保基金補助金事業計画を実施することとなった。

### 地域の実情

館林邑楽歯科医師会の管轄地域は館林市と邑楽郡（大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、板倉町）の1市5町であり、埼玉・栃木の県境であるため県をまたいだ入退院支援が不可欠である。平成20年代に館林市邑楽郡医師会が中心となった任意団体「たておう在介ネット（館林邑楽在宅医療・介護ネット）」、さらに平成30年頃に公立館林厚生病院の脳外科医師、NST、摂食嚥下関係の多職種任意団体「館林邑楽おくちのりハピリ研究会」が活動していた。これらのネットワークを基盤として、平成29年館林市邑楽郡医師会での「在宅医療介護連携相談センターたておう」設置に伴い連携構造が移行した。「たておう」の看護師相談員の支援もあり在宅歯科医療連携室設置が進められた。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

平成30年から群馬県地域医療介護総合確保基金補助金事業（3/4補助）として「館林邑楽在宅歯科医療連携室整備事業」を実施している（以下「事業」）。事業内容は1.医科・介護との連携・調整に関する業務：たておう在介ネット、館邑在宅ケア研究会に各数名所属、連携室設置を案内、2.在宅歯科医療希望者の窓口設置に関する業務：館林邑楽歯科医師会内に館林邑楽在宅歯科医療連携室を設置、3.在宅歯科医療や口腔ケア指導者の実施歯科診療所等の紹介に関する業務：館林市より

### [インタビュー対象]

館林邑楽在宅歯科医療連携室

三坂亜矢子 歯科衛生士

依頼のあった介護予防プログラムに講師派遣（歯科医師3名、歯科衛生士3名）、4.在宅歯科医療機器の貸し出しに関する業務、5.地域における喫緊であり、住民や在宅歯科医療を受ける者、家族等から要望が寄せられている事項および広報に関する事業、である。

## 3 設置状況・人材体制

平成14年設置の館林邑楽歯科保健医療センターでは障害者診療・休日診療の他、外来通院可能な在宅・施設高齢者の診療を行なっている。在宅歯科医療連携室には常勤専任歯科衛生士1名が配置され、機器貸し出しとしてポータブルユニット2台、レントゲン2台を管理している。連携室長に歯科医師会の在宅介護委員会担当理事が就いている。

**館林邑楽 歯科保健医療センター**

**1 障がい者(児)歯科診療**  
障がい者(児)歯科とは、様々な理由により、一般歯科では診療を受けることが困難な人を対象に治療する歯科です。例えば、知的な遅れや自閉症のために歯の痛みを上手く伝えられない人、また、身体が不自由であったり、複雑な緊張状態の持続などで、治療を受ける姿勢を維持するのが困難である人が対象になります。

**2 館林邑楽在宅歯科医療連携室**  
自宅で療養中の方や施設に入居の方、病院に入院中の方など、歯科医師に相談できずに困っている方を対象に、歯科に関する相談窓口です。基本料にはご相談料(診療室内に自費負担歯科器具が在宅で無い)が別途取られます。(ここでは出張は行いません。費用もかかりません。)状況から治療担当歯科医師を決定し、診療を開始します。

**3 休日歯科診療**  
緊急症状に対する応急処置のみを行います。前日と治療が可能な場合はかかりつけの歯科医師の診療となります。  
治療費は通常の治療費に、休日料が加算されるため、平日に比べ費用がやや高額になることがあります。

**館林邑楽歯科保健医療センター**

〒374-0043  
群馬県館林市館本町2-622-1  
電話：0276-73-8818  
FAX：0276-72-8882  
メール：tatoshi@dream.ocn.ne.jp

<http://tatoushi.cihp.jp/>

一般社団法人 館林邑楽歯科医師会

## 4 相談応需と診療への流れ

1市5町と広域であるためそれぞれに担当理事を配置し、情報共有後に登録してある初診確認担当医（またはかかりつけ歯科医師）が配当される。介護支援専門員からの電話・Faxが多く相談時には、「訪問歯科診療申込書」と、口腔内情報の「事前確認書」「在宅歯科医療連携室依頼報告書（申込書）」の3点を必ず作成し保存する。初診確認担当医決定後、連携室事業の一環で予備診査（無料対応）が行われる（「事業」2）。申込書において予備診査時の報告（転帰、担当医交代等）がなされ、その後は担当医の自院で診療が行われる。

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

地域への浸透の結果、連携室を経由しないケースも増えた反面、住民から歯科診療に限らない相談や、歯科のない病院の医師や施設相談員からの相談を受けるケースがあり、障害者・訪問歯科診療経験豊富な担当歯科衛生士が対応する。県境特有の障害者歯科診療も含めた受療調整業務が多く、退院時支援として退院後歯科診療依頼もある。介護施設の口腔衛生管理体制（基本サービス）勉強会の依頼も連携室に来る。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

「たておう」での多職種研修会、グループワーク等に在宅介護委員会の歯科医師および連携室歯科衛生士が参加し、連携関係を構築している（「事業」1）。市の一体的実施事業「シニアの元気アップ大学」や通いの場への講師派遣（「事業」3）には連携室は調整役になる。保健所からの要請、自立支援型個別ケア会議参加に連携室が対応する。

## 7 評価と可視化データ

連携に関わる業務内容を中心に報告。

## 8 研修・人材育成

歯科医療従事者向け研修会、住民向け公開講座を定期的実施。

## 9 周知・広報・地域浸透

パンフレット等を介護支援専門員研修会や「たておう」で配布（「事業」5）し、一般向けには会主催の公開講座等でのパンフレット配布や、自治体の広報での周知も行っている。そのため歯科診療希望だけでなく“要介護高齢者の食（テクスチャー調整の困難等）”に関する電話相談が来ることもある。

**全身の健康はお口から 人生100年時代の口福のために**

**1 障がい者（児）歯科診療**

1. 診療の対象者  
歯科診療時に特別な配慮が必要な様々な障害やご病気があり、一般の歯科診療所での診療が困難とされている方が対象となります。

2. 診療の特徴  
◎ 初診時は長めのカウンセリングを行い、ご本人や付き添いの方と様々なコミュニケーションで問診  
◎ 療養の履歴に合わせた対応  
◎ 定期健診で治療終了後もサポート

3. 施設の診療体制  
駐車場から診療室へ、さらにユニットまですべてバリアフリーの構造です。

4. 受診される方へのお願い  
予約制です。初診時にはご連絡ください。  
お持ちいただくもの  
◎ 保険・療費のなかからつけ回からの紹介状  
◎ 健康保険被保険者証：マイナンバーカード  
◎ 障がい者手帳  
◎ 服用中の薬剤がわかるもの（処方箋、自己手帳、経口薬手帳など）  
◎ 最終使用している歯ブラシ

5. 館林邑楽在宅歯科医療連携室  
ご自宅や施設で生活（療養）されている方の、歯科に関する相談窓口です。  
高齢や病気で通院困難な患者さんのご自宅に訪問して、歯科治療を行う歯科診療をご紹介いたします。  
施設や介護施設等からのご相談やお問い合わせも、受け付けております。

6. 休日歯科診療  
緊急症例に対する応急処置のみを行います。詳しくは診療が可能な施設にかかりつけの歯科医師との連携をお願いします。  
当診療は通常の診療日に、休日診療が実施されるため、平日に比べ費用がやや高額になることがあります。

**高次医療機関との連携**  
◎ 公立歯科衛生士科 ◎ 群馬県立小児医療センター  
◎ 養老園大学歯学部 ◎ 群馬県歯科医師会センター

〒370-0001 群馬県館林市本町1-1-1  
TEL: 0276-73-8818

## 1 背景

群馬県では地域医療の実情に合わせた取り組みの基本的考えにあわせ、実情の異なる郡市区で個別に地域医療介護総合確保基金補助金事業計画を実施することとなった。

### 地域の実情

太田新田歯科医師会の管轄地域は主に群馬県太田市で構成され県下第三位の人口規模を有する。住民からの訪問歯科診療に関する問い合わせの増加から平成30年に相談対応を行う「歯科訪問センター」の開設に至った。太田地域在宅医療・介護連携推進協議会以外にも地域の課題を検討する太田地域職域連携推進協議会において、行政及び医療介護多職種関係団体が一同に集まり地域の個別事例について協議し、対応策の検討を実施している。関係構築と情報共有はもとより、事例ごとの対応案や事例を通じた地域課題の共有、地域の取り組みにおけるPDCAサイクルの循環に役立っている。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

群馬県の地域医療介護総合確保基金に基づく補助金事業（3/4補助）として「群馬県在宅歯科医療連携室整備事業」により「歯科訪問センター」を設置している。事業内容は、1.運営委員会（診療委員会）の開催、2.医科・介護連携会議等の開催・参加（歯科における医療連携協議会、太田地域在宅医療・介護連携推進協議会含む）、3.歯科訪問診療窓口/紹介（歯科訪問センターで受け付けるものを含む）、4.障がい児（者）施設訪問歯科検診の実施、5.在宅歯科医療機器貸出である。

### [インタビュー対象]

太田新田歯科医師会

小野好一 歯科医師

岸隆史 歯科医師

檜原明憲 事務長

## 3 設置状況・人材体制

太田新田歯科医師会の建物に休日歯科診療所および「歯科訪問センター」という名称で在宅歯科医療連携室を設置し事務局長および2名の歯科衛生士が所属している。

## 4 相談応需と診療への流れ

太田市内の住民（患者・家族）、医療介護関係者等からの相談対応を行う。相談に応じてまずは該当患者のかかりつけ歯科医による対応を第一選択として、かかりつけ歯科医の対応が難しい場合は登録医・協力医に担当する仕組みとしている。訪問歯科診療協力歯科医療機関のリストは手挙げ方式で作成し12区域に分割配置しHPに公開している。電話による聞き取りで「歯科訪問診療依頼書」を作成し、担当医決定後、依頼書を担当医にFAXやPDF添付で送付し、担当医から患者へ連絡する。担当医の診断のもと、患者の全身疾患や精神、障害の状態に応じて、二次

**歯科訪問診療のQ&A**

Q 歯科訪問診療は誰でも受けられますか。  
A 通院が困難な方が対象となります。年齢制限はありません。具体的には、「在宅で療養」、「病院に入院」、「介護施設等に入所」している方などです。

Q 診療費用はどうなるのですか。  
A 健康保険等の適用となり、通常の自己負担となります。なお、別途、交通費がかかる場合があります。

Q 自宅や施設等でも歯科医院と同じ診療が受けられますか。  
A 基本的には外来診療と同じですが、訪問診療のため診療内容に限られる場合があります。

Q 立会い（付き添い）は必要ですか。  
A 診療内容の説明等がありますので、ご家族や施設の担当者等の立会い（付き添い）をお願いします。

Q 診療を受けられる際、準備する物がありますか。  
A 特にありませんが、電源や水道等をお借りする場合があります。

**歯科訪問センターの位置図**

一般社団法人 太田新田歯科医師会  
歯科訪問センター

〒373-0852 太田市新井町516-18  
TEL 0276-45-7320  
FAX 0276-46-0614

http://ot-nt.com

開館時間 月～金曜日 9時～17時

病气や障がいで治療を受けられず困っていませんか？

**歯科訪問診療のお知らせ**

一般社団法人 太田新田歯科医師会  
歯科訪問センター

医療機関・三次医療機関も紹介している。また、機器貸し出しとしてのポータブルユニット、レントゲンは有料貸出の仕組みとしている。

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

太田市が属する二次医療圏の3分の1以上に歯科口腔外科が設置されている。会と5つの病院（①県立がんセンター、②本島総合病院、③SUBARU健康保険組合太田記念病院、④イムス太田中央総合病院、⑤足利赤十字病院）の歯科口腔外科の歯科医師は3か月に1回定期的に一同に集まる地区医療連携協議会で、診療依頼方法や対応可能な患者像などの情報交換を行い、相互理解による病診連携関係の深化を実現している。また、障がい児（者）施設訪問歯科検診は7施設で実施している。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

太田市には9つの地域包括支援センターがあり、市からの要請に応じて各エリアに担当歯科医師を選定し、各エリアの定期会議への参加等を通じて、平時からの顔が見える関係の構築を深めている。また、太田市医師会に設置されている**太田市在宅医療介護連携センター**事業との協力体制のもと看護協会や介護支援専門員協会等と協働し、地域の課題解決策を検討している。

## 7 評価と可視化データ

相談対応・訪問診療の実施件数、会議や事業実施状況。

## 8 研修・人材育成

太田市在宅医療介護連携センター事業のなかで、ニーズに応じ医療介護関係者を対象とした研修会を開催しており、地域の多職種との課題共有を深化させている。在宅歯科医療に関わる歯科医師の理解や知識・技術の平準化に向けて、歯科医療従事者向けの研修の実施等の必要性を感じている。

## 9 周知・広報・地域浸透

パンフレットを地域の公民館やイベント等で配布しているほか、地元コミュニティFM太郎に出演し歯科訪問センターの周知をしている。また太田市健康づくり課による市の広報、地区ごとの行政センターだよりに訪問歯科診療のご案内の掲載がある。地域住民へのアウトリーチ活動の更なる充実が必要と考えている。

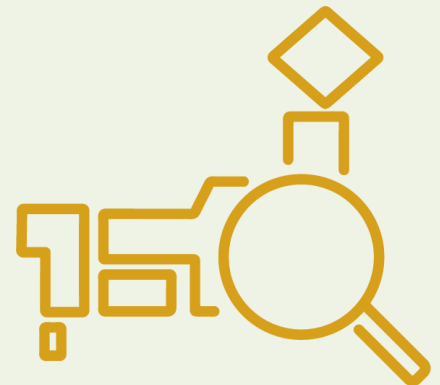
<p><b>認知症サポーター養成講座</b></p> <p>日時 2月21日（水）午後1:45～3:15 会場 数塚本町文化ホール リハーサル室 内容 認知症の基礎知識、接し方や家族の支援など 対象 市内在住 参加費 無料 申込み 電話で数塚地域包括センターへ 数塚地域包括支援センター ☎78-1096</p>	<p><b>クリスマスのおはなし会</b></p> <p>日時 12月24日（日）午前10:30～11:30 会場 数塚本町文化ホール 内容 読み聞かせや紙芝居、ハンドベルの演奏 参加費 無料（整理券必要） 申込み 直接、数塚本町図書館へ 先着50人 1家族5人</p> <p>◆ 乳幼児のおはなし会 ◆ 1月17日（水） 午前11:00～11:30 数塚本町図書館 ☎78-0512</p>								
<p><b>訪問歯科診療</b></p> <p>通院できない人に対して歯科医師が自宅や施設へ訪問診療します</p> <p>【対象】 病气や障がい等により在宅等で療養している 病气やけが等の治療で入院している 介護施設等に入所している</p> <p>【内容】 虫歯や歯周病の治療など・入れ歯の調整、修理など ※訪問での診療のため、内容が限られる場合あり</p> <p>【費用】 健康保険等の適用となります 別途、交通費がかかる場合があります 太田新田歯科医師会 歯科訪問センター ☎0276-45-7320 月～金（午前9:00～午後5:00）</p>	<p><b>数塚本町児童館（1月）</b></p> <p>0～3歳児 10:30～11:00 自由参加 くすのび広場 16（火）親子でリズム遊び 遊びの広場 23（火）ふれあい遊び なかよし広場 18（木）ボール遊び お話し広場 30（火）絵本やパネルシアター</p> <p>※12/29（金）～1/3（水）休館 数塚本町児童館 ☎78-3577（大原町571-8）</p>								
<p><b>禁止されています</b></p> <p>政治家が寄付すること ルールを守って明るい選挙</p> <p>政治家が寄付すること 有権者が寄付をもとめること</p>	<p><b>のびのびキッズ</b></p> <p>日時 1月22日（月）午前10:00～正午 会場 数塚本町保健センター 対象 0歳～6歳（就学前のお子さんと保護者） 社会福祉協議会西部支所 ☎0276-57-2616</p>								
<p><b>政治家の寄附禁止の対象例</b></p> <p>選挙活動、香典、お慶賀、入学祝など</p> <p>お慶賀への寄附・差し入れ、町内会の集金、旅行などの催物への付帯・取寄物の差し入れ</p>	<p><b>スボ協コーナー</b></p> <p>・壮年ソフトボール大会（9月10日・17日実施） 優勝 杉塚2 準優勝 中原（5地区参加） ・2023太田市スポーツ大会 総合成績6位 優勝：剣道、ソフトテニス、ソフトボール女子 準優勝：ソフトボール男子、ゴルフ 第3位：卓球、バドミントン 第5位：陸上 第7位：ボウリング 第9位：軟式野球、硬式テニス 第10位：グラウンドゴルフ 第12位：玉入れ ・ターゲットバードゴルフ大会 荒天のため中止</p>								
<p>※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。 「広報誌『総務省』（2023年12月号）より抜粋 選挙管理委員会 ☎0276-47-1111</p>	<p><b>12月の納期限 12月25日（月）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>固定資産税（第4期）</td> <td>収納課 ☎0276-47-1820</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税（第6期）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護保険料（第6期）</td> <td>介護サービス課 ☎0276-47-1948</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料（第6期）</td> <td>医療年金課 ☎0276-47-1926</td> </tr> </table>	固定資産税（第4期）	収納課 ☎0276-47-1820	国民健康保険税（第6期）		介護保険料（第6期）	介護サービス課 ☎0276-47-1948	後期高齢者医療保険料（第6期）	医療年金課 ☎0276-47-1926
固定資産税（第4期）	収納課 ☎0276-47-1820								
国民健康保険税（第6期）									
介護保険料（第6期）	介護サービス課 ☎0276-47-1948								
後期高齢者医療保険料（第6期）	医療年金課 ☎0276-47-1926								

## Column④

### 地域医療の最前線に『基金』を流し込む

～「県」ではなく「郡市区」の連携室事業展開手法～

元・群馬県健康長寿社会づくり推進課  
歯科部長 石田圭吾



私が群馬県庁に赴任した平成26年当時、目の前にあったのは地域ごとに異なる医療資源の偏在と切実なニーズでした。

#### なぜ「県」ではなく「郡市区」だったのか

平成28年に「地域医療介護総合確保基金」という財源が誕生した際、私は「県単位の一律な枠組みで動かすべきではない」と直感しました。山間部、医療資源の多寡、広域調整ニーズなど、抱える課題は千差万別です。介護支援専門員が口腔の悩みを即座に相談できる窓口を作るには、ミクロな視点が不可欠です。そこで私は補助先をあえて郡市区歯科医師会（郡歯）に絞り、それぞれの郡市区の手法による「在宅歯科医療連携室」運営へ予算を投じる戦略を立てました。

#### 壁を超える仕掛け

行政の予算には自己負担や廃止のリスクが付きまといます。本事業も補助率3/4。「事務作業が煩雑だ」と二の足を踏む郡歯もありましたが、私は自ら「仕向け」ました。事務局がある郡歯なら、既存の業務を按分して人件費を計上すれば宜しいのです。書類が書けないなら、私が「ひな形」を作り、書き方を指導すれば良いのです。さらには動いてくれる先生を“一本釣り”しての膝詰めの議論。「実質は県の委託事業のようなものです。一緒に地域を作りましょう」と説得して回ったのです。

県の財政課には「県の持ち出しがない」ことを説明し、現場には「3/4の予算を出すから」と口説き落とす。行政歯科技官として現場と行政の「通訳」になり、同じ目線で汗をかく。それが私のスタイルでした。

#### 歯科技官に求められる「臨床感覚」

よく他県から「なぜ郡歯に直接補助？」と驚かれましたが、資源が乏しい地域こそ、生活圏域に根ざした調整が必要なのです。ここで問われるのが技官の臨床経験と調整力、コミュニケーション能力です。訪問診療の現場を知らない技官では、現場と噛み合う実効性のある絵は描けません。在宅診療にとって適切な臨床感覚を、行政のスキームに乗せて継続させる。このバランス感覚こそが、行政歯科医師に求められる資質ではないでしょうか。

#### ゴールのないマラソンを走り続ける

連携室のアウトカムは単なる相談件数や診療件数だけではありません。「在宅歯科」の言葉が浸透し、地域ケア会議に在宅歯科医療連携室が当たり前と呼ばれる、その“看板”を作ること自体に意味があります。地域包括ケアシステムはゴールのないマラソンのようですが、国の「基金」をいかに現場の毛細血管まで流し込めるか。司令官が描く絵ひとつで、地域の歯科医療は大きく変わるのです。

A large teal diamond shape is centered on the page. It has a thick teal outline and a lighter teal fill. The text is positioned within the diamond. The diamond is slightly tilted, with its top and bottom vertices pointing towards the right side of the page.

第2**①**部

都道府県・  
都道府県歯科医師会の取組

## 鳥取県歯科医師会と行政・二次医療圏域ごとの取組

## 1 背景

鳥取県では急速な高齢化の進展と人口減少が並行して進んでおり、地域包括ケアシステムの構築が最重要課題の一つである。かねてより鳥取県歯科医師会では地域医療再生基金を活用したモデル事業として訪問診療機器整備事業を実施していたが、歯科医療機関と医療介護専門職種との連携は個々の歯科医師の熱意に基づく「点」の活動に留まっていた。多職種連携の必要性はあるものの、相談相手の不明・不在、時間的・物理的な制約のなかで双方を繋ぐ調整役がないことが、在宅歯科医療普及の大きな障壁となっていた。平成26年基金事業開始を契機に、「電話番号はいらぬ、訪問歯科のワンストップ窓口を作る」という構想で、歯科専門職が地域ケアの輪に主体的に加わり、継続的に地域支援を提供する組織的な「ハブ」機能として鳥取県地域歯科医療連携室（以下、連携室）を立ち上げることとなった。連携室は単なる歯科相談窓口ではなく、多職種との連携強化、相互理解や情報発信等を行なう医療・介護・行政間の連携を深める重要な部門である、と認識されている。

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

本事業は、地域医療介護総合確保基金を財源とした「在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業」補助金事業である（平成26年～）。鳥取県は東部、中部、西部の3つの二次医療圏に分かれており、それぞれ地理的特性や医療資源の配置が異なる。そのため、3つの二次医療圏と一致した郡歯科医師会それぞれに「東部」「中部」「西部」の地域歯科医療連携室に加え「県本部」の4つの地域歯科医療連携室を設置した。

## [インタビュー対象]

米子市長寿社会課 地域包括支援センター  
統括マネージャー 船木敏江 看護師  
特別養護老人ホーム さかい幸朋苑  
児嶋吉功 言語聴覚士  
錦海リハビリテーション病院（訪問担当）  
佐藤勝之 言語聴覚士  
鳥取県歯科医師会地域歯科医療連携室  
室長 足立融 歯科医師  
西尾朋美 歯科衛生士  
鳥取県東部歯科医師会東部地域歯科医療連携室  
室長 久保克行 歯科医師  
上原朋巳 歯科衛生士  
鳥取県中部歯科医師会中部地域歯科医療連携室  
室長 國竹洋輔 歯科医師  
岡いずみ 歯科衛生士  
鳥取県西部歯科医師会西部地域歯科医療連携室  
室長 土井教子 歯科医師  
織奥奈々 歯科衛生士

西部は平成12年介護保険開始時に医歯薬三師会が世話人になり立ち上げた任意の多職種勉強会「鳥取県西部在宅ケア研究会」で顔の見える関係を積み重ねてきた。「介護難民は連携難民」を合い言葉として集まり連携を深め続けた土壌があり、その流れで平成26年連携室設置からの現場の連携に繋がった。一方、東部は平成24年から形成されていた任意の多職種連携組織（地域支援口腔ケア研究会）を前身として、平成27年からは連携室の立ち上がりに伴い研究会が事業に組み込まれた経緯であった。

現在の「県本部」の事業内容は1.連携室運営、2.県民への広報、3.県下の状況把握、4.研修会等の企画・開催運営、5.介護予防・高齢者歯科検診事業等、6.行政（県医療政策課・長寿社会課・健康政策課等）・専門他職種との連携などである。



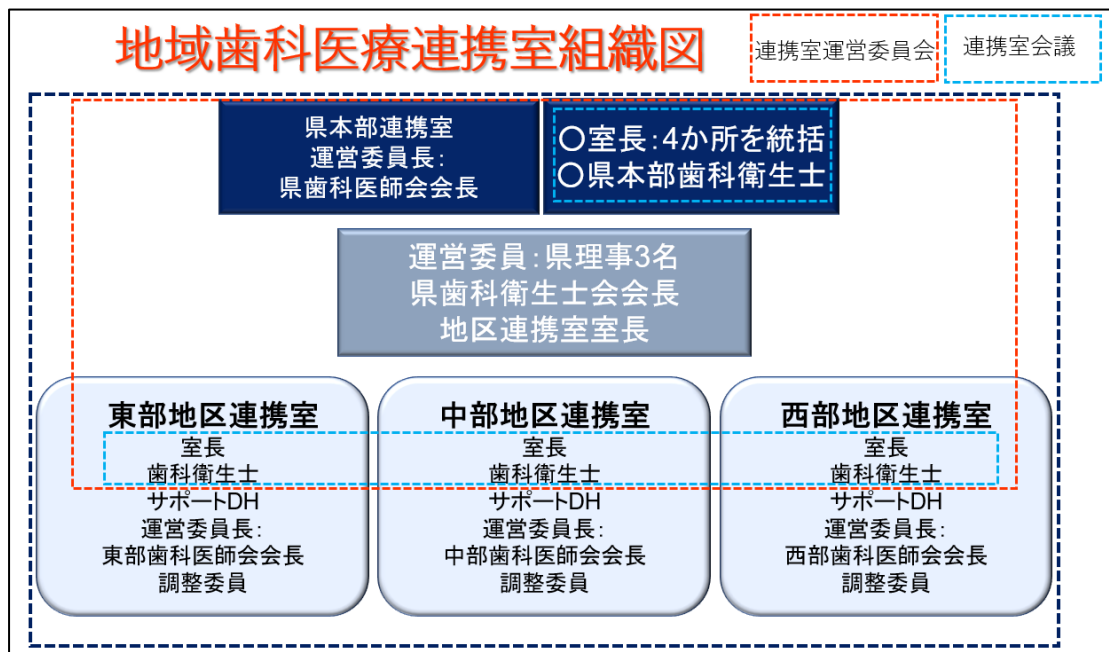
### 3 設置状況・人材体制

「東部」「中部」「西部」の業務内容は2次医療圏の状況に合わせ、それぞれが1.医療・介護との窓口、2.歯科訪問診療希望者の窓口、3.口腔ケアの指導、4.医療圏行政等会議への出席、5.在宅医療機器の管理・貸し出しなどを行っている。

平成26年当時基金事業の趣旨を捉え、県歯科医師会会長が歯科の連携拠点の設置を提案し、県担当者と厚生労働省へ直接出向いて地方の脆弱性を説明し、事業の必要性を訴えかけたことが、事業実施につながった。地域の特性に合わせ、連携室の事業計画に地域ケア会議や在宅医療介護連携推進事業との連携、病院連携を位置づけている。現在では鳥取県の保健医療圏地域医療計画、市区町村の地域包括ケアシステムに地域歯科医療連携室の名称と役割が明記され、公的な相談・調整窓口として持続的な運営が担保されている。

県全体を統括し行政との橋渡しを担う県歯科医師会に設置された県本部連携室と、3つの地区連携室からなる重層的な構造をとっている。県本部は鳥取県歯科医師会館、東部（鳥取市）・中部（倉吉市）・西部（米子市）には各地区歯科医師会館内に設置され、診療室業務および地域事情に精通した専任の歯科衛生士を1名ずつ配置し、さらにそれぞれに室長（歯科医師会理事）が配置されている。連携室の歯科衛生士は、窓口機能だけでなく、業務用モバイルを持ち患者や病院へ事前訪問・アセスメントし、診療調整等を行う。診療、指導など必要に応じサポート歯科衛生士（非常勤）の派遣、業務調整の機能も有していることが県全体の専門職マンパワー不足を克服する業務調整の鍵となっている。

連携室運営委員会は公衆衛生担当理事、県歯科衛生士会会長、県本部並びに、各地区室長・歯科衛生士で構成され連携室事業の総括と、県行政との折衝のために開催され、さらに4連携室室長と歯科衛生士の集まる実務的会議を年3回程度行い理念の共有を徹底している（図）。



## 4 相談応需と診療への流れ

連携室は、住民や多職種からのあらゆる歯科相談を受け止める総合窓口として機能する。診療相談は主治医、介護支援専門員を中心に電話やFaxで相談が入る。単なる歯科医院の紹介ではなく、主訴や全身状態、服用薬、介護サービス利用状況などを丁寧に聞き取り、かかりつけ歯科医の有無を確認し、対応困難やいない場合には、拠点歯科衛生士が各地区の「在宅歯科診療登録医リスト」から地理的条件や患者の病態、専門性を考慮して担当歯科医師を選定し、紹介を行う（図）。

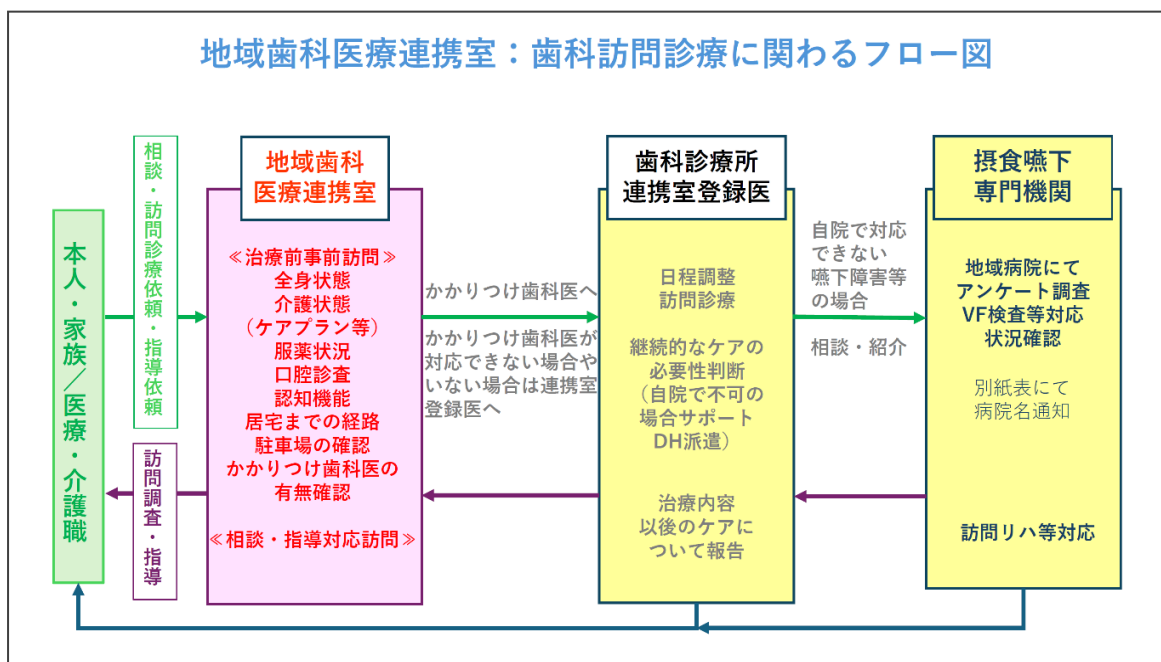
本事業で特徴的なのは、連携室の歯科衛生士が患者宅や施設を訪問する事前訪問（口腔診査・アセスメント）（「事業」2）である。口腔状況の確認だけでなく、本人の認知機能、介護状況、口腔内状況、経路、駐車場の有無など詳細に報告することで、訪問診療の担当歯科医師の負担軽減につなげている。歯科治療につながらなくても訪問することで住民や専門職にとっての気軽な相談先にもなっている。


## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

鳥取県立中央病院や各市立病院の歯科口腔外科と密接な連携を構築している。病院の歯科衛生士や相談員からの依頼を受け、連携室の歯科衛生士が病棟を訪れて事前訪問を行い、診療調整を行う。東部圏域では院内連携の上で鳥取市立病院歯科衛生士から連携室に退院時カンファレンス参加要請の仕組みを構築した。障害者施設入所者への口腔評価や職員指導も連携室事業として実施している（「事業」3）。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

県歯の公衆衛生部門に連携室が位置づけられ、県行政とのスムーズな連携がとれている。地区連携室が市町村との窓口となり、郡医師会と郡歯科医師会が全く同じ医療圏域であるため、在宅医療・介護連携推進事業に必ず連携室歯科衛生士が参加し、ときに講演するなど密接な



鳥取県東部医師会 在宅医療介護連携推進室との関係	鳥取県東部医師会 在宅医療介護連携推進室との関係
<p>2015年 上記推進室の立ち上げ  東部歯科医師会・旧高齢者部会から部員1人が住民啓発WGIに参加</p> <p>【鳥取県東部歯科医師会の担当者が関わった事業】</p> <p>2016年 多職種連携とACP研修会のスタッフとして参加</p> <p>2017年 住民啓発 [ACPパンフレット作製 寸劇2部作製「わが家(うちげん)にかえりたい」]</p> <p>➡ <b>ACP研修会を、研究会で実施</b></p> <p>医師会で得られたことを、歯科医師会に持ち帰り 研修実施 → 更なる医療介護連携の充実</p> <p>2018年 住民向け終活支援ノート「わたしの心づもり」作成</p> <p><b>住民啓発等の実働部隊を担い、必要なことを歯科関係者等に繋ぐ</b></p>	<p>2021年 多職種研修:ACP実践研修会にスタッフとして参加</p> <p>➡ <b>ACP実践研修会を、研究会で実施</b></p> <p>【鳥取県東部歯科医師会の担当が参加している会議等】</p> <p>&lt;東部地区在宅医療介護連携推進協議会&gt;</p> <p>(鳥取県東部における医療・介護・行政関係者の多くが参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会 : 年3回実施</li> <li>・住民啓発WG : 年約4回(委員長)</li> <li>・ACP実践研修会 : 年1回(5分の発表担当あり)</li> <li>・事例検討会 : 年4回(1年に一度発表 or 司会あり)</li> </ul> <p>(<b>口腔や摂食嚥下に関する事例発表</b>, 参加者は医療・介護・行政関係者)</p> <p><b>口腔ケアや食事支援に関する内容に最新の内容を添えて 事例を通じて歯科から多職種に情報発信する</b></p>

関係を築いている。例えば、米子市の一体的実施事業への歯科専門職派遣の窓口は西部連携室であり、中部・西部では地区連携室歯科衛生士が個別地域ケア会議のための事前口腔調査をする。また、東部連携室室長が**東部医師会在宅医療介護連携推進室**の世話人・ワーキンググループメンバーになっており連携室と共に啓発等の実働を担っている(図)。総合事業、地域ケア会議、認知症ケアパスなどあらゆる場面に連携室が機能する土壌が形成されている。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査情報の共有もある。

## 7 評価と可視化データ

依頼件数、歯科衛生士による事前訪問件数、電話相談件数を医療圏ごとに報告するほか、市町村の介護・認知症施策関連会議、地域ケア会議への参加・事前調査を報告する。新型コロナウイルス感染症の拡大期は、連携室による電話相談や他職種への情報提供はむしろ増加した。

## 8 研修・人材育成

多くの研修会事業も開催している。歯科医師認知症対応力向上研修や、歯科衛生士向けには訪問歯科衛生士養成研修会を開催し、施設診療の同行研修を行っている。また、一体的実施事業への従事者を養成する地域と歯科医院を繋げるための歯科衛生士研修会(在宅医療推進

研修事業)も実施する。高齢者施設における口腔機能向上推進事業では入所者への口腔診査とともに職員への個別指導を実施するほか、多職種連携推進研修会、各圏域での口腔ケア研修会を実施し、介護職の誤嚥性肺炎予防や歯科との連携維持の意欲向上、信頼関係を築く貴重な機会ともなっている。

## 9 周知・広報・地域浸透

開始当時は、行政や他職種への説明も手探りの状態であった。しかし、歯科衛生士たちがパンフレットを手に、一軒一軒の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターを回った地道な挨拶回りが、現在の信頼の礎となっている。住民に対しては公的機関でのパンフレット配布をするが、あえて住民への直接周知ではなく、医療介護専門職への周知を行ない、専門職と共に事前訪問できるように戦略的に周知をしている。事前訪問のために山間部・豪雪地帯・過酷な夏季の独居高齢者宅への訪問など、現場の困難を厭わず住民に寄り添い続けた姿勢が、介護支援専門員からの信頼に繋がっている。一方、入院入所を契機に歯科介入の途切れるケースや認知症の行動・心理症状が多い時期の歯科受療困難、歯科専門職人材不足によるマッチング困難の課題も抱えている。

# 福岡県歯科医師会の口腔管理推進室と関連事業の取り組み

## 1 背景

「在宅歯科医療連携室」から「口腔管理推進室」へ

従来の「在宅歯科医療連携室」は、その名称から在宅医療に特化した取組であるとの印象を与えやすく、病院医療や予防的観点からの歯科の関与が十分に認識されにくいという課題があった。そこで、事業の実態および今後の方向性をより明確に示すため、「口腔管理推進室」へと改称し、在宅医療に限定された印象の払拭を図った。本改称を契機として、がんや糖尿病等の生活習慣病の重症化予防を重要な目的の一つに位置付け、専任の歯科衛生士による相談対応体制の充実を図るとともに、地域の医療機関と連携した歯科専門職による入院患者への口腔機能管理、さらには退院後の継続的な口腔管理までを一体的に実施している。これらの取組を通じて、治療期間および在院日数の短縮、再入院率の低下といった医療の質および効率性の向上を図るとともに、患者の生活の質（QOL）の維持・向上に寄与することを目指している。令和2年度からは、地域の歯科医師会において「口腔管理推進室」の設置を順次開始した。現在では、福岡県内13医療圏すべてにおいて最低1室を設置しており、サテライトを含めると計17か所で設置が完了している。今後は、現在未設置である7郡市区歯科医師会への設置を計画的に進め、最終的には県内24か所すべてに口腔管理推進室を設置することを目標としている。

[インタビュー対象]

福岡県歯科医師会

専務理事 川端貴美子 歯科医師

## 2

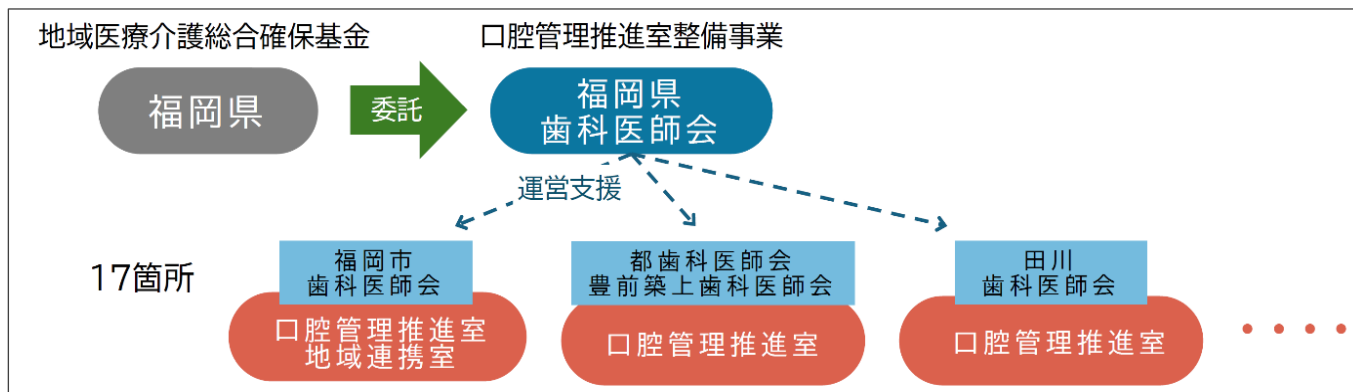
### 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

「口腔管理推進室」の役割

口腔管理推進室は、主な役割として、①医科・介護・歯科との連携窓口、②口腔健康管理に関する総合的な相談窓口、③病院等への歯科専門職の派遣、④在宅歯科医療、口腔健康管理、周術期口腔機能管理等に対応可能な歯科診療所の紹介、⑤地域歯科医療に関する広報、⑥在宅歯科医療機器の貸与を担い、口腔健康管理の推進を図っている。

財源・制度的位置づけ

本事業は、地域医療介護総合確保基金（I-1）を活用した「**口腔管理推進室整備事業**」を主な財源として実施している。これに加え、県の他の委託事業を並行して運用することで、単一事業にとどまらない多角的な事業展開を可能としている。このように、口腔管理推進室は、複数の制度や事業を横断的に活用する拠点として機能しており、地域医療・介護・福祉をつなぐハブ的役割を果たしている点に



特徴がある。なお、口腔管理推進室に所属する歯科衛生士が地域ケア会議等に出席する場合、その人件費については、国の事業（連携室業務）に係る予算とは明確に区分している。市町村から会議出席に対する費用が支払われる場合には、連携室業務の勤務時間外として取り扱うなど、制度上の整理を徹底している。

### 3 設置状況・人材体制

#### 設置状況・配置および運営体制

口腔管理推進室は、地域歯科医療との円滑な連携を図る観点から、原則として郡市区歯科医師会館内に設置されている。例外として1か所のみ、医師会急患センターの一部を使用して設置しているが、いずれの拠点においても、地域医療の中核的な場所に配置されている点が特徴である。各推進室の運営は、室長（担当理事または副会長等）を中心として、理事者および実務者による会議体が行っている。専従の歯科医師を配置しない体制とすることで、人的資源を効率的に活用するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能となっている。また、本事業は中央主導型の画一的な運営ではなく、現場の裁量を尊重する方針を採用している。年1回開催される全体情報共有会においては、各推進室の取組事例や課題を共有し、好事例の水平展開を行っており、各推進室が自律的に課題解決や業務改善に取り組むことができる仕組みを構築している。

#### 人材体制

口腔管理推進室では、事業内容の拡大に対応するため、常勤換算の上限を、在宅歯科医療連携室時代の1.5～2人から2.5人へと拡大し、歯科衛生士の配置強化を図っている。これにより、相談対応、病院や地域への派遣、研修事業への対応など、多様な業務を安定的に実施できる体制を整えている。雇用形態は単年度ごとであるが、歯科衛生士が業務経験を積み、専門性を高めながら地域に根付いた活動を行えるよう配慮している。

## 4 組織連携（病院・地域・在宅）

#### 連携運用（病院・地域・在宅）と相談・派遣

口腔管理推進室への相談元は、介護支援専門員や病院からの相談が多くを占めており、次いで住民や家族からの相談も一定数寄せられている。特に、退院時カンファレンスへの参加依頼が多く、医療から在宅へと移行する重要な場面での支援が求められている。かかりつけ歯科医がいない、または不明確な患者については、推進室の歯科衛生士がカンファレンスに参加し、患者の全身状態や生活環境、口腔内の状況を把握した上で、適切な歯科医師の調整・紹介を行っている。これにより、退院後も切れ目のない口腔健康管理の提供が可能となっている。

## 5 評価と可視化データ

#### 評価と可視化、データ標準化

現場での連携が進むにつれ、推進室の仲介を必要としないケースが増加するため、電話相談件数は減少する傾向にあるが、これは連携体制が機能している結果であり、事業の成果として捉えている。

また、アセスメントシートの様式を県内で標準化するとともに、連携室を介して実施した診療後の経過報告を必須とし、歯科医師会において情報を集約している。

## 6 周知・広報・地域浸透

#### 広報・地域浸透と連携

各拠点において、チラシ、リーフレット、クリアファイル等を制作し、自治体広報や医師会誌への掲載、健康フェアへの出展を通じて認知拡大を図っている。また、推進室の歯科衛生士が、地域の通いの場や認知症カフェ等において講話を行っている。これらの活動は、歯科衛生士会と緊密な連携体制を構築した上で実施している。

口腔管理推進室では、地域の医療機関との連携を主な業務としているが、それ以外にも、県の補助金を活用した事業や委託事業に携わり、地域の医療・福祉の推進に貢献している。

### ① 心身障がい者（児） 歯科保健医療推進事業

（保険医療介護部 健康増進課）

障がい者（児）の歯科診療に関する研修を開催し、対応可能な歯科医師を登録することで、県内各地域において歯科受診が可能となる体制を整備している。

### ② 歯科医師認知症対応力向上研修事業

（保険医療介護部 高齢者地域保健ケア推進課）

今後の認知症高齢者の増加を見据え、認知症の人やその家族を支えるために必要な基本的知識や多職種連携等に関する研修会を開催している。認知症が疑われる方の早期発見や、かかりつけ医との連携強化を図るとともに、研修修了者をリスト化し、関係機関と連携して地域における認知症医療体制の推進および受診の利便性向上を図っている。

### ③ 8020運動推進特別事業・がん患者のための歯科医療連携推進事業

（保険医療介護部 健康増進課）

各郡市区歯科医師会において、歯科関係者や地域でがん治療を行う医療機関等を対象に、周術期における歯科の関わりについて理解を深めるための研修等を開催している。これにより、口腔健康管理が効果的に行われるよう、医科歯科連携体制の整備を図っている。

### ④ 歯科口腔保健強化推進事業・障がい者（児）施設口腔ケア支援事業

（保険医療介護部 健康増進課）

心身障がい者（児）施設の管理者や職員等を対象に、口腔衛生管理への理解促進および効果的な口腔ケアに関する研修会を開催している。使用する物品や実際のケアにおける留意点等を伝えるとともに、研修後もメール等による質疑応答や、必要に応じた施設での直接指導を実施している。

### ⑤ がん患者等医科歯科連携整備事業・ICTを活用した地域歯科医療ネットワーク基盤整備事業

（保険医療介護部 健康増進課）

福岡県歯科医師会では、周術期、在宅歯科診療、食支援等に関する歯科医療分野の連携を効果的・効率的に推進するため、ICTを活用したネットワークシステム「福岡うぐいすネット」を独自に運用している。関係機関との連携に必要な各種様式や文書作成支援機能等を整備し、会員による活用を推進している。

### ⑥ 訪問歯科診療推進整備事業・在宅歯科同行訪問研修事業

（保険医療介護部 高齢者地域保健ケア推進課）

自宅や施設等を訪問して歯科診療を行う歯科医師の増加を目的として、訪問歯科診療の制度等に関する研修を実施している。また、地域の歯科医師会において経験のある指導歯科医師を設定し訪問診療に同行見学する研修事業を行っている。

### ⑦ オーラルフレイル対策定着推進事業・オーラルフレイル対策定着促進事業

（保険医療介護部 健康増進課）

市町村からの依頼に基づき、県歯科衛生士会の協力のもと、歯科専門職によるオーラルフレイルに関する講話や、口腔機能の状態を把握するための検査等の出張講座を実施している。

### ⑧ オーラルフレイル対策定着推進事業・オーラルフレイル研修事業

（保険医療介護部 健康増進課）

オーラルフレイルに関する正しい知識と理解を深めるための研修会を開催し、口腔機能低下の早期発見および機能維持を図ることで、摂食嚥下障害の予防に努めている。

## 口腔管理推進室の地域差

大きな拠点病院等が所在する都市部では、5 疾病への対応が進んでいる一方、拠点病院のない地域では在宅医療に特化する傾向がある。このように、地域の医療資源によって取組内容には違いがあるが、会議の開催や横断的な連絡体制を通じて、情報共有を図っている。

## 雇用の安定性

地域医療介護総合確保基金を利用した単年度での事業であるため、歯科衛生士の雇用での問題は拭い切れないうが、本事業が持続性の高いものであることを説明することで、雇用不安の緩和に努めている。

## Column⑤

## 広域自治体レベルで描く、 持続可能な在宅歯科医療 のランドデザイン

### — 「全県的な基盤整備」と「地域独自の最適化」を繋ぐ二層構造の戦略

在宅歯科医療の連携体制を構築する上で、財源の活用戦略は避けて通れないテーマです。多くの地域で活用されている「地域医療介護総合確保基金」は、都道府県の計画に基づき医療・介護連携を支える公的な原資ですが、これを単なる“単年度の補助金”として消化するのはなく、地域に根ざした多職種連携を円滑にする“仕組みの土台のアップデート”に活用していく視点が求められます。

事例から見てくるのは、都道府県全体を網羅する「広域的な支援方針」と、各地域の特性に応じた「柔軟な現場調整」を両立させる、戦略的な二層構造のモデルです。

この広域主導モデルにおいて、都道府県レベルでは、財源の確保や広域の対する方針立案によって地域を下支えし、郡市区レベルは「多職種との顔の見える関係」

という実務を通じて地域に寄り添っています。広域で描かれたランドデザインを、市区町村や郡市区レベルでの連携の取組といかに緩やかに接続させ、相乗効果を生むアプローチに昇華できるかが、地域住民への支援の厚みを左右します。

“都道府県が仕組みを支え、地域が動線を結ぶ”。この重層的な関わりは、認知症の人やその家族を、地域全体で支える「支援の網の目」から漏らさないための大切な戦略です。未来を見据えた行政と職能団体の継続的な深い対話こそが、それぞれの地域に合った、無理のない地域包括ケアシステムの質を育んでいく大きな鍵となっています。

## 1 背景

愛知県歯科医師会においては愛知県下の郡市歯科医師会と、名古屋市歯科医師会の支部としての地区歯科医師会が並列構造となっている特徴がある。名古屋市独自の事業は名古屋市歯科医師会および名古屋市の地区歯科医師会で実施している（第2部1.2(P16)参照）。そのため本稿では主に愛知県の事業について紹介する。

県内各地には多様な高齢者施設や障害者施設があり、歯科医療ニーズが高く、口腔ケアの技術向上が課題であった。平成22年に愛知県歯科医師会に相談対応を行う連携が県の委託事業で設置された。設置当初は歯科衛生士1名体制で相談窓口業務をはじめ、愛知県歯科衛生士会の協力のもと在宅歯科医療連携室登録歯科衛生士による介護施設での歯科医療従事者や施設職員向けの口腔ケア指導を中心に行っていた。

令和2年度より、後述の委託事業において、在宅歯科医療ニーズを明確にしたうえで対応策を検討する目的で在宅歯科医療提供体制検討会の設置や在宅歯科診療導入支援研修会の開催が位置づけられた。

連携室の中心的な役割は、地域における保健・医療・介護・福祉との連携強化および中長期的な視点に立った歯科訪問診療に従事する人材確保と位置づけて運用している。

## 2

### 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

愛知県歯科医師会が「在宅歯科医療連携室事業」として愛知県より委託され、連携室が運営されている。実施計画書における事業内容は1.在宅歯科医療提供体制検討会の開催（年3回程度）、2.在宅歯科診療導入支援研修会の開催（年2回程度）、3.在宅歯科医療に関わる施設等との連携強化（口腔ケア技術指導および相談窓口設置）である。

#### [インタビュー対象]

愛知県歯科医師会

地域保健部（高齢者・障がい者）

理事 富田健嗣 歯科医師

次長 武藤直広 歯科医師

事業課 登里椋太 主事

在宅歯科医療提供体制検討会には県歯科医師会および県歯科衛生士会のほか、県行政担当者、病院関係者、保健・医療・介護・福祉の職能団体代表や専門職、学識経験者や保健所等の公的機関の代表が参加し、在宅歯科医療に関する調査・分析を元にした課題整理を行っている。連携を目的にした検討会の定期的な開催は、参加した代表者との関係性の構築だけでなく、各専門職団体が企画する研修会への歯科医師の参画を通じて、医療介護専門職との知識の共有や連携室事業周知に役立っている。

## 3

### 設置状況・人材体制

愛知県歯科医師会在宅歯科医療連携室は、県歯科医師会館内に拠点を置いており、同一建物内にある愛知県歯科衛生士会との連携体制も強固である。運営体制は、県歯科医師会の地域保健部（高齢者・障がい者担当）の理事等が中心となっており、電話対応などの実務は事務局職員が担っている。兼務職員として歯科衛生士1名が配置されているが、口腔ケア技術指導等のために経験豊富な在宅歯科医療連携室登録歯科衛生士20名程度が協力体制にある。

同一建物内のあいち口腔保健センター内に愛知歯科医療センターがあるが、別の事業として位置づけられ、外来のみ個別の診療受付体制である。県内の障害者歯科診療については、古くからすでに確立した連携の仕組みがある。

## 知りたい! 教えてほしい! 正しい専門的口腔ケア

—在宅歯科医療連携室のご案内—

自宅や施設まで来てくれる  
歯医者さんを知りたい

施設職員に  
口腔ケアについての  
講習をして欲しい



- 口腔ケア用品 (各種ブラシ、保潔剤など)
- 入れ歯の取り扱い、清掃方法
- お口の乾燥がある方の口腔ケア
- 認知症の方の口腔ケア
- 障がいのある方の口腔ケア
- 胃ろうや経鼻栄養の方の口腔ケア
- 楽しみながらできる嚥下体操、マッサージ
- 食事の介助方法
- 窒息や誤嚥性肺炎の予防
- 口を開けてくれない方、嫌がる方への口腔ケア

**専門の歯科衛生士が、ご要望に添った講習を致します**

このような疑問や要望があれば、連携室にご一報下さい。  
費用は一切掛かりません。聴講者は1名からOKです。

訪問歯科診療をご希望の場合は、  
愛知県歯科医師会ホームページ  
<http://www.aichi8020.net> をご覧下さい。

こまらの(ケー)より  
申込書の一葉が送付できます

愛知県歯科医師会  
在宅歯科医療連携室

**TEL (052) 962-8020**

裏面の申込用紙でお申し込み下さい

一般社団法人  
愛知県歯科医師会  
AICHI DENTAL ASSOCIATION **ADA**

2023.11.0002

(介護施設等)

### 在宅歯科医療連携室事業申込書

申込日: 令和 年 月 日

申 込 者	施設名 団体名	当部署施設・障害者支援施設 (どちらかに○をつけてください)		
	連絡 担当者名	TEL FAX E-mail	( ) ( ) ( )	- - -
派 遣 場 所 (会場名・所在地)	会場名			
	所在地	〒		
事業実施日時	第1希望	令和 年 月 日 ( )	対象者(職種)	
		: ~ :	参加予定者数	名
	第2希望	令和 年 月 日 ( )	対象者(職種)	
		: ~ :	参加予定者数	名
施設協力歯科医	差・有	※有の場合は歯科医師名または歯科診療所名および連絡先をご記入ください。 ( ) -		
希望内容				
連絡決定者送り方法	FAX ・ E-mail (どちらかに○をつけてください)			
備 考				

連携室受理日: 令和 年 月 日

**在宅歯科医療連携室 行**

FAX (052) 951-5108 / TEL (052) 962-8020

## 4 相談応需と診療への流れ

連携室では、在宅歯科医療に関する相談窓口を設置し(「事業」3)、県民や医療・介護関係者等からの相談に応じている。事務局が受け付けた相談・在宅歯科診療の希望に対しては、相談者の所在する地域の歯科医師会の案内・情報提供等を行っている。地域歯科医師会では各自取り決めた方法で、かかりつけ歯科医院がないケースの担当歯科医選定を行い診療につないでいる。

特徴的な取り組みが、口腔ケア技術指導である。介護施設等からの口腔ケアに関する相談に対しては、連携室で登録歯科衛生士の派遣調整を行い、登録歯科衛生士が現場に出向いて口腔ケア技術指導として(「事業」3) 歯科受診困難ケース等への助言や実技指導を実施し、多職種による口腔健康管理を支援している。口腔ケア技術指導希望者は県歯科医師会のホームページから申込書をダウンロードし、施設名、派遣場所などを記載して申し込めるよう

にして、幅広い病院・施設で活用していただけるようアクセシビリティを高めている。派遣先は、介護保険施設のほか病院、地域包括支援センターや社会福祉協議会、通いの場など多岐にわたる。高齢者だけでなく障害者施設への支援も業務に含まれ、複数の事業(障がい者(児) 歯科口腔保健推進研修事業等)を組み合わせた形で実施されている。施設職員に対する口腔清掃用具の適切な使用方法の助言や、認知症の人や障害のある人、経管栄養の人、拒否傾向のある人など対象者の口腔状態に応じた具体的なケア手法を、実技を通じて伝達している。口腔ケアのみならず食事介助方法や窒息・誤嚥性肺炎の予防、楽しみながらできる嚥下体操・マッサージについても対応している。

また口腔連携強化加算や口腔衛生管理加算などの介護報酬改定に伴う質問にも対応することがある。介護保険施設の口腔衛生管理体制の基本サービス化に伴う施設からの質問が増えており、対応方法については県(歯科技官等)と相談しながら事業内容の整理をしている。

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

連携室に対して病院からの相談が来ることもある。一方で、入退院をきっかけにした歯科受診の切れ目が連携課題であることから、別の事業として「在宅歯科医療普及研修事業」があり病院（回復期・慢性期）と歯科診療所の「顔の見える関係」を構築するための合同カンファレンス等による病診連携の円滑な推進がすすめられている。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

愛知県全体としては、歯科口腔保健基本計画のなかに在宅歯科医療連携室事業が位置づけられている。県歯科医師会の他の部が担当している「高齢者口腔機能評価推進事業」「在宅歯科医療普及研修事業」「歯科衛生士再就業支援事業」など他の事業と連動して、健康格差の縮小を目指した取り組みが行われている。

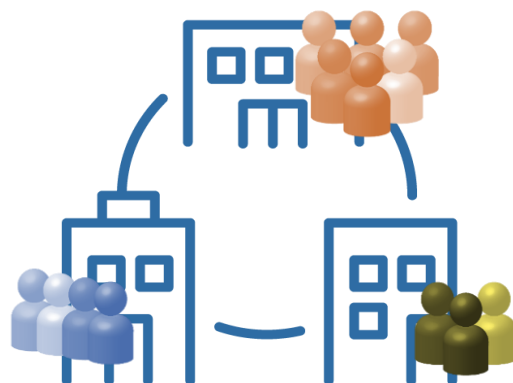
各市町村の在宅医療・介護連携推進事業等との連携は地区歯科医師会が窓口になっており、在宅医療・介護連携支援センター等に参画し、介護支援専門員や訪問看

護師からの歯科相談に適切に対応する仕組みを提供している地区もある。地域によっては在宅歯科医療の相談を、市町村の在宅医療・介護連携窓口や保健センターにおいて一括で引き受けているケースも複数あり、各地区歯科医師会の裁量で運用されている。可及的に市区町村と地区歯科医師会の関係性の中で、顔の見える地域連携が進められるように、適宜支援している。

また、上記の在宅歯科医療提供体制検討会を通じて、介護支援専門員協会や看護協会等の職能団体の講習会や会議に地域保健部部員が参画できる体制ができ、組織間の連携が拡大している。

## 7 評価と可視化データ

事業内容に位置づけられた口腔ケア技術指導の出勤人数、回数、出勤先の内訳の数値データの他、在宅歯科医療提供体制検討会の参加者や検討内容、在宅歯科診療導入支援研修の内容を報告している。



## 8 研修・人材育成

連携室の主な役割である人材育成に関しては、在宅歯科医療の質の担保と提供体制の維持のため体系的に取り組んでおり、特徴的なのは令和2年度より実施している「在宅歯科診療導入支援研修会」である（「事業」2）。在宅歯科診療の準備から実践、算定方法の座学から、実際の在宅歯科診療や介護施設での診療の同行研修など実践的な研修が行われる。

新規で在宅歯科診療を開始する歯科医師会員に対しては、上記研修会の案内や、在宅歯科医療経験豊富な地域保健部部員を紹介し、個別の手厚い導入支援も行われる。

在宅歯科医療提供体制検討会 3回	
1回	開催日：令和6年10月24日（木） 13：00～14：00 県歯会館およびWeb（ハイブリッド） 出席者：10名（外部施設6名、愛知県歯科医師会3名、健康対策課2名） 内容：在宅歯科医療の推進に向けた方策の検討
2回	開催日：令和7年2月6日（木） 16：00～県歯会館 出席者：3名（愛知県歯科医師会2名、健康対策課1名） 内容：在宅歯科医療提供体制の充実に向けた検討の整理
3回	開催日：令和7年2月27日（木） 17：30～ 県歯会館およびWeb（ハイブリッド） 出席者：17名（協力歯科衛生士12名、愛知県歯科医師会4名、健康対策課2名） 内容：在宅歯科医療に関する現状と課題

在宅歯科診療導入支援研修	
<b>研修会</b> 開催日：令和6年7月11日（木） 13：00～15：00 場 所：愛知県歯科医師会館2F 歯～とびあホール 受講者：歯科医師・歯科衛生士 内 容：「訪問診療 準備編」 地域保健部（高齢者・障がい者）部員 日置章博 「訪問診療 実践編・口腔ケア」 地域保健部（高齢者・障がい者）部員 山中佑介 「訪問診療 算定編」 地域保健部（高齢者・障がい者）次長 武藤直広  <b>実習</b> 開催日：令和6年9月～10月実施 場 所：ひびのファミリア 9/11（水） 一般居宅 9/16（月祝） 特別養護老人ホーム東桜の里 10/11（金） 居宅系施設 10/30（水） 講 師：愛知県歯科医師会 理事 富田健嗣 愛知県歯科医師会 地域保健部（高齢者・障がい者）次長 武藤直広 同 部員 丹羽浩、宮本佳宏 ※各施設1名担当 受講者：歯科医師2名 内 容：歯科訪問診療を導入するために在宅診療見学・施設診療見学を2施設ずつ実施。	

## 9 周知・広報・地域浸透

事業の存在意義を広く周知し、利用を促進するため、パンフレット配布やホームページ公開を行なっている。県歯科医師会としては、デジタルメディアを活用した若年層にも訴求する戦略的な広報活動の展開がある。

介護支援専門員に対しては、多職種連携の会議や研修の場を通じて連携室の活用方法を周知し、歯科との連携の向上を図っている。

# 1 背景

基金事業として平成16年3月、県に1箇所の在宅歯科医療推進窓口（机1つの事務機能）を埼玉県歯科医師会館内に設置し、常駐は県歯科衛生士会から推薦された歯科衛生士1名、電話番号は県のホームページに掲載する形で開始した。地域包括ケアシステムで「中学校区」が基準となったことを受け、県内19カ所の郡市歯科医師会（郡市会）に“地域拠点”を設ける計画が検討された。平成19年には、拠点機能の維持が困難な地域も含め、全19カ所にリース契約で下4桁を「8020」で統一した携帯電話を配布し、仕様書通りに歯科衛生士を配置した“地域拠点”の運営を開始した。県歯から出した求人は魅力的であったようで拠点ごとの専任歯科衛生士の配置が進んだ。

さらに、医師会の管轄地域（30郡医師会）との連携を図るため、既存の19拠点に加え、保健センター等の公共施設内や病院歯科口腔外科に専用通信設備を配備し“支援窓口”を順次増設した。行政・医師会・歯科医師会が地理的にも重なる、きめ細かな拠点が整備された（図）。

## [インタビュー対象]

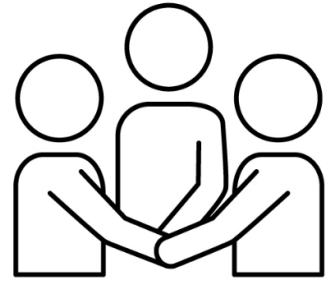
埼玉県歯科医師会 地域保健部

部長 小宮山和正 歯科医師  
 担当理事 出浦恵子 歯科医師  
 副部長 大澤健祐 歯科医師

# 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

本事業の主財源は地域医療介護総合確保基金による「地域在宅歯科医療推進体制整備事業」であり県歯に業務委託されている。仕様書には〈推進体制〉：在宅歯科医療推進窓口の設置、支援窓口を含む地域拠点等の管理運営（歯科衛生士雇用含む）、〈在宅歯科医療推進窓口業務内容〉：1.要介護高齢者等および医療的ケア児に対する相談対応・歯科医療機関の紹介、2.在宅歯科医療に必要な歯科医療機器貸出・管理、3.医科歯科連携の推進として病院・介護施設の入院・入所者の機能評

お電話：月曜～金曜日 10:00～15:00 (祝日・年末年始除く)		[平成30年1月1日現在]
① さいたま市浦和地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 浦和区・南区・緑区・桜区 TEL 090-1993-8020	⑪ 所沢市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 所沢市 TEL 080-7759-8020	
①-2 岩槻地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 岩槻区 TEL 080-1026-8020	⑫ 比企郡地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・桐山町・吉見町・川島町・東秩父村 TEL 080-8443-8020	
② 川口地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 川口市 TEL 090-4067-8020	⑬ 秩父郡地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 秩父市・小鹿野町・長瀬町・皆野町・横瀬町 TEL 080-8729-8020	
③ さいたま市大宮地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 西区・北区・大宮区・見沼区 TEL 080-2273-8020	⑭ 本庄市児玉郡地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 本庄市・上里町・神川町・美里町 TEL 080-2164-8020	
④ 川越市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 川越市 TEL 080-2233-8020	⑮ 大里郡地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 深谷市・寄居町 TEL 080-2085-8020	
⑤ 熊谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 熊谷市 TEL 080-2184-8020	⑯ 北埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 行田市 TEL 080-1391-8020	
⑥ 北足立地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 鴻巣市・北本市・桶川市・伊奈町 TEL 080-8434-8020	⑰-2 加須・羽生地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 加須市・羽生市 TEL 090-7418-8020	
⑥-2 上尾地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 上尾市 TEL 090-4072-8020	⑱ 埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 白岡市・幸手市・久喜市・蓮田市・杉戸町・宮代町 TEL 080-1225-8020	
⑦ さいたま市与野地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 中央区 TEL 080-8050-8020	⑲-2 春日部地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 春日部市 TEL 090-2253-8020	
⑧ 朝霞地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 朝霞市・志木市・和光市 TEL 080-2334-8020	⑲-3 草加地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 草加市 TEL 090-2664-8020	
⑧-2 新座地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 新座市 TEL 080-2252-8020	⑳ 越谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 越谷市 TEL 090-5764-8020	
⑨ 蕨戸田地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 蕨市・戸田市 TEL 090-4813-8020	㉑ 東埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 八潮市 TEL 090-5526-8020	
⑩ 入間市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 狭山市・入間市・越生町・毛呂山町 TEL 080-8857-8020	㉒-2 三郷地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 三郷市 TEL 090-3097-8020	
⑩-2 飯能・日高地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 飯能市・日高市 TEL 090-4396-8020	㉒-3 吉川地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 吉川市・松伏町 TEL 090-2308-8020	
⑩-3 坂戸・鶴ヶ島地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 坂戸市・鶴ヶ島市 TEL 090-3096-8020	埼玉県在宅歯科医療推進窓口 対象エリア 富士見市・ふじみ野市・三芳町 TEL 048-822-6464	
⑩-4 東入間地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 対象エリア 富士見市・ふじみ野市・三芳町 TEL 090-4752-8020	地区の電話が、通話中等でつながらない場合にお電話下さい。	



価・指導等の実施、登録病院数の増加の為の周知・連絡調整、4. 糖尿病やがん、心疾患、脳卒中などの生活習慣病による影響への歯科医療専門職の対策の推進（研修・登録）、5. 介護予防における口腔ケアの促進として認知症対応力向上の推進（研修・登録）、6. 人材育成・確保・資質向上（復職支援・連携会議含む）、7. 訪問歯科診療体制整備（研修・登録、大学とのICT連携等）、8. 高齢者講習施設での「お口の元気アップステーション」運営、啓発、9. 学術発表、10. 災害時歯科医療救護チーム編成・運営等が事業内容となっている。

埼玉県の特徴は、これを県の歯科口腔保健条例や医療計画に明確に紐付け、知事名で発行される事業仕様書に具体的な実務内容を落とし込んでいる点にある。特筆すべきは、“歯科のない病院・施設への口腔機能評価訪問”を仕様書に明記させたことである（「事業」3）。交渉に際しては会議のみならず、病院での口腔機能評価の際に事務系県職員の医療計画担当者に同行頂き、現場での患者の口腔機能評価や多職種連携を実体験として共有した。現場感覚の共有により行政担当者の理解は格段に深まり、10年以上にわたって継続される原動力となった。

### 3 設置状況・人材体制

19箇所の“連携拠点”は郡歯会館内にあることが多いが、“支援窓口”は保健センター等の公共施設内や会長の診療室に設置されるケースも多い。運営資金は県歯から各窓口に配分される。訪問診療機器貸し出し（ポータブルユニット、

エンジン、レントゲン：「事業」2）は、遠方だと不便ということとで“連携拠点”“支援窓口”ともに行っている。

それぞれで歯科衛生士1名以上雇用している。人材確保のための雇用戦略があり、県歯科医師会が直接求人広告を出して募集し、拠点の近隣に在住している潜在歯科衛生士を呼び戻す方法をとった。勤務条件は短時間勤務、子育て後も現場に戻りやすい業務形態、社会保険等完備の条件で歯科衛生士が集まった。会長診療室が勤務地であるケースでも、会長交代などの環境変化にも柔軟に対応し定着している。拠点歯科衛生士にとって相談が必要な際にはすぐに拠点の担当理事（地域保健部長等）に連絡できるようにしている。

## 4 相談応需と診療への流れ

相談の入り口はあえて電話に集約している。インターネット上に窓口の住所地を公開していないのは、突発的な来所に対応しきれないリスクを避けるためである。

相談を受けた拠点歯科衛生士は、情報を聞き取るための口腔アセスメントシートに情報を記録し、拠点歯科衛生士が患者の病歴や症状にあわせて歯科医師に紹介する。介護支援専門員との連絡調整は担当医が決定してから担当医が行ない、そのほかサービス担当者会議、退院時カンファレンスなどにも対応する。県内には歯科医師会員ではない訪問歯科診療専門診療所が多く、住民も活用しているが、それらと都合が合わないなどの細かい配慮が必要なケースが、拠点に依頼されている。

## 県内103施設と連携

1	独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター(浦和区)	35	独立行政法人 さいたま北部医療センター(北区)	69	三浦病院(富士見市)
2	医療法人聖仁会 西部総合病院(桜区)	36	特定医療法人 大宮双愛病院(大宮区)	70	医療法人金子病院(人間市)
3	さいたま市立病院(緑区)	37	障害者支援施設 せきずの里(恵区)	71	富家病院(ふじみ野市)
4	共済病院(緑区)	38	エスケステーションさいたま北(北区)	72	イムス三芳病院(三芳町)
5	浦和神経サドトリウム(南区)	39	医療法人 武蔵野総合病院(川越市)	73	群馬福祉支援B型ほんで(ふじみ野市)
6	ジェイコー埼玉老老(浦和区)	40	川越同仁会病院(川越市)	74	協働舎レタス
7	はなみずきの里(緑区)	41	介護医療院 あさひヶ丘(日高市)	75	特別養護老人ホーム マザーアース(ふじみ野市)
8	しびらき(南区)	42	特別養護老人ホーム キングスガーデン(川越市)	76	医療生協さいたま 埼玉西協同病院(所沢市)
9	さくら塚	43	ケアハウスの里(川越市)	77	医療法人社団巨樹の会 明星リハビリテーション病院(所沢市)
10	丸山記念総合病院(岩槻区)	44	JIA厚生連 熊谷総合病院(熊谷市)	78	芝木病院(所沢市)
11	医療法人新青会 川口工業総合病院(川口市)	45	医療生協さいたま 熊谷生協病院(熊谷市)	79	医療法人シャローム シャローム病院(東松山市)
12	医療法人社団協友会 東川口病院(川口市)	46	めぐもり(熊谷市)	80	小川赤十字病院(小川町)
13	上青木中央病院(川口市)	47	新華園(熊谷市)	81	医療生協さいたま 秩父生協病院(秩父市)
14	医療法人 寿康会病院(川口市)	48	医療法人財団 ヘリオス会病院(鴻巣市)	82	医療法人花仁会 秩父病院(秩父市)
15	医療法人刀水会 寶藤記念病院(川口市)	49	医療法人社団愛友会 上尾中央第二病院(旧上尾衛生病院・上尾市)	83	国民健康保険 小籠野町小籠野中央病院(小籠野町)
16	埼玉協同病院(川口市)	50	埼玉県立がんセンター(伊奈町)	84	医療法人堀川会 堀川病院(本庄市)
17	グリーンビレッジエフエー(川口市)	51	さいたま市民医療センター(西区)	85	医療法人柏成会 青木病院(本庄市)
18	埼玉厚生病院(川口市)	52	さいたま赤十字病院(中央区)	86	ハートフルガーデンヘル(本庄市)
19	わらび北町病院(蕨市)	53	新栄志木中央総合病院(新座市)	87	特別養護老人ホーム シャローム(本庄市)
20	上野病院(川口市)	54	副都心病院(新座市)	88	特定医療法人 好文会 あねとす病院(深谷市)
21	川口ケアセンター(川口市)	55	一般財団法人野中東晴会 静島荘病院(新座市)	89	日本赤十字社 深谷赤十字病院(深谷市)
22	川口シニアセンター(川口市)	56	東武中央病院(和光市)	90	医療法人社団幸会 行田総合病院(行田市)
23	第2川口シニアセンター(川口市)	57	TMG京浜中央病院(志木市)	91	医療法人社団済生会 行田中央総合病院(行田市)
24	第3川口シニアセンター(川口市)	58	医療法人善徳会 善野病院(和光市)	92	医療法人社団弘人会 中田病院(加須市)
25	ディーフェスタ川口芝高木(川口市)	59	和光リハビリテーション病院(和光市)	93	埼玉医療生協同組合 羽生総合病院(羽生市)
26	青木中央クリニック(川口市)	60	新康園(新座市)	94	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院(蓮田市)
27	なかよしホームほろほろ(川口市)	61	そら一丸新座(新座市)	95	医療法人社団彩優会 秋谷病院(幸手市)
28	ベターライフ差間(川口市)	62	朝光苑(朝霞市)	96	秀和総合病院(春日部市)
29	かわくちロイヤルの園(川口市)	63	医療法人社団東光会 戸田中央リハビリテーション病院(戸田市)	97	鶴谷市立病院(鶴谷市)
30	ビューアリーブ浦和(さいたま市緑区)	64	医療法人財団啓明会 中島病院(戸田市)	98	IHSグループ医療法人三愛会埼玉みさと総合リハビリテーション病院(三郷市)
31	マッシャーテラス(川口市)	65	医療法人慈公会 公平病院(戸田市)	99	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院(三郷市)
32	グランドマストやさしえ川口三ツ和(川口市)	66	医療法人清和会 飯能市善野医療介護センター(飯能市)	100	みさと健和病院(三郷市)
33	ハーウィル東浦和(さいたま市南区)	67	特定医療法人協会 みずほ会病院(富士見市)	101	吉川中央総合病院(吉川市)
34	ココファン(川口市)	68	医療法人社団鶴正会 岡村記念クリニック(日高市)	102	八潮中央総合病院(八潮市)
				103	医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院(松伏町)

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

シームレスな歯科医療を提供する目的で、歯科のない病院・施設への口腔機能評価（「事業」3）を県事業として行なっている（県内103施設と連携：図）。当初は病院側から院外歯科医師の参入に大きな抵抗があったため、歯科医師会の役員（会長・副会長等）が自ら民間病院に足を運び、病院上層部との会議を設け「県の事業であり、病院側に費用負担はない」「口腔への介入による在院日数の短縮」等のエビデンスとメリットを丁寧に説明した。現場レベルでは、看護師等から警戒心を持たれることもあったが、介入する歯科医師・歯科衛生士が丁寧に対応することや、病棟のルールを尊重することで、徐々に信頼を獲得していった。具体的な成果として、「口腔機能評価実施以降、病棟特有の匂いが消えた」といった変化が病院スタッフに高く評価され、現在では、病院NSTや周術期、骨粗鬆症等のアドバイスも求められるなど、“細かい相談がしやすい・なくてはならない存在”、として重宝されており、入院中に口腔機能評価等が受けられることも病院のメリットになっている。

口腔機能評価アセスメント票は県で統一された書式を使用し、概ね拠点の担当歯科医師が拠点歯科衛生士と同行し機能評価を行なう。必要に応じて病院側のOHAT-J（口腔アセスメントシート(日本語版)）の記入を歯科側がサポートするなど、徹底した現場支援を行っている。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

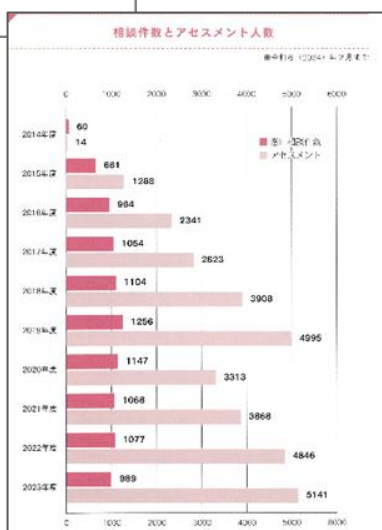
郡医師会が主体となる**在宅医療・介護連携推進事業**などの多職種会議には、郡市会の役員などとともに拠点歯科衛生士が参加する。一部、市の予算による在宅・施設訪問歯科健診等に対して、拠点歯科衛生士が活動・支援調整するケースもある。

現在では、郡市歯科医師会経由で要請された地域ケア会議に拠点歯科衛生士が単独出席するケースがあるが、事業初期には担当理事等に同行して拠点歯科衛生士が出席し、地域ケア会議で“介護福祉を理解したうえで歯科として伝えること”を伝達した経緯がある。

また、行田市では医師会が「認知症検診」を開始した際に、口腔の課題を発見し、歯科受診へ繋げるスキームを構築した。医師会向けの研修会で歯科医師が講師を務めるなど、医療圏ごとの特性に合わせた一体的な事業展開が進んでいる。

## 7 評価と可視化データ

拠点での相談件数、アセスメント実施件数や事業の報告は全て拠点歯科衛生士が作成し事業報告に使用されており（令和6年地域保健事業報告書：図）、グラフ化し、県歯科医師会の理事が年度末の県への報告会で発表している。病院における口腔機能評価アセスメント票も集計して事業報告書としている。



## 8 研修・人材育成

病院・施設の口腔機能評価や地域ケア会議に、担当理事と共に拠点歯科衛生士が同行することで、結果的に拠点歯科衛生士にとっての実地研修、スキルアップの場になっていた。また県歯科医師会において全拠点の歯科衛生士が集まる報告会を年1回以上開催し、業務支援だけでなく30拠点全てが各自の成功事例や工夫を共有することで、地域間の格差を埋める刺激となっている（「事業」6）。

特に医療的ケア児の歯科診療や摂食嚥下障害診療に関しては、拠点事業として大学と連携した実地研修を行なうケースがある（「事業」7）。歯科医療従事者向け研修はもちろん、介護支援専門員への口腔機能評価の研修を行なうなど、医療・介護の専門職に向けた人材育成の体制を整備している。市民向けには拠点歯科衛生士が講師になって市民公開講座を行うケースもある。

## 9 周知・広報・地域浸透

広報には極めて力を入れており、郵便局でのポスター掲示、市報への継続的な広告掲載だけでなく、「歯の衛生週間」には埼玉のFMラジオ局（NACK5）での出演、埼玉新聞、歯科医師会広報テレビ放送、三遊亭鬼丸氏を起用したYouTube番組の制作など、会長自らも住民や関係機関への発信を行っている。地域への浸透の結果、連携室を介さない介護支援専門員と歯科医院の直接の連携も増えている。

## 1 背景

新潟県における高齢化の進展は、平成22年5月時点で高齢化率23%に達するなど、全国に先駆けて深刻な局面を迎えていた。歯科診療のニーズがあるにもかかわらず、外来通院できない潜在的患者層が認識されはじめ、とりわけ、入退院時の医療情報の共有に歯科の視点が含まれていなかったことが、退院後の口腔機能低下や誤嚥性肺炎の再発を招く一因であることが認識されていた。

新潟県は県土が広大で、都市部、豪雪地帯、離島など、二次医療圏ごとに歯科診療所・歯科医師の偏在が顕著であり、住民や医療介護専門職がアクセスしやすい歯科相談窓口と、歯科医師が個人で行なうには限界のある多職種連携のコーディネート機能が必要であった。こういった課題意識から上越圏域では平成18年から独自に歯科衛生士の派遣機能を持つ「訪問口腔ケアセンター」が創設されていた。この状況を受け、平成22年在宅歯科医療連携室整備事業開始を機に、モデル事業として上越歯科医師会在宅歯科医療連携室（先進地モデル）が設置された。同年、地域医療再生基金との連携を視野に入れてモデル事業となった佐渡在宅歯科医療連携室（へき地・離島モデル）の設置があった。さらに、平成27年には、医療介護総合確保基金事業の開始により、県歯が運営する基幹連携室を含め県内7箇所を設置した。その後、約5年をかけて現在では県内全ての16郡市歯科医師会で運用している（基幹連携室を併せて17箇所）。先行して取り組んできた地域ほど、歯科医療と介護の連携が質・量ともに展開しやすい状況となっている。



### 【インタビュー対象】

新潟県歯科医師会

会長 松崎正樹 歯科医師

副会長 木戸寿明 歯科医師

常務理事 平澤貴典 歯科医師

地域保健部員 田中紀裕 歯科医師

石黒千代栄 歯科衛生士

東理悟 事務局次長

上越歯科医師会在宅歯科医療連携室顧問

水野吉広 歯科医師

## 2 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

本事業は、新潟県歯科医師会が、医療介護総合確保基金事業「在宅歯科医療連携室整備事業」の事業委託を受け実施している。平成23年に上越および佐渡でモデル事業が開始された当初より県歯科医師会は「全県展開」を視野に入れていた。

新潟県歯科医師会に設置されている「在宅歯科医療基幹連携室」の業務内容は、1.在宅歯科医療連携推進協議会の開催、2.医師会等各種団体との連携体制の構築、3.郡市歯科医師会の在宅歯科医療連携室に対する運営支援、4.研修等による人材育成、5.在宅歯科診療機器等の管理及び貸出、6.在宅歯科医療等に関する普及啓発、7.在宅歯科医療連携状況等の把握・分析である。

一方、16郡市歯科医師会に設置された「在宅歯科医療連携室」（以下、郡市連携室）の業務内容は、1.在宅歯科医療連携推進協議会の開催、2.医師会等各種団体との連携体制の構築、3.在宅歯科医療の提供等に関するコーディネート、4.病院における退院支援部署との連携（退院時カンファレンスへの参画や退院計画作成支援、がん患者等の病診連携に関するコーディネート等）、5.在宅歯科医療等に関する相談窓口の設置、6.研修等による人材育成、7.在宅歯科医療等に関する普及啓発、8.在宅歯科医療連携状況等の把握・分析である。

### 3 設置状況・人材体制

現在、県歯科医師会内に「在宅歯科医療基幹連携室」、県内の郡市歯科医師会すべてに「在宅歯科医療連携室」が設置され計17連携室が設置されている（図）。郡市連携室の設置場所は多くは歯科医師会館内にあるが、公設病院の地域連携・医療サポートセンター内や、保健福祉センター等に設置されている郡市連携室も複数ある。

各郡市連携室には、歯科衛生士が非常勤やパートで複数名配置され、郡市歯科医師会の役員が室長として就任し、相談しながら地域の実情に合わせたコーディネート業務、相談対応を行う。基幹連携室は、16連携室の進捗管理、連携室間の調整、広域的な研修企画、データ集計を担当する。訪問診療機器（ポータブルユニット、レントゲン、口腔機能検査器具や嚥下内視鏡）の管理・貸し出しは全ての連携室で実施している。

二次医療圏ごとに地理的特性だけでなく、訪問歯科診療に対応可能な歯科医師・歯科衛生士の確保状況、郡市歯科医師会の事務局体制に差があり、全県展開の上での課題となっている。各連携室の役割や運用方法の統一のために、基幹連携室が郡市連携室の運営支援を行うとともに、県歯科医師会で厚生労働省資料に基づき「在宅歯科医療連携室運営の手引き」を作成し、在宅歯科医療連携推進協議会の開催要項や連携室整備基準、研修会開催要項などを共有している。

「口腔ケアは介護の基本」 誤嚥性肺炎やインフルエンザを予防します!

お家で歯の治療ができます!

## 在宅歯科医療連携室をご利用ください

相談無料

在宅歯科医療連携室は、介護が必要で、歯科医院への通院が困難な高齢者の方などを対象とした在宅歯科医療の申し込みや、歯や歯ぐきの痛み、入れ歯がこわれた、合わない等、歯やお口のことでお困りの方の相談に対応します。

受付時間はお近くの在宅歯科医療連携室へお問い合わせ下さい。

<p><b>新潟市 在宅歯科医療連携室</b> 〒950-0914 新潟市中央区東区内川町11番 新潟市健康福祉センター1階 （新潟市健康福祉センター内） 0254-244-5231</p>	<p><b>かえつ 在宅歯科医療連携室 （阿賀野市・胎内市・置戸町）</b> 〒957-0018 阿賀野市置戸3-10 こころケアセンター阿賀野センター202 0254-28-4267</p>	<p><b>新潟田市 在宅歯科医療連携室</b> 〒957-8077 新潟市東区長坂4-16-43 〒957-8077 新潟市東区長坂4-16-43 〒957-8077 新潟市東区長坂4-16-43 0254-28-8451</p>	<p><b>村上市遊船部 在宅歯科医療連携室</b> 〒958-0634 村上市遊船部東5号 3F 0254-62-7747</p>
<p><b>佐渡 在宅歯科医療連携室</b> 〒952-1548 佐渡郡佐和田町5 （佐和田町内） 0800-2131-9100</p>	<p><b>五島市阿賀野町歯科医師会 在宅歯科医療連携室</b> 〒959-1882 五島市阿賀野町3-45 0250-47-8920</p>	<p><b>加茂・田上 在宅歯科医療連携室</b> 〒958-1320 加茂市加茂1-9-1 0258-53-8211</p>	<p><b>三島市歯科医師会 在宅歯科医療連携室</b> 〒955-0201 0258-48-0815</p>
<p><b>燕・弥彦 在宅歯科医療連携室</b> 〒959-4231 燕市弥彦2-1-1 0256-78-8110</p>	<p><b>柏崎市 在宅歯科医療連携室</b> 〒949-0061 柏崎市東1-18-32 0257-41-9138</p>	<p><b>長門歯科医師会 在宅歯科医療連携室</b> 〒940-0857 長門郡長門町1-7-102 0800-3568-0341</p>	<p><b>長門市 在宅歯科医療連携室</b> 〒954-0002 長門市中央1-13-30 0258-49-7947</p>
<p><b>小千谷北島 在宅歯科医療連携室</b> 〒947-0208 小千谷市北島4丁目1番 0258-89-8114</p>	<p><b>十日町市中央東部歯科医師会 在宅歯科医療連携室</b> 〒948-0085 十日町市中央東部1-1 0257-797-3533</p>	<p><b>南魚沼歯科医師会 在宅歯科医療連携室</b> 〒940-6600 南魚沼市1-10-1 080-9283-4934</p>	<p><b>上越歯科医師会 在宅歯科医療連携室</b> 〒943-0804 上越市東1丁目1番 0255-527-2844</p>

在宅歯科医療連携室は、県民の皆様と歯科診療所をつなぎます。  
介護サービス事業所・施設、医療機関の方々等、どなたでもお気軽にご相談下さい。

新潟県 新潟県歯科医師会 基幹連携室 〒950-0982 新潟市中央区東区内川町3丁目8番13号 025-283-3030 <https://www.ha-niigata.jp>

## 4 相談応需と診療への流れ

郡市連携室は、在宅歯科医療を必要とするすべての住民や医療介護関係者に対する窓口として機能する。相談は、家族、介護支援専門員、訪問看護師、病院の退院支援部署などから寄せられる。相談は電話やFAXで受け付け、連携室歯科衛生士が必要に応じて連絡を取り直し、患者の身体状況、口腔内の主訴、全身疾患、服用薬剤などの情報を精緻に聞き取る。診療申込書は各地域独自の書式が作られ、ホームページからダウンロード可能になっている。各地域で取り決めた対応方法で地域の訪問歯科診療を担当する歯科医師を選定し、担当歯科医師から連絡し患者と日程調整する。地域により、連携室歯科衛生士（または歯科医師）が事前訪問（口腔スクリーニング）を行い、初回訪問時からの適確な準備、負担軽減に貢献している。

## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

郡市連携室は、病院の退院支援部署とネットワークを構築しており、入院中に行われていた口腔機能管理や周術期ケアを、在宅へ引き継ぐための調整役を担う。具体的には退院時カンファレンスへの参画、退院後の訪問歯科診療の調整、病院への訪問支援、病診連携の情報支援である。薬剤師や管理栄養士など専門職からの相談も引き受ける。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

新潟県では県医師会の主導により郡市医師会に在宅医療・介護連携推進事業の拠点（在宅医療・介護連携センター等の名称）が設置されており、それらと連携した口腔に関しての連携窓口が郡市連携室である。

例えば上越歯科医師会では、会長が**上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会**の委員として、在宅歯科医療連携室運営委員が専門部会の部会委員として参画している。それらの報告は上越医師会上越地域在宅医療推進センターの運営する**上越地域包括ケア推進情報ウェブサイト「がんぎネット」**で共有されており、がんぎネットの「在宅医療地域マップ」には訪問対応可能な歯科医療機関も医療機関や薬局とともに掲載されている。認知症施策では、高田西城病院（精神科病院・認知症疾患医療センター）を中心とした認知症初期集中支援チーム、若年性認知症支援チームの会議へ参加しており、介護予防事業では、連携室が講師依頼の窓口となるほか、補助金事業の多職種連携会議に出席して多職種（薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員等）と情報・意見交換を行い、連携体制の構築を図っている。

## 7 評価と可視化データ

基幹連携室では、全連携室の相談実績を毎月集計・分析し、相談内容、施設別訪問診療回数、多職種会議への参画回数、連携推進協議会報告などをとりまとめ、県へ事業報告している。また施設調査や医療機関調査を定期的に実施し連携状況等の把握・分析を行っている。

すでに連携体制が確立している地域では、郡市連携室を通さずに、病院や介護支援専門員から歯科医院に直接依頼するケースも増えている。そのため、特に退院時支援実績が正確に把握できない側面がある。

～相談は無料です！～

在宅歯科医療連携室一覧 受付時間はお近くの在宅歯科医療連携室へお問い合わせ下さい。

連携室名	住所	電話
<b>◆新潟市にお住まいの方</b>		
新潟市在宅歯科医療連携室	〒950-0914 新潟市中央区南長町3丁目3番11号 新潟市総合保健センター4階	025-244-5231
<b>◆佐渡市にお住まいの方</b>		
佐渡市在宅歯科医療連携室	〒952-1548 佐渡市朝日町5丁目5番5号 市庁舎内	080-2131-9100
<b>◆上越市・妙高市・糸魚川市にお住まいの方</b>		
上越市在宅歯科医療連携室	〒943-0804 上越市敷島1丁目8番11号 上越保健センター2階	025-527-2844
<b>◆柏崎市・刈羽村にお住まいの方</b>		
柏崎市在宅歯科医療連携室	〒945-0061 柏崎市栄町18-31 柏崎市歯科医師会館内	0257-41-5135
<b>◆長岡市(川口地区、中之島地区を除く)・出雲崎町にお住まいの方</b>		
長岡市在宅歯科医療連携室	〒940-0857 長岡市沖田1-232-1 長岡市歯科医師会館内	080-3568-0341
<b>◆小千谷市・魚沼市・長岡市(川口地区)にお住まいの方</b>		
小千谷市在宅歯科医療連携室	〒947-0028 小千谷市旭町4丁目1番38号 小千谷市福祉・こどもプラザ2F	0258-89-8114
<b>◆十日町市・津南町にお住まいの方</b>		
十日町市在宅歯科医療連携室	〒948-0065 十日町市高島町3丁目44番地 十日町市健康福祉センター2F	025-757-3533
<b>◆南魚沼市・湯沢町にお住まいの方</b>		
南魚沼市在宅歯科医療連携室	〒949-6680 南魚沼市六日町557 ベルパティア305号室	080-9083-4934
<b>◆三条市にお住まいの方</b>		
三条市在宅歯科医療連携室	〒955-0061 三条市林町1丁目22-10 藤栄ビル2F	0256-46-0815
<b>◆加茂市・田上町にお住まいの方</b>		
加茂市・田上町在宅歯科医療連携室	〒959-1326 加茂市南町1-9-1 (加茂市役所 高齢者保健センター内)	0256-53-8211
<b>◆見附市・長岡市(中之島地区)にお住まいの方</b>		
見附市在宅歯科医療連携室	〒954-0052 見附市栄町2-13-30 見附市保健福祉センター内	0258-89-7547
<b>◆燕市・藤原村にお住まいの方</b>		
燕市・藤原村在宅歯科医療連携室	〒959-0231 燕市東田之出町1番2号	0256-78-8110
<b>◆五泉市・阿賀町にお住まいの方</b>		
五泉市・阿賀町在宅歯科医療連携室	〒959-1862 五泉市栄町3-45 マンション205	0250-47-8839
<b>◆新発田市にお住まいの方</b>		
新発田市在宅歯科医療連携室	〒957-8577 新発田市本町4-19-83 (新発田市健康福祉センター内)	0254-28-8451
<b>◆阿賀野市・胎内市・聖籠町にお住まいの方</b>		
阿賀野市・胎内市・聖籠町在宅歯科医療連携室	〒957-0018 阿賀野市栄町3-1-9 ヒュアライフ・アソシエーション202	0254-28-8267
<b>◆村上市・関川村・粟島浦村にお住まいの方</b>		
村上市・関川村・粟島浦村在宅歯科医療連携室	〒958-0854 村上市田原町1番25号 タバコビル1階2号	0254-62-7747

2025.6.23

## 8 研修・人材育成

在宅歯科診療の質の向上と人材育成のため、歯科医師・歯科衛生士を対象とした研修プログラム、復職支援などが提供されている。歯科衛生士会と協力し訪問診療に対応可能な歯科衛生士の登録・派遣制度を構築し、施設や在宅への契約派遣を可能としている。

研修事業の役割分担として、基幹連携室は摂食嚥下リハビリテーションや周術期管理などの高度な専門研修を行い県内全域のスキルアップを推進する。また郡市連携室歯科衛生士に対し、コーディネーターとしての資質向上のため、県単位での事例検討会を定期開催し、複雑な困難事例への対応ノウハウの共有に努めている。

一方、郡市連携室は、地域の介護支援専門員や介護職員を対象とした実地研修等を開催し、口腔に関する知識を持ち歯科受療のきっかけを作れる専門職を育成するとともに、研修を通じて地域での顔の見える関係やコミュニケーションの発展に努めている。

## 9 周知・広報・地域浸透

県や市町村との連携が明示されたポスターやパンフレットを作成し、地域包括支援センター、役所窓口、病院、薬局など、高齢者やその家族が頻繁に訪れる場所に重点的に配置している。また、電車内の交通電子公告、市の広報紙や健康イベントへの参画を通じ、メッセージを継続的に発信している。地域浸透に課題のある地域に対しては、県主導の啓発イベント開催や基幹連携室からの支援職員派遣で支援している。

# 1 背景

横浜市や川崎市では介護サービス事業所、医療機関が集積しているため、多職種間の「顔の見える関係」が希薄になりやすいという課題がある。一方、相模原市や足柄地域等の中山間地域は、歯科医療資源が乏しい上、訪問診療に要する移動距離が長いことが訪問歯科診療の障壁となっている。地域の実情に合わせた在宅歯科医療の推進が懸案課題であり、平成23年11月より、神奈川県から神奈川県歯科医師会への委託事業として「在宅歯科医療連携室整備事業」中央連携室の設置が行われ、平成26年度からは「在宅歯科医療連携拠点運営事業」の委託により、中央連携室および10地域連携室の設置、さらに平成27年4月より、中央連携室および20地域連携室を設置、現在は、中央連携室および26地域連携室が運営されている。はじめは数力所の地域から始め、有効性の実証をふまえ、順次拡大していった。

[インタビュー対象]

神奈川県歯科医師会 寺澤孝興 歯科医師  
 田中裕三 歯科医師  
 事務局 本間祭主事  
 在宅歯科医療中央連携室  
 吉野恵子 歯科衛生士

の統括に関する業務（(ア)地域連携室からの四半期報告書及び仮決算報告書の収集、地域連携室へのアドバイス、(イ)地域連携室で実施する研修の計画指導）、3.在宅歯科医療新規参入のための研修に関する業務、4.その他、在宅歯科医療の推進及び介護等他分野との連携構築に資する業務、である。

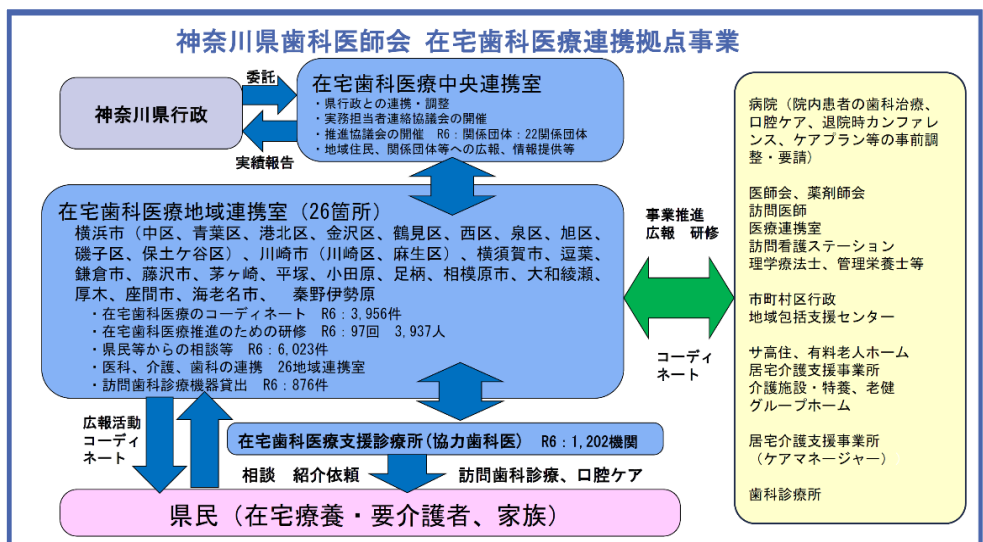
一方、「地域連携室」の業務内容は、1.在宅歯科医療のコーディネートに関する業務、2.在宅歯科医療推進のための研修に関する業務、3.県民等からの相談等に関する業務、4.歯科・医科・介護の連携に関する業務、5.在宅歯科医療用機器等の無料貸出及び維持管理に関する業務、6.中央連携室への報告に関する業務、7.その他、地域の在宅歯科医療の推進に資する業務、である。仕様書には予算執行項目だけでなく、在宅歯科医療協力歯科医師の条件として在宅歯科医療や多職種連携のみならず医療道德研修の修了が位置付けられており、また地域の実情に応じた柔軟な運用が認められていることが特徴である。

# 2

## 財源・制度上の位置づけ・交渉経緯

平成23年度に神奈川県からの委託事業として始まった。神奈川県が神奈川県歯科医師会に「在宅歯科医療連携拠点運営事業」として事業委託しており、現在は、「在宅歯科医療中央連携室（中央連携室）」1箇所と、郡市歯科医師会の運営する「在宅歯科医療地域連携室（地域連携室）」26箇所の体制である。

「中央連携室」の業務内容は、1.医科等との連携・調整に関する業務（(ア)推進協議会の開催、(イ)担当者連絡会議の開催）、2.地域連携室



## 神奈川県内の在宅歯科医療連携室（中央+26地域連携室）



### 3 設置状況・人材体制

中央連携室は、年1回、33委員で構成される「在宅歯科医療推進協議会」を開催するほか、地域の担当者が集まる「実務担当者協議会」を年2回実施している。在宅歯科医療推進協議会には歯科医師会と行政のみならず、歯科衛生士会、歯科技工士会、さらに医療・介護・保健・福祉の職能団体等の代表者、学識経験者が集まり在宅歯科医療の推進に係る協議を行っている。実務担当者協議会では、理念および各地域連携室が抱える同行研修の課題やコーディネーター好事例の共有を行い、県全域の底上げを図る機能を持っている。

26地域連携室は、郡市区歯科医師会館内や公的な保健福祉センター等に設置されている。医師会・歯科医師会・薬剤師会が合同して三師会館を持っている金沢区では、三師会館の金沢区在宅医療相談室に歯科衛生士が配置され地域連携室として活動している。各連携室に理事等の在宅歯科医療に精通した事業実施責任者が配置され、運営面の意思決定を担い、歯科衛生士1名以上が実務を担当している。地域により専任歯科衛生士の複数名配置や専任事務員の配置などで、歯科衛生士が訪問調査や同行研修が行える体制を構築している。

### 4 相談応需と診療への流れ

相談は介護支援専門員のほか施設職員や住民、歯科のない病院から引き受けている。在宅歯科医療を行う協力歯科医師は会員数の40%に達し、相談受付後診療開始までの調整期間は、概ね1週間から10日程度である。地理的条件の他、摂食嚥下機能等専門性を加味して担当医が選定され6割以上が診療コーディネーターされている。

地域連携室と同一建物に障害者歯科診療所を有する郡市歯科医師会（郡歯）が複数あり、その場合郡歯の裁量で高齢者診療も実施するケースがある。また厚木や金沢区、藤沢では歯科衛生士が初診前の事前訪問を行い、口腔内状況、全身状態、家屋環境、介護背景を詳細にアセスメントしており、協力医の負担軽減および患者の安心感に貢献している。藤沢では必要に応じ介護支援専門員に連携室歯科衛生士が同行訪問し、現場感のある連携体制を構築している。協力医からの診療後転帰報告を受ける仕組みが構築されている地域もある。21地域連携室で在宅診療機器貸し出しを行っている。



## 5 組織連携（病院・地域・在宅）

地域連携室ごとの特徴的な取り組みがあり、たとえば金沢区では**かなざわ在宅ネット**のミーティングへの定期参加や病院の退院時カンファレンスに参加している。茅ヶ崎では、病院の口腔ケアラウンドに連携室や歯科医師会員が参加し、年10回定期実施されているため同行研修の場にもなり、在宅移行を見据えた顔の見える関係の構築に寄与している。地域により介護施設での歯科健診が実施されている。医師会や薬剤師会、多職種と連携した在宅栄養や摂食嚥下に関する多職種チームに参画するなど連携室同士の連携が深化している。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業等自治体の事業との連携

地域連携室の職員は、自治体の多職種連携協議会に定例的に参加して、歯科の専門的知見を提供し、顔の見える関係を構築している。また事業間の連携として、横浜市地域連携室の相談機能と横浜市事業「無料訪問歯科健診事業」等の組み合わせ運用、フレイル対策事業など自治体の事業に地域連携室歯科衛生士の参画がある。海老名市では海老名市医師会に設置された**えびな在宅医療相談室**に月2回歯科相談医の派遣を行っている。足柄では足柄上医師会に設置されている**足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター**の研修会で在宅歯科講演を行い、座間市では座間綾瀬医師会に設置された**座間市地域在宅医療・介護連携支援室**との定期的な意見交換を行っている。

## 7 評価と可視化データ

各地域連携室は、四半期ごとに相談元別相談件数、コーディネート件数、事前訪問の有無、機器貸し出し回数、研修会開催実績等の実績件数を中央連携室と協力して県に報告している。また、地域連携室のアウトリーチを可視化するため『働きかけ』として、多職種事業所等への個別訪問回数、地域連携室としての会議出席や講師派遣、配布回数を報告している。

## 8 研修・人材育成

中央連携室は、在宅歯科医療に新規参入する歯科医療従事者を対象とした在宅歯科医療推進研修会を4日間の養成研修会として実施している。

歯科医療従事者に向けては、地域により連携医療機関や施設での診療への同行研修を実施している。医師会が設置している在宅医療相談室にも神奈川県歯科医師会地域保健委員会担当委員が訪問し同行研修する地域がある。

地域連携室では、介護支援専門員や施設職員等に向けた口腔管理や誤嚥性肺炎予防の理解を深める研修会を実施し、各地域の実情に合わせて講義と症例検討や実技・実習が行われている。地域ごとに地域連携室の役割を周知し、多職種のスクリーニング能力の向上、歯科連携を開始するタイミングの理解を深める研修会の中で、顔なじみとなり歯科へのアクセシビリティを確保している。地域ごとに管理栄養士、薬剤師等と連携した「食」をテーマにした医療介護連携を推進する取り組みが行われている。

中央連携室では事業の中で連携室運営や連携、『働きかけ』の好事例集を作成しており、神奈川県歯科医師会地域保健委員会担当委員の協議にて「松・竹・梅」をつけ意欲を高める工夫をしている。『働きかけ』として市民健康イベントでのリーフレット配布、公民館や介護事業所、地域包括支援センター、薬局など多職種の事業所にリーフレットを持参し説明する地道なアウトリーチが、ネットワーク構築と相談件数の増加に寄与している。住民に対しても、地域のサロンや通いの場や認知症カフェへの歯科衛生士が積極的に出向き、体験型の口腔講座を行うことで、連携室を「身近な相談所」として浸透させている。

各地域連携室は地域の実情に合わせた多様な広報戦略を展開しており、要介護認定を機に口腔の健康に目を向けてもらうため、介護保険被保険者証送付時に地域連携室のチラシを同封している地域（小田原）がある。また、地域連携室で季節に合わせた口腔機能維持のコツを掲載した『相談室便り（金沢区）』『ニュースレター（大和綾瀬）』を継続発行し、地域の薬局や居宅事業所等へ定期的かつ直接的に配布している。広報など行政媒体だけでなくFMラジオやYouTube動画の活用も進んでいるが、住民への周知のためノバルティ歯ブラシの活用やスポーツイベントでのブース出展等多くの工夫例がある。

※地域連携室の取組の中には、現在、名称が変更しているものや休止しているものがあります。

### 全身疾患と歯周病について

全身疾患と歯周病は深く関連しています。歯周病を予防することで生活習慣病を予防することにもつながりますので、積極的な歯科受診をお勧めします。

**歯周病**は、歯肉の炎症や歯槽膿漏を引き起こし、歯を支えている骨を溶かして歯が抜けやすくなります。

**心疾患**は、歯周病が原因で炎症が全身に広がり、動脈硬化を促進することで、狭心症や心臓病の原因となります。

**糖尿病**は、血糖値が高い状態が続くと、歯周病の進行を促進し、歯肉の回復が難しくなります。

歯周病の人は、実年齢でない**2.5歳**なりやいと言われています。

### 手術前後の口腔管理について

全身麻酔手術や抗がん剤、放射線治療の前後に口腔ケアを行うことで術中のトラブルを予防しましょう。

- 歯の脱落などの危険性を予防
- 入院期間の短縮
- 肺炎のリスクを減少
- 創部感染のリスクを減少

### 地域の在宅歯科医療連携室一覧

お住まいの市町村	電話番号
横浜市（下記の区以外）	0120-814-594
横浜市西区	080-3696-2676
横浜神奈川区	045-782-5031
横浜南区	080-7799-7480
横浜市東区	0120-740-648
横浜市港北区	045-543-5510
横浜市青葉区	050-3488-6764
横浜市鶴見区	070-4039-2626
横浜市磯子区	080-8720-9526
横浜市保土ヶ谷区	045-309-8114
川崎市	0120-390-418
044-966-2281	
相模原市	042-707-8015
横浜三浦市	046-823-0022
流子町、葉山町	046-872-3577
鎌倉市	0467-38-6970
藤沢市	0466-88-3203
大和市、緑園市	046-263-0886
茅ヶ崎市、寒川町	0467-62-0983
平塚市、大磯町、二宮町	0463-26-8255
小田原市	0465-49-1319
厚木市、愛川町、清川村	046-221-8733
海老名市	046-231-1939
座間市	046-255-5577
東海市、伊勢原市	0463-80-3118
海老原市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	0465-74-4185

在宅歯科医療連携室は、市民の皆様と歯科医院をつなぐ窓口です。お気軽にお問い合わせください。

もし歯や歯周病などお口のトラブルは放置すると大変です

### 地域包括ケアシステムにおける歯科医療サービス

神奈川県歯科医師会では、県全体で行政、地域歯科医師会と協力し多くのサービスを提供しています。

在宅歯科医療連携室、訪問歯科診療、口腔ケア、高齢者の健康、認知症、介護事業

公団社団法人 神奈川県歯科医師会

〒221-0833 横浜市中央区港町4-68  
TEL) 045-681-3172 FAX) 045-681-2426  
URL) <https://www.dent.kanagawa.jp/>

### 訪問歯科診療・口腔ケア

お身体の状態やご病気などで歯科医院に行きたくても行けない方達のために、お住まいの地域では訪問による歯科診療を行っています。

#### お口のトラブルチェック

- うまく食べられない、痛みを訴える、食べこぼす
- お口の食べ物が残っている
- お茶などでむせる、飲み込みがわるい、涎が多くなった
- 食事量が減った
- 口がいつも潤いている
- 口臭が気になる
- 食べ物の好みが変わった・味覚がおかしい
- うがいがうまくできない
- 痰音が変わった・声がおかしい
- 歯ぐきから血が出る
- 腎臓、経管栄養で口からお茶を飲んでいる

●むし歯・歯周病の治療や予防  
●義歯（入れ歯）の修理や作製  
●口腔ケア（感染予防）  
●摂食嚥下リハビリ（機能維持・回復）など

お口の様々なトラブルの放置

口の機能低下

誤嚥性肺炎、全身状態、糖尿病などの悪化

### 障がいのある方へ

神奈川県では、県全体で障がい者に配慮した歯科診療が行われています。

#### 一次医療機関

身近にあり、障がい者歯科診療に対応できる医療機関  
診療内容により訪問の二次や三次医療機関へ紹介しています。  
社会医療機関は神奈川県歯科医師会ホームページにて掲載しています。

#### 二次医療機関と二次に準じる歯科医療機関

行政などとともに運営し、契約された人員と設備で診療する、専門的な医療機関

名称	電話番号
横浜市歯科保健医療センター	045-201-7737
川崎市歯科医師会診療所	044-819-4494
川崎市中央歯科保健センター	044-733-1248
川崎市社会福祉保健センター	044-966-2261
相模原口腔健診センター-障害者歯科診療所	042-756-1501
相模原市歯科診療所	0466-26-3310
相模原市立歯科診療所	0466-88-7315
三浦市地域包括ケアセンター歯科診療所	046-823-0065
厚木市歯科健診センター	046-224-6081
平塚市障がい者歯科診療所	0463-55-2176
小田原市障がい者歯科診療所	0465-46-6776
足尾地域連携センター-歯科診療所	046-873-2368
鎌倉市口腔保健センター	0467-47-8119

#### 三次医療機関

全身麻酔や入院ができるなど専門的に対応できる医療機関

名称	電話番号
神奈川県立こども医療センター-歯科	045-711-2351
神奈川県リハビリテーションセンター-歯科	046-249-2307
神奈川県立中央病院-歯科	046-822-8874
神奈川県立中央病院-歯科	045-313-0007
横浜国立大学附属横浜病院-歯科	045-580-8943

### 健康寿命を延ばすには！

～要介護状態になる前に～

お口の健康は、全身の健康と深く関係しています。お口の健康を維持することで、健康寿命を延ばすことができます。

こんな症状ありませんか？

即ち「お口の悪い状態」が積み重なると「オーラルフレイル」といわれる状態になります。この状態を改善すると要介護になるリスクが2.4倍、死亡リスクが2.1倍になる報告もあります。この「お口の悪い状態」に気がつき、早期の対策を！

予防、改善にはかながわお口の健康「グループ」へくるぐ、ロックスン パワー を実践しましょう。

1. 口の乾燥を防ぐ
2. 飲み込みを良くする
3. 歯を落とさない
4. 口の健康を維持する

ぜひ歯科健診を！  
お口の健康を定期的に受診しましょう。

## 1 背景

大阪府は政令指定都市を含む大都市圏を有し、医療・介護資源が高度に集積している一方で、独居高齢者や要介護高齢者の増加、在宅療養者の重症化・複雑化が進行している。特に都市部では、医療機関が多い反面、医療・介護・歯科の役割分担や情報共有が分断されやすく、通院困難者に対する歯科医療の提供や口腔管理が十分に行き届かないケースも少なくない。このような地域特性のもと、在宅療養者の生活の質（QOL）や全身状態の維持に直結する口腔健康管理を、医療・介護と一体的に支える仕組みの構築が求められており、在宅歯科医療と多職種連携の推進は喫緊の課題となっている。

### [インタビュー対象]

大阪府歯科医師会 副会長 津田高司 歯科医師  
常務理事 小谷泰子 歯科医師



会員向け教育資料の作成が行われ、さらに医師会・薬剤師会・看護協会・栄養士会・介護支援専門員協会等と連携し、多職種向けの説明資料を整備することで、在宅歯科医療に対する理解促進が図られた。その後、在宅歯科医療の体制整備は段階的に進められた。

## 2 在宅歯科医療の草創期から制度化までの経緯

大阪府における在宅歯科医療の取組は、平成4年から大阪府の「訪問歯科診療に係るポータブル診療機器整備事業」および大阪市の「在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業」による機器整備支援に端を発する。当時は行政としての体系的支援は乏しく、一部の歯科医師による訪問歯科診療が中心であった。歯科医師会としての統一的運用や多職種との連携体制は未整備であった。また、大阪府歯科医師会では、急速な高齢化への対応を目的として、平成元年に老人歯科保健対策推進室を設置し、高齢者歯科保健事業を推進してきた。その後、平成12年の介護保険制度施行を契機に、在宅歯科医療の体制構築は歯科医師会事業としてより明確に位置付けられ、実務体制の整備が加速した。あわせて、先行事例の共有を起点とした

## 3 国基金事業への移行と仕様書に基づく事業設計

在宅歯科医療の推進は地域医療再生基金および地域医療介護総合確保基金といった国庫を活用し事業を実施する形態となった。平成22～24年度には「在宅歯科医療連携室整備事業」、平成24～25年度には「医科歯科介護連携強化事業」、平成26～29年度には「在宅歯科医療連携体制推進事業」が実施されている。これらの事業では、行政から提示される仕様書に基づき、事業目的、実施内容、成果指標、報告様式が明確に規定された。仕様書では、①歯科口腔に関する相談・調整窓口機能、②医療・介護・行政との連携支援、③関係機関とのネットワーク構築、④情報提供・広報および実績の可視化、⑤研修・人材育成といった機能が必須要件として示され、本会はこちららを確実に実装する役割を担ってきた（図1）。

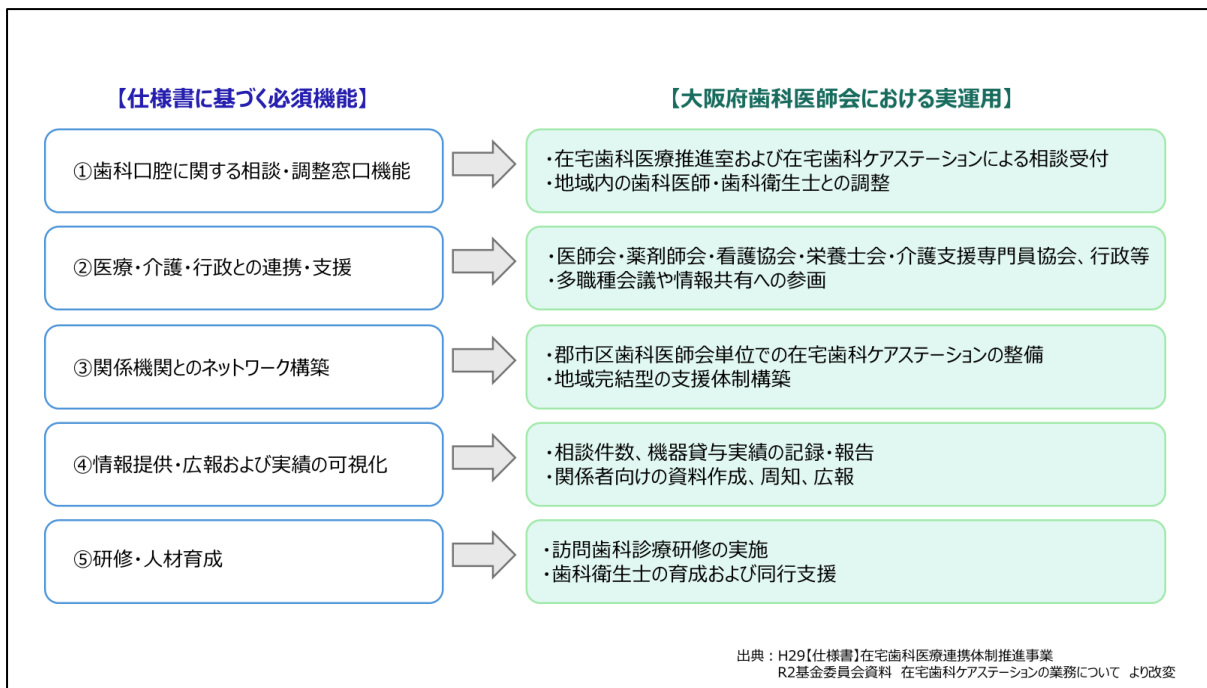


図1 仕様書に基づく在宅歯科医療連携事業の必須機能と大阪府歯科医師会における実運用の対応関係

## 4

### 二層構造による 連携体制の構築

大阪府歯科医師会の大きな特徴は、府域全体を統括する「在宅歯科医療連携室」と、郡市区歯科医師会単位で設置された「在宅歯科ケアステーション」による二層構造である。

大阪府歯科医師会の連携室は、研修実施、人材育成、在宅歯科医療従事者の把握、情報集約・広報などのハブ機能を担い、各地区の在宅歯科ケアステーションは、住民や医療・介護関係者からの相談対応、地域内調整、会議運営といった実務的窓口機能を担っている。相談対応は、府連携室または地区ステーションに集約され、内容に応じて当該地域で対応可能な歯科医師や歯科衛生士が調整される仕組みである（図2）。この体制により、特定の歯科医院への依存を防ぎ、地域全体で在宅歯科医療を支える分担体制が形成された。実際には、地域や職種によって在宅歯科医療に対する理解や関与の度合いには差があり、関係機関との調整に一定の時間と労力を要する場面も少なくなかったが、その後の基金事業である医科歯科連携推進

事業を通じて、在宅医療に限らず、がんや脳卒中、糖尿病などの医科歯科連携など様々な連携の地域の拠点へと発展している。

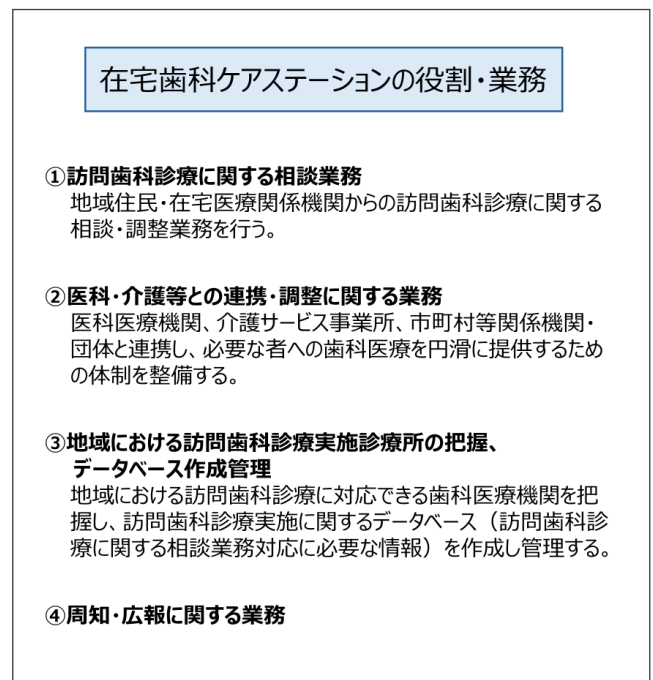


図2 郡市区歯科医師会における在宅歯科ケアステーションの役割と業務

# 5

## A・B・C 区分による 段階的整備

地区間で訪問歯科診療の経験や人材に大きな差があることから、郡市区歯科医師会へのアンケートを基に大阪府では独自にA（体制が進んでいる地区）、B（発展途上の地区）、C（未整備の地区）の区分を導入した。C地区には基礎的研修や同行支援を重点的に配置し、B地区では

体制構築支援を行い、A地区では在宅歯科ケアステーション機能強化を進めるなど、段階的な底上げを図ることにより、3年間で大阪府全地区の区分A化を達成した。この取組は、地域間格差の是正と府域全体の在宅歯科医療水準の向上に寄与している（図3）。

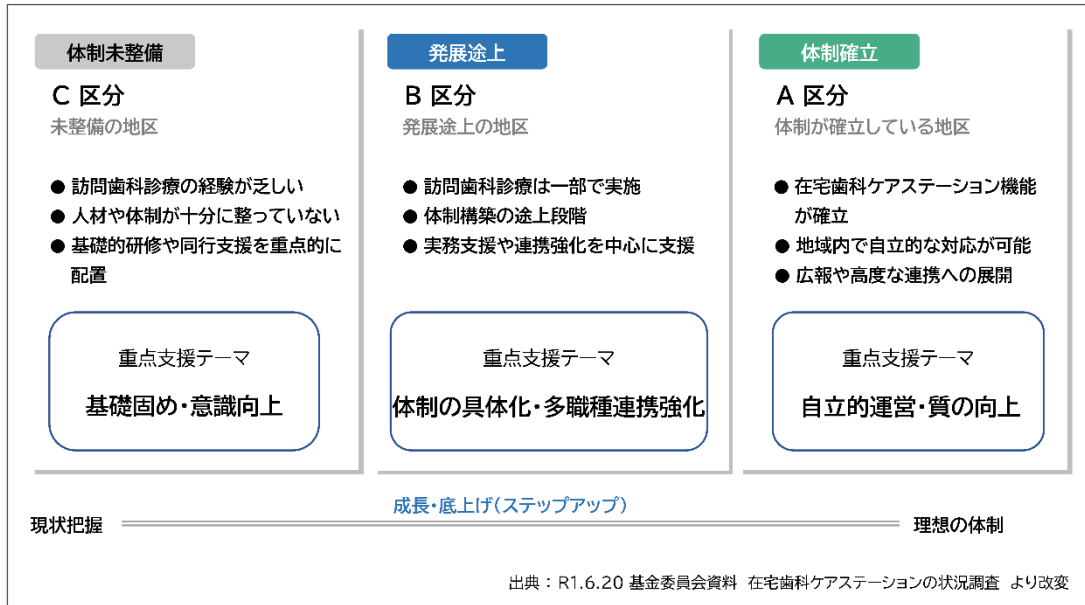


図3 A・B・C区分による在宅歯科ケアステーションの段階的整備

# 6

## 歯科衛生士同行を軸とした 多職種連携

在宅歯科医療の質を高めるため、大阪府歯科衛生士会と連携し、在宅・介護分野に精通した歯科衛生士の育成と派遣を進めることで、口腔衛生管理にとどまらず、摂食嚥下や栄養状態の把握など情報共有が円滑に図られている。歯科衛生士は、多職種間の橋渡し役としても機能し、「顔の見える関係」の構築に大きく貢献している。

複雑な報告業務への大きな負担感がみられたが、実績報告業務の定着により潜在的な在宅歯科医療のニーズが顕在化し、地域全体の対応力向上につながっている。一方で、人的経費に対する公的補助には制約があるため、今後の持続可能な運営のために行政に対し予算要望を行っている。

# 7

## 実績の可視化と 持続可能な運営のためには

仕様書に基づき、機器貸与の使用実績や相談・連携件数について記録・報告を徹底したことで、事業成果の可視化と地域ニーズの把握が可能となった。初期には事務的で

# 8

## まとめと今後の展望

大阪府歯科医師会の取組は、行政の制度的枠組みの中で、二層構造と段階的整備を特徴とする持続可能な在宅歯科医療体制を構築してきた点に大きな意義がある。今後は、在宅歯科医療を基盤としつつ、がんや生活習慣病等の医科歯科連携領域へと役割を拡張し、地域包括ケアシステムにおける歯科の価値を一層高めていくことが期待される。

## 第3部

# まとめ

# まとめ

在宅療養高齢者や認知症の人が歯科医療に繋がり、継続的な支援を受けるには、対象者のステージに応じた働きかけが必要です。本事業で収集された取り組みを整理しました。

無関心期・関心期：

## 1 気づきを促し、口腔の健康の価値を伝える

本人や家族が課題に気づいていない、あるいは諦めている段階では、身近な支援者による気づきの促しが重要です。住民には、認知症ケアパスへの掲載や地域イベントでの啓発を通じ、歯科を生活の選択肢として提示します。また、多職種連携の場に歯科が参画し対話を積み重ねる体制が、介護支援専門員等からの気づきの促しや受診への動機付けを支えます。

準備期：

## 2 ハードルを下げ、具体的アクションを支援

“頼る相手が不明”という不安が行動を阻む段階には、相談窓口の見える化が重要です。リスト公開や連携室の設置と周知だけでなく無料健診の枠組みの活用、顔の見える関係で相談のハードルを下げます。標準化された相談様式やICT活用により、介護支援専門員が迷わず迅速に繋がる環境を整えます。

行動期：

## 3 質の高い良い体験の提供、提供側の負担を軽減

診療開始後は、本人の満足度向上と同時に、歯科医師が安心して参入・継続できる体制が質の担保となります。診療用機器の貸出、歯科衛生士等による事前訪問/情報収集と初診までのコーディネートは、歯科医師の心理的・物理的負担を軽減します。診療同行や実習含めた研修などの人材育成体制を整えることが、持続可能な提供体制を支えます。

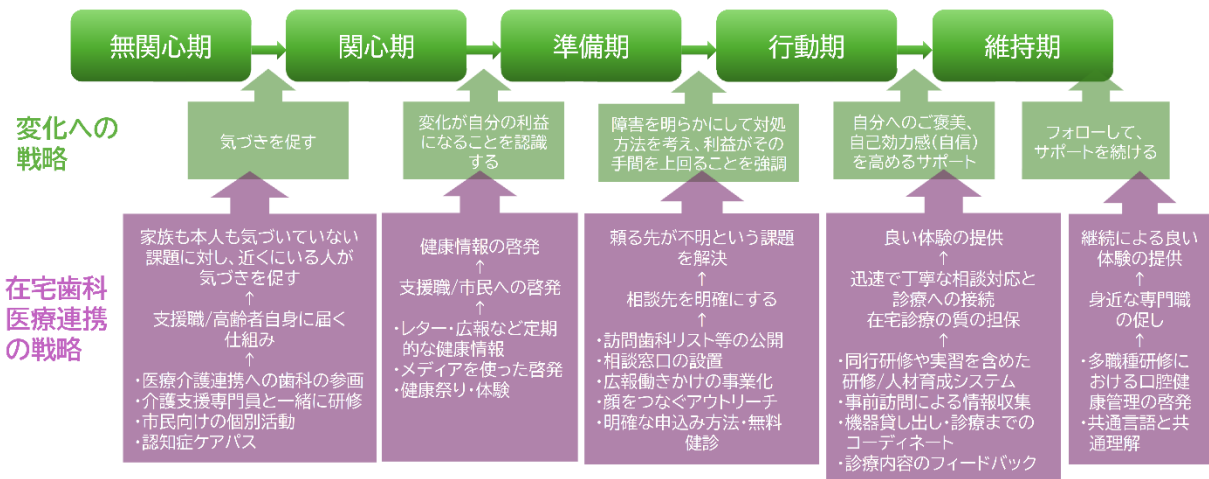
維持期：

## 4 継続医療の確保と定着

在宅療養においては継続医療の確保と定着が重要であり、それには身近な専門職の理解や促しが重要です。多職種研修会により共通言語を持つことで、地域全体で口腔の健康を維持し続ける伴走型の支援を継続します。

事例では、ステージに合わせ、受診側への働きかけと供給側（歯科医師）への支援を両輪で回すことにより、それぞれの地域の実情に即した連携体制構築の工夫がありました。

【変化のステージに応じた在宅歯科医療の多角的アプローチ】



変化のステージモデル(Transtheoretical Model(Prochaska & DiClemente, 1983))を引用

**12 1.1 豊島区**

[人口]	294,644	人	2025年1月現在
[高齢化率]	19.1	%	2025年1月現在
[面積]	13.1	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	321	施設	2023年10月現在
[歯科相談窓口数]	1	カ所	2025年12月現在

**16 1.2 名古屋市**

[人口]	2,303,004	人	2025年1月現在
[高齢化率]	25.0	%	2025年1月現在
[面積]	326.5	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	1,426	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療・介護連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**20 1.3 山梨県 峡南地域（5町）**

[人口]	45,661	人	2025年1月現在
[高齢化率]	41.6	%	2025年1月現在
[面積] ※本栖湖除く	1,060.0	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	22	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療支援センター数]	1	カ所	2025年12月現在

**22 2 福岡市**

[人口]	1,608,140	人	2025年1月現在
[高齢化率]	22.3	%	2025年1月現在
[面積]	343.5	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	1,044	施設	2023年10月現在
[口腔管理推進室・地域連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**24 3 札幌市**

[人口]	1,955,678	人	2025年1月現在
[高齢化率]	28.8	%	2025年1月現在
[面積]	1,121.3	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	1,183	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**26 4 群馬県 4地域**

**富岡甘楽**

[人口]	65,100	人	2025年1月現在
[高齢化率]	38.1	%	2025年1月現在
[面積]	488.7	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	28	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**藤岡多野**

[人口]	64,013	人	2025年1月現在
[高齢化率]	34.4	%	2025年1月現在
[面積]	476.7	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	30	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**館林邑楽**

[人口]	175,938	人	2025年1月現在
[高齢化率]	29.8	%	2025年1月現在
[面積]	193.3	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	76	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**太田新田 ※みどり市全域含む**

[人口]	271,545	人	2025年1月現在
[高齢化率]	27.0	%	2025年1月現在
[面積]	384.0	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	125	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**36 5 鳥取県**

[人口]	534,003	人	2025年1月現在
[高齢化率]	33.4	%	2025年1月現在
[面積]	3,507.0	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	256	施設	2023年10月現在
[地域歯科医療連携室数]	4	カ所	2025年12月現在

**40 6 福岡県**

[人口]	5,086,957	人	2025年1月現在
[高齢化率]	28.1	%	2025年1月現在
[面積]	4,987.7	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	3,042	施設	2023年10月現在
[口腔管理推進室数]	17	カ所	2025年12月現在

**44 7.1 愛知県**

[人口]	7,483,755	人	2025年1月現在
[高齢化率]	25.5	%	2025年1月現在
[面積]	5,173.2	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	3,696	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	1	カ所	2025年12月現在

**48 7.2 埼玉県**

[人口]	7,374,294	人	2025年1月現在
[高齢化率]	27.0	%	2025年1月現在
[面積]	3,797.8	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	3,510	施設	2023年10月現在
[推進窓口地域拠点・支援窓口数]	30	カ所	2025年12月現在

**52 8.1 新潟県**

[人口]	2,110,754	人	2025年1月現在
[高齢化率]	33.9	%	2025年1月現在
[面積]	12,583.7	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	1,092	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	17	カ所	2025年12月現在

**56 8.2 神奈川県**

[人口]	9,202,559	人	2025年1月現在
[高齢化率]	25.7	%	2025年1月現在
[面積]	2,416.5	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	4,899	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	27	カ所	2025年12月現在

**60 8.3 大阪府**

[人口]	8,771,961	人	2025年1月現在
[高齢化率]	26.9	%	2025年1月現在
[面積]	1,905.3	km <sup>2</sup>	2025年1月現在
[歯科診療所数]	5,411	施設	2023年10月現在
[在宅歯科医療連携室数]	1	カ所	2025年12月現在
[在宅歯科ケアステーション]	56	カ所	2025年12月現在

人口総数・高齢化率

令和7年1月1日住民基本台帳年齢級別人口(市区町村別)(総計)

面積

国土交通省国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調 令和7年1月1日(km<sup>2</sup>)

歯科診療所数

厚生労働省 在宅医療にかかる地域別データ集 令和5年1月1日

[委員一覧]

研究代表者	平野 浩彦	日本老年歯科医学会
研究分担者 (50音順)	秋野 憲一	札幌市保健福祉局
	飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構・未来ビジョン研究センター
	糸田 昌隆	大阪歯科大学附属病院口腔リハビリテーション科
	岩佐 康行	社会医療法人 原土井病院 歯科
	枝広あや子	東京都健康長寿医療センター研究所
	岡村 毅	東京都健康長寿医療センター研究所
	尾崎 由衛	歯科医院 丸尾崎
	貴島真佐子	社会医療法人若弘会 わかくさ竜間リハビリテーション病院
	小玉 剛	社会歯科学会
	進藤 由美	東京都健康長寿医療センター・国立長寿医療研究センター
	高田 靖	公益社団法人東京都豊島区歯科医師会
	多賀 努	東京都健康長寿医療センター研究所
	竹内 嘉伸	富山県南砺市地域包括支援センター
	田所 大典	仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課
	恒石美登里	日本歯科総合研究機構
	西村 一弘	駒澤女子大学
野村 圭介	公益社団法人日本歯科医師会	
増田絵美奈	日本歯科総合研究機構	
武藤 智美	公益社団法人日本歯科衛生士会	
涌井 智子	東京都健康長寿医療センター研究所	
渡邊 裕	北海道大学大学院歯学研究院高齢者歯科学教室	

令和7年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）  
歯科における認知症を含む高齢者への在宅医療・介護連携体制の調査検討事業

[報告書別冊] 地域における在宅歯科医療と多職種連携推進のための事例集  
～地域包括ケアシステムの深化に向けて～

[発行] 一般社団法人 日本老年歯科医学会

[編集] 地域における在宅歯科医療と多職種連携推進のための事例集 編集作業部会

令和8年3月  
禁無断転載



一般社団法人  
日本老年歯科医学会

